

# 中山間地域等直接支払制度 第5期対策中間年評価書（案）

---

令和5年8月

農林水産省

## 1 中間年評価の目的と概要

- (1) 中間年評価の目的・・・・・・・・・・・・・5
- (2) 各段階における評価等・・・・・・・・・・・・・6
- (3) 集落協定の自己評価・・・・・・・・・・・・・7
- (4) 市町村・道府県の自己評価・・・・・・・・・・・・・8
- (5) 集落協定等に対するアンケート調査・・・・・・・・・・・・・9
- (6) 集落協定等における次期対策の意向・・・・・・・・・・・・・10
- (7) 市町村・道府県が作成する中間年評価書・・・・・・・・・・・・・11

## 2 中間年評価結果の概要

- (1) 市町村による協定活動の評価結果等の概要・・・・・・・・・・・・・14
- (2) 市町村による推進体制等に対する自己評価結果の概要・・・・・・・・・・・・・15
- (3) アンケート調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・16
- (4) 次期対策の継続意向・・・・・・・・・・・・・18

## 3 次期対策に向けた主な検討課題・検討方向

- (1) これまでの議論等を踏まえた主な課題・・・・・・・・・・・・・20
- (2) 課題を踏まえた主な検討方向・・・・・・・・・・・・・21
- (3) 次期対策の検討に当たって参考となる国・道府県の第三者委員会における特徴的な意見等・・・・・・・・・・・・・22

## 4 市町村による協定の活動状況についての評価

- (1) ①協定の活動及び目標達成見込みに対する全体評価結果・・・・・・・・・・・・・24
- ②集落マスタープラン（必須）の活動に対する評価・・・・・・・・・・・・・26
- ③農業生産活動等として取り組むべき事項（必須）に対する評価・・・・・・・・・・・・・27
- ④集落戦略の作成見込みに対する評価・・・・・・・・・・・・・28
- ⑤加算の目標達成見込みに対する評価・・・・・・・・・・・・・30

## 4 市町村による協定の活動状況についての評価（つづき）

- (2) ①利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託（必須）に対する評価・・・・・・・・・・・・・32
- ②農業生産活動等として取り組むべき事項に対する評価・・・・・・・・・・・・・33
- ③利用権の設定等として取り組むべき事項に対する評価・・・・・・・・・・・・・34
- ④超急傾斜農地保全管理加算に対する評価・・・・・・・・・・・・・35

参考1 安全に配慮した共同取組活動の状況・・・・・・・・・・・・・36

## 5 市町村による協定に対する指導・助言

- (1) 市町村における評価結果が「△」又は「×」の協定に対する指導・助言の概要・・・・・・・・・・・・・38
- (2) ①集落マスタープランに対する指導・助言の内容・・・・・・・・・・・・・39
- ②農業生産活動等として取り組むべき事項に対する指導・助言の内容・・・・・・・・・・・・・40
- ③集落戦略の作成に対する指導・助言の内容・・・・・・・・・・・・・42
- ④加算に対する指導・助言の内容・・・・・・・・・・・・・43
- ⑤利用権の設定等又は同一生産工程における基幹的農作業の受委託の状況に対する指導・助言の内容・・・・・・・・・・・・・46

## 6 市町村、道府県の推進体制等に対する自己評価

- ①本制度を実施する市町村の推進体制等に関する自己評価・・・・・・・・・・・・・48
- ②市町村・道府県による協定の統合・広域化等に対する支援の状況・・・・・・・・・・・・・49
- ③市町村・道府県が本制度の推進や協定活動の目標達成に向けて連携している関係機関・・・・・・・・・・・・・51
- ④市町村・道府県による本制度の推進や協定活動への支援、関係機関との連携についての自己評価・・・・・・・・・・・・・53

参考2 集落協定からの本制度に関する要望等・・・・・・・・・・・・・54

## 【目次】(つづき)

### 7 集落協定等に対するアンケート調査結果

- (1) ①集落協定等が本制度に取り組んだことによる全体的な効果  
・加算に取り組んだことによる効果・・・・・・・・・・ 57
- ②集落協定等が本制度に取り組まなかった場合の農用地の  
荒廃状況等・・・・・・・・・・ 59
- ③集落協定が集落戦略を作成したことによる効果・・・・・・ 60
- ④集落協定が実施している各種活動・・・・・・・・・・ 61
- ⑤集落協定と廃止協定における、協定対象農用地と農業集落  
の農用地の範囲・・・・・・・・・・ 63
- (2) 個別協定における今後の経営意向・・・・・・・・・・ 64
- (3) ①廃止協定における集落の状況・・・・・・・・・・ 65
- ②廃止協定における5年後（R10年）の集落の状況等・・・・ 67
- (4) ①未実施集落における農用地の状況等・・・・・・・・・・ 68
- ②未実施集落における集落の状況・・・・・・・・・・ 70
- ③未実施集落における、本制度の認知度、今後の取組意向・・ 71
- (5) ①本制度実施市町村における第5期対策の効果・・・・・・・・ 72
- ②本制度実施市町村が要望する支援等・・・・・・・・・・ 74
- ③本制度実施市町村における次期対策の協定数等・・・・・・・・ 76
- ④本制度実施市町村における5年後（R10年度）の農用地の  
荒廃状況、今後の農村RMOの推進意向・・・・・・・・・・ 78
- ⑤本制度実施市町村における集落戦略の作成を推進するに  
当たって苦労した点・工夫した点・・・・・・・・・・ 80

### 8 次期対策の継続意向

- (1) ①次期対策の継続・広域化の意向（集落協定）・・・・・・ 83
- ②次期対策の継続・広域化の意向（個別協定）・・・・・・ 85
- ③集落協定役員の状況と次期対策の役員の目途・・・・・・・・ 86
- (2) 集落協定における事務の委託状況・・・・・・・・・・ 87

### 9 道府県及び道府県第三者委員会における特徴的な意見等

- (1) 制度の在り方・・・・・・・・・・ 89
- (2) 農用地の利用・・・・・・・・・・ 89
- (3) ①制度の課題（事務負担の軽減）・・・・・・・・・・ 90
- ②制度の課題（協定の統合・広域化）・・・・・・・・・・ 90
- ③制度の課題（活動のサポート）・・・・・・・・・・ 90
- ④制度の課題（多様な組織との連携）・・・・・・・・・・ 91
- ⑤制度の課題（農村RMOの推進）・・・・・・・・・・ 91
- ⑥制度の課題（その他）・・・・・・・・・・ 91

## 1 中間年評価の目的と概要

---

# 1-(1) 中間年評価の目的

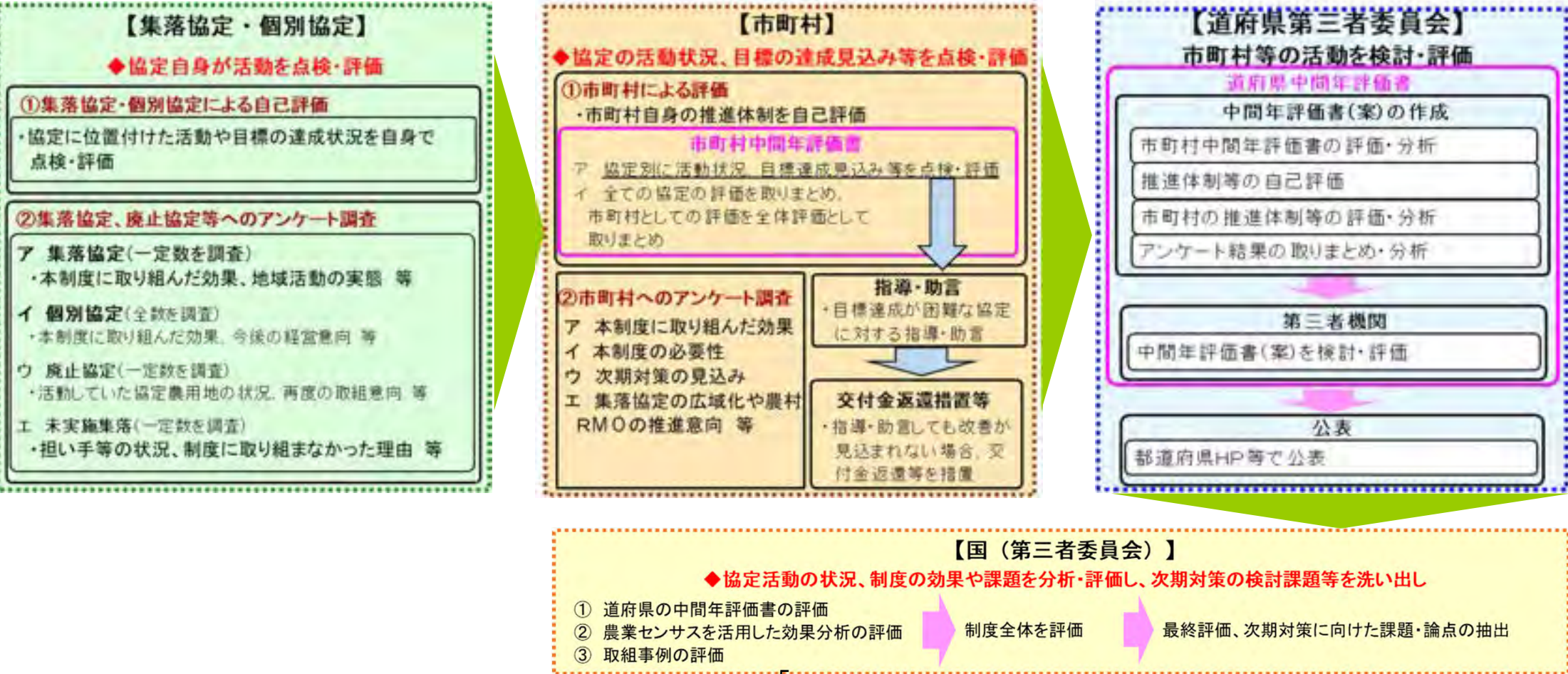
## 【第5期対策における中間年評価の目的とねらい、流れ】

【目的】 協定活動の実施状況の点検・評価、本制度の効果や課題を把握することにより、制度の主旨を踏まえた適切な協定活動を推進するとともに、R6年度の最終評価における検討課題の洗い出し、R7年度からの次期対策に向けた検討に資するものとする。

## 【各段階における中間年評価のねらい】

- 1 集落段階
- 協定自身がR4年度時点の活動状況を点検するとともに、R6年度末における目標達成状況の評価
- 2 市町村段階
- 管内の協定の活動状況、目標達成見込み等を点検・評価し、目標達成が困難な協定に対する指導・助言
- 3 道府県段階(第三者委員会)
- 管内全体の協定活動の状況やアンケートによる制度の効果等を踏まえ、課題を検討・評価
- 4 国段階(第三者委員会)
- 協定活動の状況、制度の効果や課題を検討・評価し、次期対策の検討課題等を洗い出し

## 【中間年評価の流れ】





1－(2) 各段階における評価等

|             | 集落協定・個別協定等                                                                                                    | 市町村                                                                                                                             | 道府県                                       | 国                                                                                                                                       |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 活動状況等の評価    | ○ R4年度時点の活動状況を点検するとともに、R6年度末における目標達成状況を評価                                                                     | ① 協定別に活動状況、目標達成見込み等を点検・評価(このほか、目標達成が困難な協定に対する指導・助言を実施)<br><br>② 全ての協定の点検・評価結果を取りまとめ、市町村として全体評価を実施(中間年評価書の作成)<br><br>※自らの推進体制を評価 | ○ 県全体の活動状況を分析・評価<br><br>※自らの推進体制を評価       | ○ 協定の活動状況を分析・評価                                                                                                                         |
| アンケート調査     | 集落協定等に対するアンケート<br>① 集落協定・個別協定<br>・本制度に取り組んだ効果 等<br><br>② 廃止協定<br>・農用地の状況 等<br><br>③ 未実施集落<br>・制度に取り組まなかった理由 等 | ○ 市町村に対するアンケート<br>・本制度に取り組んだ効果<br>・次期対策の見込み<br>・集落協定の広域化の意向 等                                                                   | ○ 集落協定や市町村に対して実施したアンケート結果を基に、制度の効果等を分析・評価 | ○ アンケート結果を基に、制度の効果等を分析・評価                                                                                                               |
| 第三者委員会による評価 |                                                                                                               |                                                                                                                                 |                                           | ① 第三者委員会を開催し、<br>・センサスデータを活用した効果分析、活動事例を評価(R5年3月)<br>・本制度の効果等を評価(R5年6月)<br>・協定の活動状況を評価(R5年8月)<br><br>② 最終評価、次期対策に向けた検討課題・論点の洗い出し(R5年8月) |

※1：赤字は、第7回第三者委員会の議題に関する内容

2：青字は、これまでの第三者委員会において説明した内容

# 1ー(3) 集落協定の自己評価

## 【集落協定が行う自己評価項目と、市町村による集落協定の評価基準】

集落協定は、自身が定めた活動や目標について、中間年（R4年度）の実施状況を点検し、最終年（R6年度末）における目標達成見込みを評価する。

市町村は、各集落協定が行った点検・評価結果を評価基準に基づき活動内容毎に評価した上で、全体評価の基準に基づいて、当該集落協定を評価（全体評価）する。

↑  
※赤いラインは、  
第7回第三者委員会の  
議題に関するページ  
（以下、同じ。）

### 集落協定の自己評価

☞ R4年度の実施状況及びR6年度末の実施見込みを自己評価

- 1 集落マスタープランに係る活動【全ての協定】
- 2 農業生産活動等として取り組むべき事項【全ての協定】
  - (1) 耕作放棄の防止等の活動
  - (2) 水路・農道等の管理
  - (3) 多面的機能を増進する活動
  - (4) 安全に配慮した共同取組活動

☞ R6年度末の作成見込みを自己評価

- 3 集落戦略の作成見込み【体制整備単価協定】
  - (1) 集落戦略の話し合いの回数・参加者
  - (2) 集落戦略の作成見込み

☞ R6年度末の目標達成見込みを自己評価

- 4 加算措置の目標達成見込み【加算実施協定】
  - (1) 棚田地域振興活動加算
  - (2) 超急傾斜農地保全管理加算
  - (3) 集落協定広域化加算
  - (4) 集落機能強化加算
  - (5) 生産性向上加算

### 市町村による評価基準

- 1 集落マスタープランに係る活動
- 2 農業生産活動等として取り組むべき事項

◎：最終年においても活動の実施が確実に見込まれる  
○：最終年においても活動の実施が見込まれる  
△：市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる  
×：最終年においても活動の実施が困難

- 3 集落戦略の作成見込み

◎：最終年までに作成が確実に見込まれる（作成済み）  
○：最終年までに作成が見込まれる  
△：最終年までの作成に不安がある  
×：最終年までの作成見込みが立っていない

- 4 加算措置の目標達成見込み

◎：最終年までに目標達成が確実に見込まれる（目標達成済み）  
○：最終年までに目標達成が見込まれる  
△：市町村が指導・助言することで、最終年までに目標達成が見込まれる  
×：市町村が指導・助言したとしても、最終年までに目標達成が困難

### 全体評価

#### 全体評価の基準

優：評価項目の1から4が◎又は○であること  
良：評価項目の1から4に×がなく、1と2及び4に△がないこと  
可：評価項目の1から4に×がないこと  
不可：評価項目の1から4に×があること

# 1－（4）市町村・道府県の自己評価

## 【市町村及び道府県による本制度の推進体制等に関する自己評価の項目】

本制度の効果的な推進のため、

- ① 市町村は、集落協定等に対する支援や本制度の推進体制について、自身で点検・評価する。
- ② 道府県は、市町村及び道府県の出先機関に対して行った支援や制度の推進体制について、自身で点検・評価する。

### 市町村による自己評価

#### 1 市町村の推進体制

本制度の推進に当たって、市町村の体制や集落協定に対する支援状況について自己点検

- ① 制度に関係する職員数・業務日数
- ② 協定の統合・広域化等に対する支援状況
- ③ 廃止協定、未実施集落に対する支援の状況
- ④ 集落戦略の作成に対する支援の状況

#### 2 関係機関との連携状況

本制度の推進及び集落協定による活動目標の達成に向けた支援に当たって、連携している関係機関・団体の状況について自己点検

#### 3 本制度の推進に対する自己評価

「1 市町村の推進体制」及び「2 関係機関との連携状況」の自己点検結果について、自己評価する

- ◎：十分な推進や支援を行っている  
○：一定程度の推進や支援を行っている  
△：推進や支援を十分していない  
×：推進や支援をしていない

### 道府県による自己評価

#### 1 市町村及び道府県の出先機関に対して行った本制度の推進内容

本制度の推進に当たって、市町村等に対する支援状況について自己点検

- ① 協定の統合・広域化等に対する支援状況
- ② 廃止協定、未実施集落に対する支援の状況
- ③ 集落戦略の作成に対する支援の状況

#### 2 関係機関との連携状況

本制度の推進及び集落協定による活動目標の達成に向けた支援に当たって、連携している関係機関・団体の状況について自己点検

#### 3 本制度の推進に対する自己評価

「1 市町村及び道府県の出先機関に対して行った本制度の推進内容」及び「2 関係機関との連携状況」の自己点検結果について、自己評価する

- ◎：十分な推進や支援を行っている  
○：一定程度の推進や支援を行っている  
△：推進や支援を十分していない  
×：推進や支援をしていない



# 1ー(5) 集落協定等に対するアンケート調査

## 【調査の標本数、調査対象、調査項目】

集落協定等に対してアンケートを行い、本制度を実施したことによる効果、集落協定が行っている地域活動の実態や連携組織等を調査し、次期対策の検討に資する。

活動を廃止した集落協定（以下「廃止協定」という。）やこれまで本制度に取り組んだことのない集落（以下「未実施集落」という。）に対してアンケートを行い、農地の利用状況のほか、地域活動の実態等を調査し、次期対策の推進の在り方や中山間地域対策全般の検討に資する。



※青いラインは、これまでの第三者委員会の議題に関するページ  
(以下、同じ。)

### 1 調査標本数

|        | 集落協定   | 個別協定 | 廃止協定  | 未実施集落 | 市町村  |
|--------|--------|------|-------|-------|------|
| 調査対象数計 | 23,421 | 564  | 1,568 | 6,308 | 990  |
| 標本数    | 4,681  | 564  | 626   | 1,264 | 990  |
| 標本抽出率  | 20%    | 100% | 40%   | 20%   | 100% |

### 3 調査項目

#### 1 集落協定、個別協定

- ① 協定の農用地と農業集落の農用地の範囲（集落協定のみ）
- ② 集落戦略作成に当たっての工夫や作成による効果（集落協定のみ）
- ③ 第5期対策による効果、本制度に取り組まなかった場合の農地の荒廃状況
- ④ 集落協定が実施している地域活動と連携する組織（今後の意向）
- ⑤ 個別協定の今後の経営意向 等

#### 2 廃止協定

- ① 協定活動をしていた農用地の現在の状況
- ② 集落の共同活動の状況
- ③ 5年後の農地やリーダー等の状況
- ④ 本制度への再度の取組意向 等

#### 3 未実施集落

- ① 集落のリーダーの有無や共同活動の状況
- ② 農用地の状況（5年後の状況を含む）
- ③ 本制度に取り組まなかった理由、今後の取組意向 等

#### 4 市町村

- ① 第5期対策による効果、本制度の必要性
- ② 本制度の改善点
- ③ 次期対策の協定数の見込み、広域化の推進意向
- ④ 集落戦略作成に当たっての工夫や作成による効果
- ⑤ 農村RMOへの推進意向

### 2 アンケート対象と調査標本の抽出法

#### 1 集落協定、個別協定

R2年度に本制度を実施した集落協定及び個別協定

#### 2 廃止協定

第4期対策末（R1年度）で活動を廃止した集落協定のうち、交付面積が10ha未満、かつ廃止理由が「5年間続ける自信がない」又は「リーダーがいない」とした集落協定。

#### 3 未実施集落

農林統計上の中山間地域がある市町村の中で、第5期対策において本制度を実施した協定が存在しない農業集落。

#### 4 市町村

R2年度に本制度を実施した市町村。

#### 調査標本の抽出方法

「個別協定」及び「市町村」は対象数が少ないため全数調査として実施する一方、これ以外は市町村の事務負担軽減の観点から、層化抽出法により一定数を抽出して実施。

# 1－(6) 集落協定等における次期対策の意向

## 【次期対策への活動の継続意向】

すべての集落協定及び個別協定を対象として、次期対策における活動の継続意向や役員の見込み、協定の広域化に対する意向等を調査し、次期対策の検討に資する。

### 1 次期対策（R7年度～）の意向

- ① 活動継続の意向
- ② 継続意向のある協定の広域化の意向
- ③ 廃止意向のある協定の廃止理由

### 2 集落協定の役員の状況

- ① 役員の年齢、経験年数
- ② 継続意向のある協定の役員の見込み
- ③ 事務委託の状況と今後の意向

### 3 個別協定の概要

- ① 協定代表者の年齢
- ② 後継者の有無

## 【参考】

### 中山間地域等直接支払交付金実施要領等における評価に関する規定

#### 中山間地域等直接支払交付金実施要領

#### 第8 第三者機関の設置

- 1 国は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう都道府県に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価、特認地域及び特認基準についての調整等を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 2 都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討等を行う中立的な第三者機関を設置する。

#### 第13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 市町村長は集落等の取組状況を評価し、その結果を都道府県知事に報告することとする。
- 3 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を地方農政局長を経由して農村振興局長に報告することとする。
- 4 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5年後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、3年後に所要の見直しを行う。

#### 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用

#### 第17 交付金交付の評価

- 1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。
  - (1) 中間年評価は、令和5年8月末までに実施する。
  - (2) 最終評価は、令和6年8月末までに実施する。
- 2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況及び別記7における作物の栽培又は農用地の管理の適正な実施の確認方法等について行う。
- 3 市町村は、中間年評価において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、第9の1の(3)から(9)までの措置を講ずるものとする。

# 1－(7) 市町村・道府県が作成する中間年評価書

## 【中間年評価書の内容と道府県第三者委員会の意見】

市町村・道府県は、協定活動の実施状況等の点検・評価のほか、次期対策への活動継続見込み、本制度に取り組んだことによる効果、地域活動の実態等について中間年評価書に取りまとめ、総合的に評価する。

道府県の第三者委員会は、中間年評価書の内容を検討・評価するとともに、必要な意見を付すものとする。

### 市町村 中間年評価書の内容

#### 1 集落協定等の自己評価に対する市町村としての評価

##### (1) 協定が定めた活動や目標の達成状況に関する評価

- ① 市町村による全体評価(市町村の所見を含む)
- ② 市町村による評価の結果、△(市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる)又は×(最終年においても活動の実施が困難)とした集落協定等に対する指導・助言の状況

##### (2) 集落協定の話し合いと集落戦略の作成状況

- ① 集落協定の話し合いの回数(市町村の所見含む)
- ② 集落戦略の話し合いの状況(市町村の所見含む)

##### (3) 集落協定等からの市町村への要望 (市町村の所見を含む)

#### 2 次期対策(R7年度～)の意向

##### (1) 集落協定等における次期対策の意向

- ① 活動継続の意向(広域化の意向、協定廃止理由を含む)
- ② 市町村による集落協定広域化の推進方針及び廃止協定に対する働きかけの方針

##### (2) 集落協定等の役員の状況

- ① 役員の年齢、次期対策における役員の見込み
- ② 事務委託の意向
- ③ 集落協定の役員確保に向けた推進方針

### 道府県 中間年評価書の内容

#### 1 市町村による集落協定等への全体評価に対する道府県としての評価

##### (1) 協定に定めた活動や目標の達成状況に関する評価

- ① 道府県による全体評価(道府県の所見を含む)
- ② 市町村による評価の結果、△又は×とした集落協定等に対する指導・助言の状況

##### (2) 集落協定の話し合いと集落戦略の作成状況

- ① 集落協定の話し合いの回数(道府県の所見含む)
- ② 集落戦略の話し合いの状況(道府県の所見含む)
- ③ 第三者委員会の意見

##### (3) 集落協定等からの市町村への要望(市町村の所見含む)

- ① 要望の内容
- ② 道府県の所見及び第三者委員会の意見

#### 2 次期対策(R7年度～)の意向

##### (1) 集落協定等における次期対策の意向

- ① 活動継続の意向(広域化の意向、協定廃止理由を含む)
- ② 道府県による集落協定広域化の推進方針及び廃止協定に対する働きかけの方針
- ③ 第三者委員会の意見

##### (2) 集落協定等の役員の状況

- ① 役員の年齢、次期対策における役員の見込み等
- ② 事務委託の意向
- ③ 集落協定の役員確保に向けた推進方針
- ④ 第三者委員会の意見

#### 3 アンケート調査結果に対する道府県の評価

##### (1) 集落協定等に対するアンケート結果

- ① 集落協定の農用地と農業集落の農用地の範囲
- ② 集落戦略作成に当たっての工夫や作成による効果
- ③ 集落協定等が本制度に取り組んだ効果等
- ④ 集落協定が実施している地域活動等
- ⑤ 個別協定の今後の経営意向等
- ⑥ 道府県の所見及び第三者委員会の意見

##### (2) 廃止協定

- ① 協定活動をしていた農用地の現在の状況
- ② 集落の共同活動の状況
- ③ 5年後の農地やリーダー等の状況
- ④ 本制度への再度の取組意向等
- ⑤ 道府県の所見及び第三者委員会の意見

##### (3) 未実施集落

- ① 集落のリーダーの有無や共同活動の状況
- ② 農用地の状況(5年後の状況を含む)
- ③ 本制度に取り組まなかった理由、今後の意向等
- ④ 道府県の所見及び第三者委員会の意見

##### (4) 市町村

- ① 本制度に取り組んだ市町村における効果等
- ② 本制度の改善点
- ③ 次期対策の協定数の見込み、取組方針
- ④ 集落戦略作成による効果等
- ⑤ 市町村による農村RMOへの推進意向
- ⑥ 道府県の所見及び第三者委員会の意見

## 2 中間年評価結果の概要

---

# 【参考】活動状況の点検・評価、集落協定等に対するアンケート調査等の目的、対象数等について

## 1 活動状況等の点検・評価

### (1) 目的

協定活動の実施状況を点検・評価し、制度の趣旨を踏まえた適切な協定活動を推進する。

### (2) 点検・評価の対象協定数

| 集落協定   | 個別協定 |
|--------|------|
| 23,580 | 573  |

### (3) 点検・評価の対象

R 4 年 6 月現在活動しているすべての集落協定及び個別協定。

## 2 次期対策の継続意向

### (1) 目的

次期対策における活動の継続意向や役員の見込み、協定の広域化に対する意向等を把握し、次期対策の検討に資する。

### (2) 次期対策継続意向把握の対象協定数

| 集落協定   | 個別協定 |
|--------|------|
| 23,580 | 573  |

### (3) 次期対策継続意向把握の対象

R 4 年 6 月現在活動しているすべての集落協定及び個別協定。

## 3 集落協定等に対するアンケート調査

### (1) 目的

本制度を実施したことによる効果、集落協定が行っている地域活動の実態や連携組織等のほか、廃止協定、未実施集落における農地の利用状況、地域活動の実態等を把握し、次期対策の検討や本制度の推進の在り方、中山間地域対策全般の検討に資する。

### (2) アンケート調査の対象数と標本数

|       | 集落協定   | 個別協定 | 廃止協定  | 未実施集落 | 市町村  |
|-------|--------|------|-------|-------|------|
| 対象数   | 23,421 | 564  | 1,568 | 6,308 | 990  |
| 標本数   | 4,681  | 564  | 626   | 1,264 | 990  |
| 標本抽出率 | 20%    | 100% | 40%   | 20%   | 100% |

※「個別協定」及び「市町村」は対象数が少ないため全数を調査。  
これ以外は市町村の事務負担軽減の観点から、層化抽出法により一定数を抽出し調査。

### (3) アンケート調査の対象

#### ① 集落協定、個別協定

R 2 年度に本制度を実施した集落協定及び個別協定

#### ② 廃止協定

第 4 期対策末（R 1 年度）で活動を廃止した集落協定のうち、交付面積が 10ha 未満、かつ廃止理由が「5 年間続ける自信がない」又は「リーダーがいない」とした集落協定。

#### ③ 未実施集落

農林統計上の中山間地域がある市町村の中で、第 5 期対策において本制度を実施した協定が存在しない農業集落。

#### ④ 市町村

R 2 年度に本制度を実施した市町村。

※ 1：赤字は、第 7 回第三者委員会の議題に関する内容

2：青字は、これまでの第三者委員会において説明した内容



2 - (1) 市町村による協定活動の評価結果等の概要 (集落協定・個別協定)

1 協定活動の全体評価

◆ 各協定の活動状況等を総合的に評価した全体評価については、集落協定・個別協定ともに、順調に活動できていると考えられる。

2 集落マスタープランに対する評価

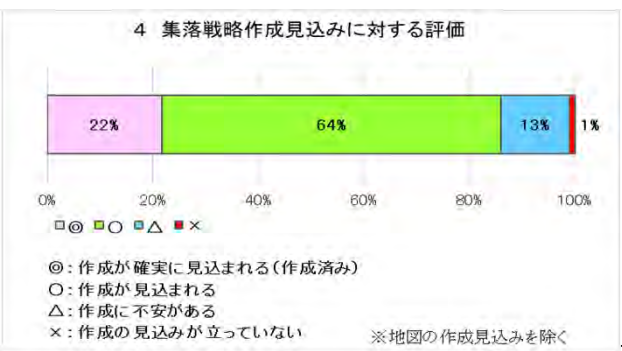
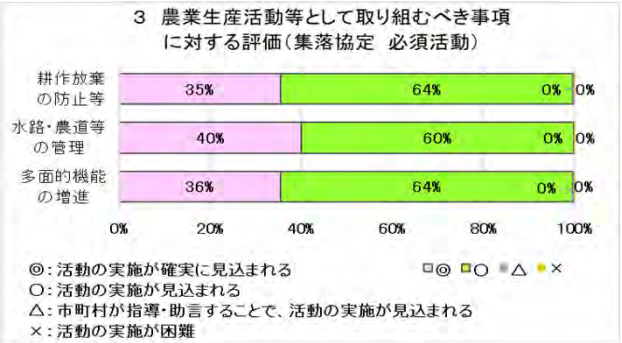
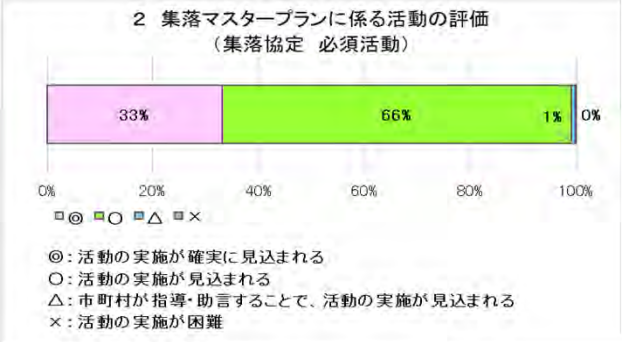
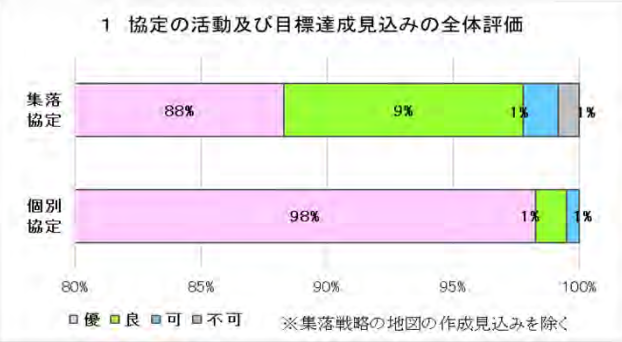
◆ 集落マスタープランに基づく活動（必須）については、ほとんどの集落協定が最終年においても活動が見込まれるため、活動状況は順調と考えられる。

3 農業生産活動等として取り組むべき事項に対する評価

◆ 耕作放棄の防止等、水路・農道等の管理等の活動等（必須）については、ほとんどの集落協定が最終年においても活動が見込まれるため、活動状況は順調と考えられる。

4 集落戦略作成見込みに対する評価

◆ 新型コロナウイルス感染症対策により話し合いを控えざるを得なかったことなどの理由から、最終年の末までの作成に不安がある協定が多い状況。  
市町村による対象協定に対する徹底した指導・助言が必要。



5 加算の目標達成見込みに対する評価

◆ 棚田地域振興活動加算や集落機能強化加算等の5加算については、加算に取り組んでいるほとんどの集落協定が最終年の末までに、目標達成が見込まれるため、活動状況は順調と考えられる。



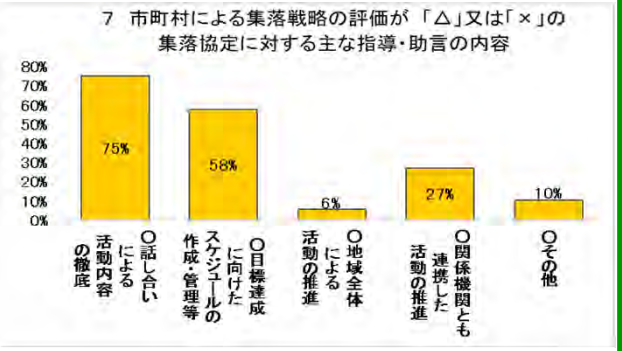
6 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業受委託に対する評価

◆ 個別協定の要件である利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業受委託については、ほとんどの個別協定が最終年においても活動が見込まれるため、活動状況は順調と考えられる。



7 集落戦略の評価が「△」又は「×」の協定に対する指導・助言

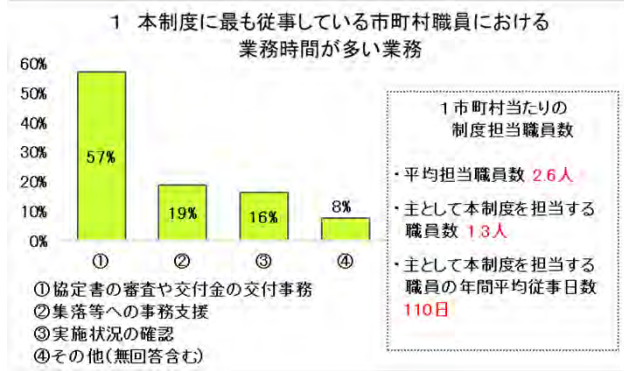
◆ 市町村による指導・助言については、話し合いによる活動内容の徹底や目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等が多い状況。  
集落協定も指導・助言に従い真剣な話し合いと、集落戦略作成のための取組が必要。



2 - (2) 市町村による推進体制等に対する自己評価結果の概要

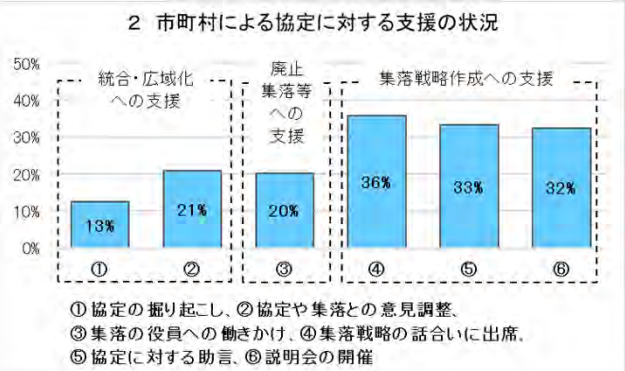
1 本制度を主として担当している職員の業務内容

◆ 本制度を主として担当している職員は、1市町村当たり1.3人。その業務については、協定書の審査や交付金の交付事務に非常に多くの時間を要している状況。

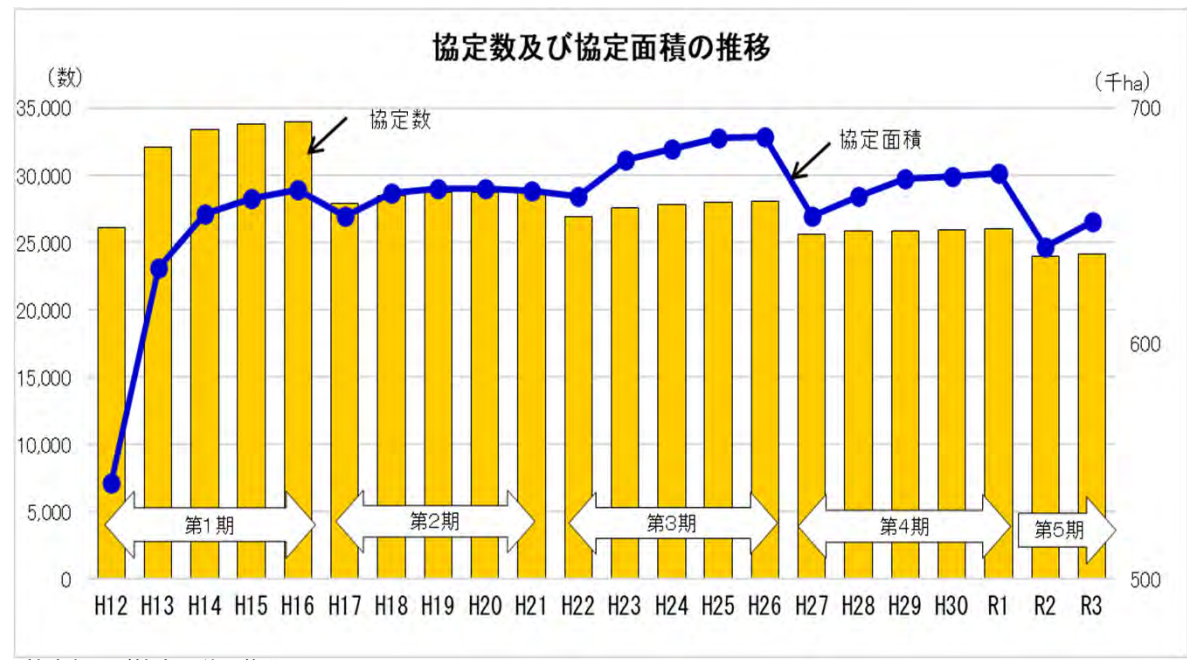


2 市町村による協定に対する支援の状況

◆ 市町村は限られた人員で、協定書の審査や集落戦略の作成支援などに多くの時間を要しており、広域化や廃止協定への働きかけなどに取り組めないことから、多様な組織の参画を得て、事務手続きや協定活動の支援を担うような仕掛けづくりが必要。



(参考) 実施状況の推移



協定数及び協定面積の推移

|      | H12    | H13    | H14    | H15    | H16    | H17    | H18    | H19    | H20    | H21    | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 協定数  | 26,119 | 32,067 | 33,376 | 33,775 | 33,969 | 27,869 | 28,515 | 28,708 | 28,757 | 28,765 | 26,937 | 27,570 | 27,849 | 28,001 | 28,078 | 25,635 | 25,883 | 25,868 | 25,958 | 26,013 | 23,985 | 24,171 |
| 協定面積 | 541    | 632    | 655    | 662    | 665    | 654    | 664    | 666    | 666    | 665    | 663    | 678    | 683    | 687    | 688    | 654    | 662    | 670    | 671    | 672    | 641    | 652    |

集落協定の姿(R3年度)

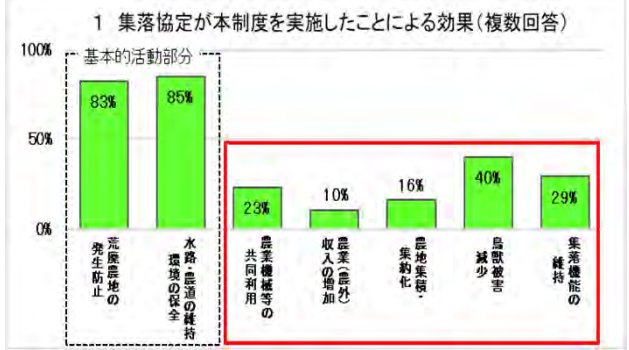
|            | 集落<br>協定数 | 協定<br>農用地<br>面積<br>(ha) | 1集落協定当たりの状況             |                   |            |              |                  |                   |       |
|------------|-----------|-------------------------|-------------------------|-------------------|------------|--------------|------------------|-------------------|-------|
|            |           |                         | 協定<br>農用地<br>面積<br>(ha) | 協定参加者の状況          |            |              | 交付<br>金額<br>(万円) | 共同取組<br>活動費<br>割合 |       |
|            |           |                         |                         | 協定<br>参加者数<br>(人) | 非農家<br>の割合 | 75歳以上<br>の割合 |                  |                   |       |
| 集落協定 計(平均) | 23,592    | 645,715                 | 27.4                    | 21.3              | 4.3%       | 25.2%        | 219.4            | 46.4%             |       |
| 基礎単価       | 5,518     | 48,614                  | 8.8                     | 15.7              | 2.4%       | 27.5%        | 91.4             | 41.2%             |       |
| 体制整備単価     | 18,074    | 597,101                 | 33.0                    | 23.0              | 4.7%       | 24.8%        | 258.5            | 47.0%             |       |
| 面積規模別      | 5ha未満     | 7,809                   | 23,335                  | 3.0               | 9.0        | 3.1%         | 26.7%            | 46.2              | 44.6% |
|            | 5ha～10ha  | 6,226                   | 45,002                  | 7.2               | 15.8       | 3.6%         | 26.7%            | 106.5             | 45.1% |
|            | 10ha～15ha | 3,289                   | 40,335                  | 12.3              | 21.7       | 5.0%         | 26.0%            | 175.4             | 46.7% |
|            | 15ha～20ha | 1,919                   | 33,262                  | 17.3              | 27.0       | 4.3%         | 25.6%            | 248.0             | 46.7% |
|            | 20ha～50ha | 3,331                   | 99,497                  | 29.9              | 37.5       | 4.9%         | 25.0%            | 426.0             | 46.2% |
|            | 50ha以上    | 1,018                   | 404,283                 | 397.1             | 84.4       | 4.5%         | 21.8%            | 1,651.5           | 47.3% |



2 - (3) - ① アンケート調査結果の概要（集落協定・個別協定、廃止協定、未実施集落）

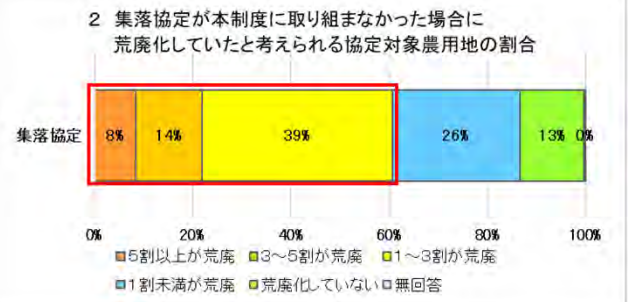
1 集落協定が本制度に取り組んだ効果

◆ 荒廃農地の発生防止や水路・農道等の維持の基本的活動以外に「鳥獣被害減少」「集落機能の維持」「農地の集積・集約化」にも効果。



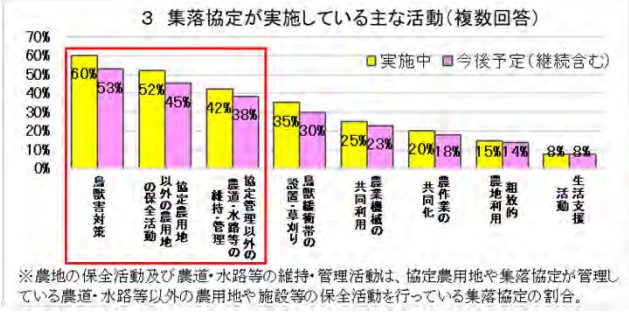
2 集落協定が第5期対策に取り組まなかった場合の農用地の荒廃状況

◆ 協定農用地の1割以上が荒廃化していたと考える集落協定が約60%あり、本制度は農用地の荒廃防止に大きく寄与。



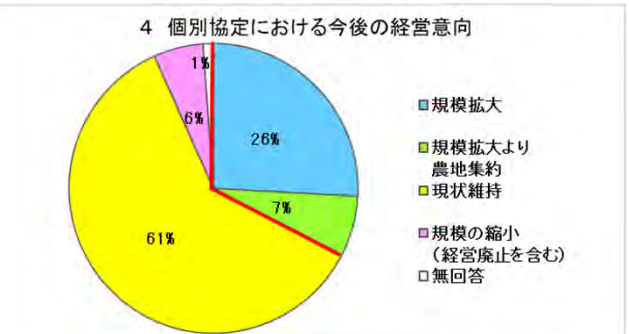
3 集落協定が実施している主な活動

◆ 今後ともに「鳥獣害対策」を行う集落協定が最も多く、次いで「協定農用地以外の農用地の保全活動」を実施する集落協定が多い状況。



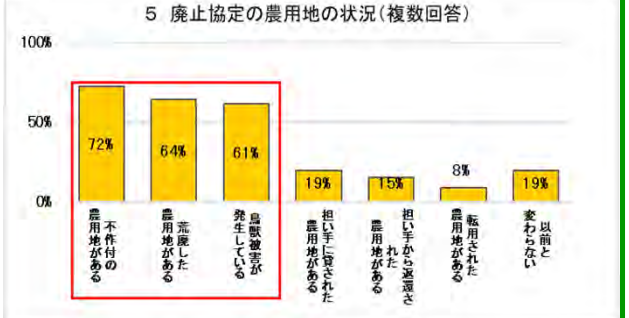
4 個別協定の今後の経営意向

◆ 個別協定の3割が今後、農用地の「集積・集約化」による経営の効率化を図る意向を持っている。



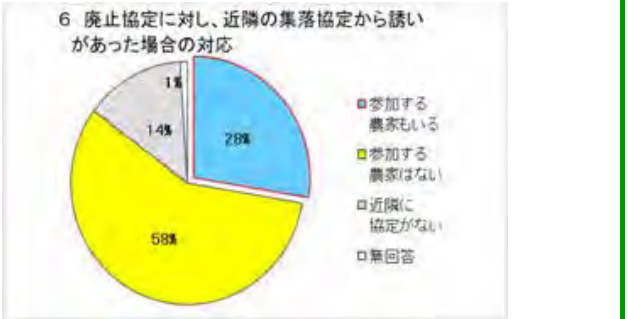
5 廃止協定が活動していた農用地の状況

◆ 6割以上の廃止協定で、活動していた農用地が不作付地や荒廃化するなど、維持・管理の程度が低下している。



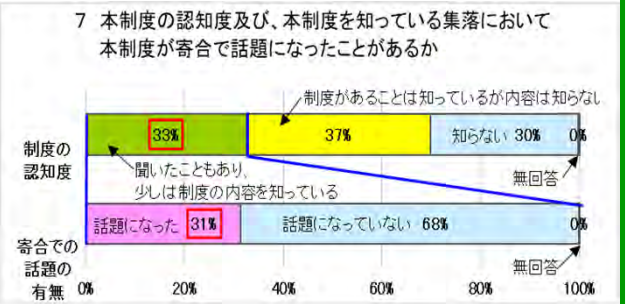
6 廃止協定に、近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応

◆ 約3割の廃止協定では、「近隣の協定に参加する農家がいる」としており、こうした農家の意向把握と協定活動に参加できる仕組みづくりが必要。



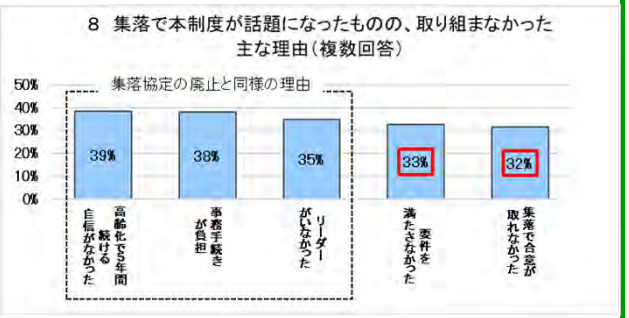
7 未実施集落における本制度の認知度、本制度が寄合で話題になったことがあるか

◆ 未実施集落の約3割が本制度の内容を知っており、このうち、寄合で本制度が話題になった集落は約3割。



8 集落の寄合で話題になったものの、本制度に取り組まなかった理由(未実施集落)

◆ 「制度の要件を満たさなかった」や「集落で合意が取れなかった」ため、取り組まなかった集落が約3割。



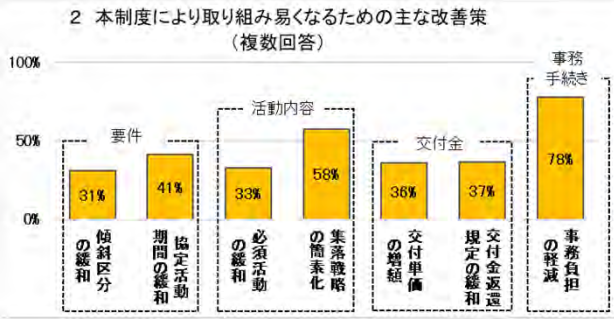
1 本制度の必要性

◆ ほぼすべての市町村が本制度の継続を要望しており、特に「現行制度を維持し継続」を要望する市町村が多い状況。



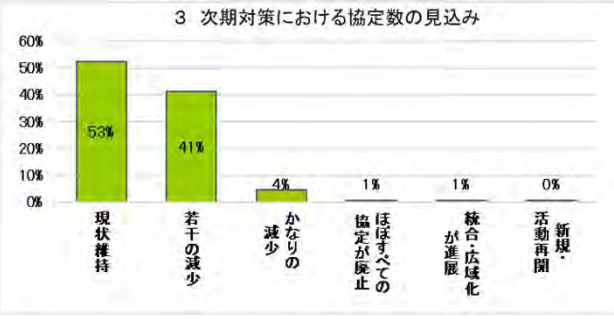
2 本制度に取り組み易くなるための有効な改善策

◆ 制度の要件や内容に係る改善要望が多い中、約8割の市町村が「事務負担の軽減」を求めており、事務手続きの見直しが課題。



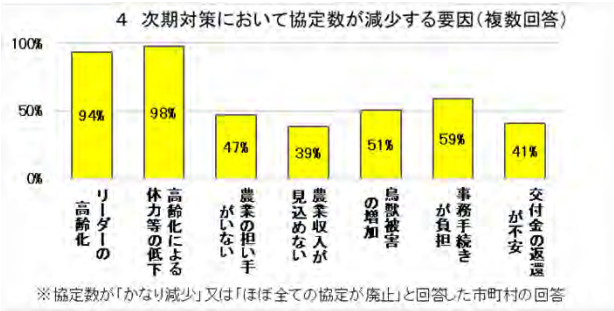
3 次期対策の協定数の見込み

◆ 「現状維持」が約5割、「若干の減少」が約4割で、協定数は概ね維持される見込みではあるが、高齢化が進む中、協定参加者や協定面積の減少が予想される。



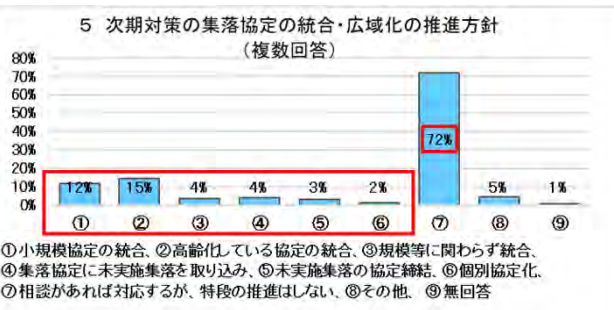
4 協定数が減少する要因

◆ 協定数が「かなり減少」又は「ほぼ全て廃止」と回答した市町村では、「高齢化」や「事務手続きが負担」として、廃止する協定が多いと見込んでいる。



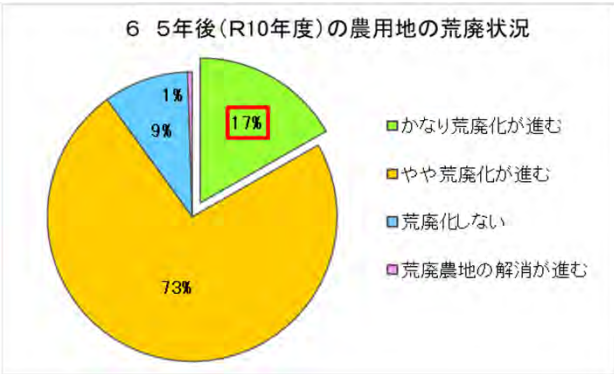
5 次期対策の集落協定の統合・広域化の推進方針

◆ 小規模協定の廃止が課題となる中、その対策として協定の統合・広域化が有効と考えられるが、約7割の市町村は「相談があれば対応する」としている



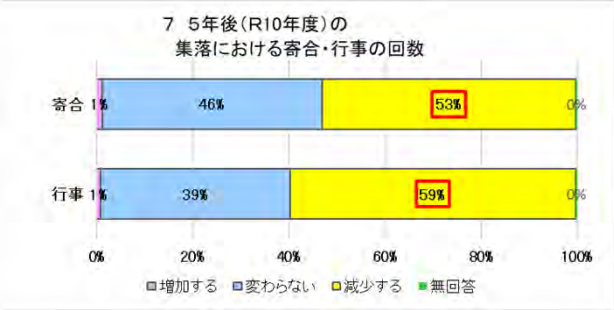
6 5年後(R10年度)の農用地の荒廃状況

◆ 「かなり荒廃化が進む」と考えている市町村が約2割、「やや荒廃化が進む」が約7割となっている。



7 5年後(R10年度)の集落における寄合・行事の回数

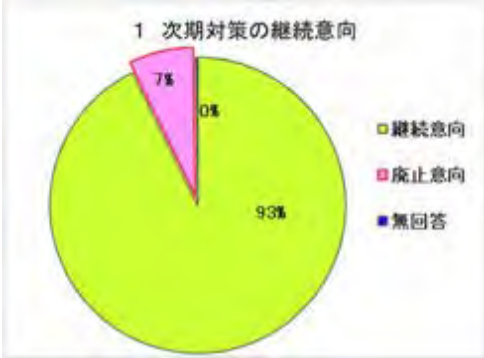
◆ 寄合の回数及び行事ともに、「減少する」と考えている市町村が多く、高齢化が進む中、寄合や行事を行うことがさらに難しくなることから、これらを補完し、地域で支え合う仕組みづくりが必要。





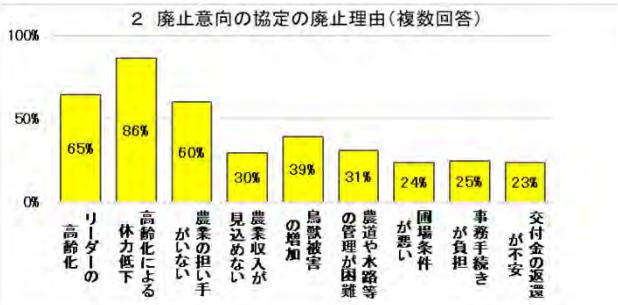
1 次期対策の継続意向

◆ 約9割の集落協定が継続の意向を示しているものの、高齢化が進む状況を踏まえると、協定参加者や協定面積の減少が予想される。



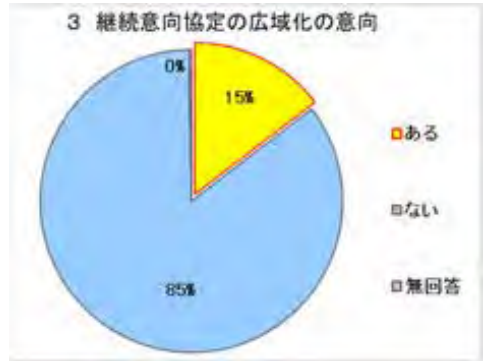
2 廃止意向協定の廃止理由

◆ 「高齢化」や「担い手がない」との利用で廃止する協定が多く、これらは第4期対策末の廃止理由と同様。



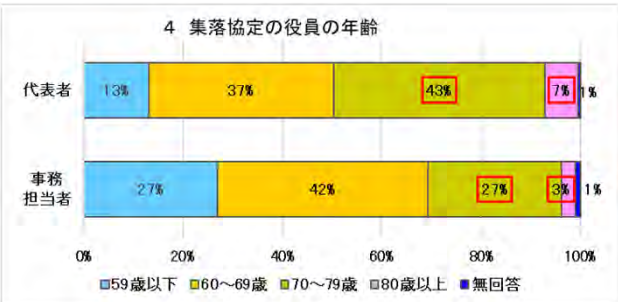
3 継続意向協定における広域化の意向

◆ 次期対策も活動を継続する意向のある協定のうち、約2割が「広域化」の意向があることから、集落協定と市町村は関係機関と一体となって広域化を進める必要がある。



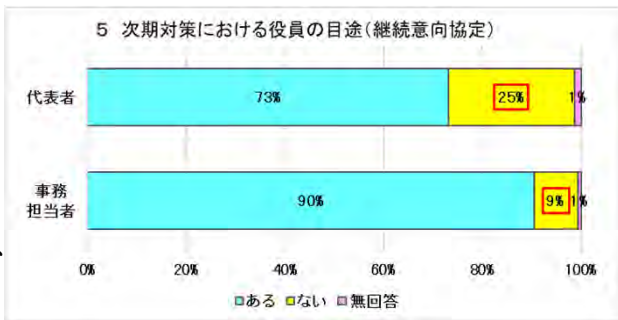
4 集落協定の役員の年齢

◆ 「70歳以上」が代表者で5割、事務担当者で3割となっており、多くの集落協定で高齢の方が協定の中心を担っている。



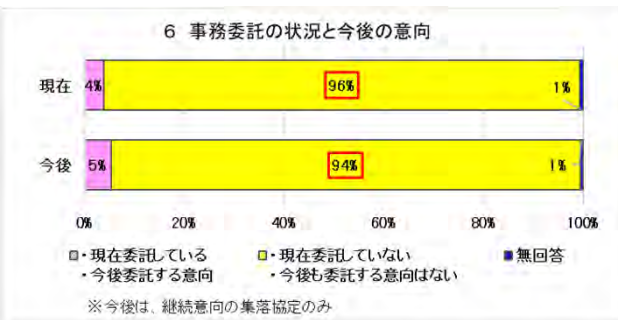
5 継続意向のある集落協定における次期対策の役員の目途

◆ 次期対策の「役員の目途がない」集落協定は、代表者で約3割、事務担当者で約1割となっており、活動の継続に向け、支援の在り方の検討が必要。



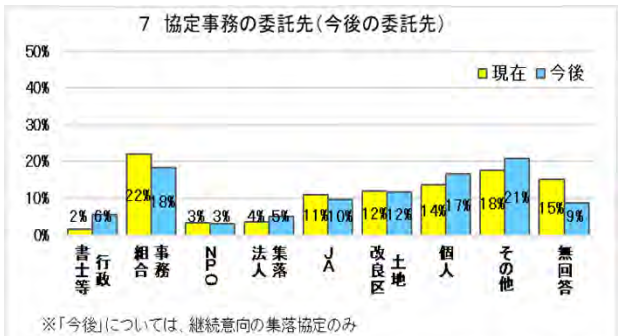
6 事務委託の状況と今後の意向

◆ 事務手続きの負担が活動廃止の理由の一つとなっている中、活動継続のためにも、事務委託は有効と考えられるが、ほぼすべての集落協定が「今後とも事務を委託する意向はない」としている。



7 事務の委託先と今後の意向

◆ 「事務組合」に委託している集落協定が多い。事務組合には、複数の協定が経費を拠出して運営するケースや、協定と多面的機能支払の活動組織が経費を拠出して運営するケースなどがある。





### 3 次期対策に向けた検討課題・検討方向

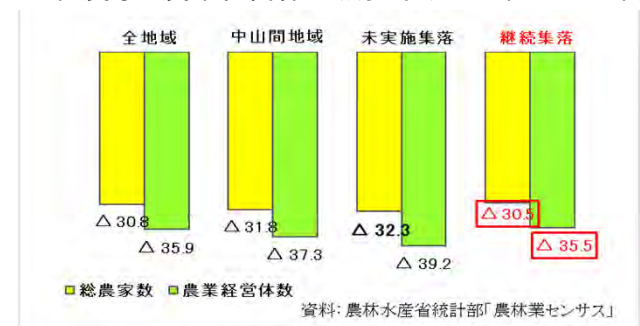
---

### 3 次期対策に向けた主な検討課題・検討方向

これまでの第三者委員会での議論や中間年評価に係る国・道府県の議論等を踏まえ、次期対策を見据えた主な検討課題や検討方向について、次のとおり整理。

#### 1 本制度の効果と主な課題

1 総農家と農業経営体の減少率(2010年→2020年)



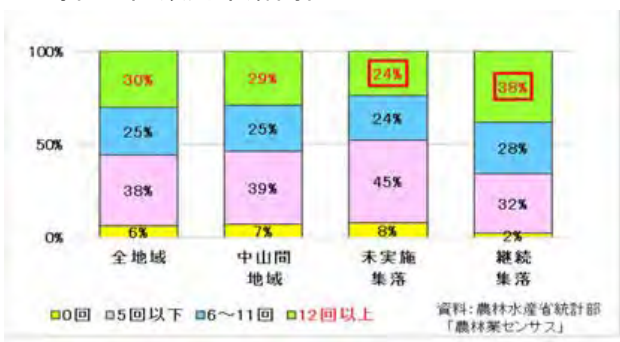
◆本制度を継続して実施している集落では、未実施集落に比べて、農家等の減少率が低いことから、本制度は**農家等の減少の抑制に貢献**していることが伺える。

2 販売金額規模別経営体数の割合



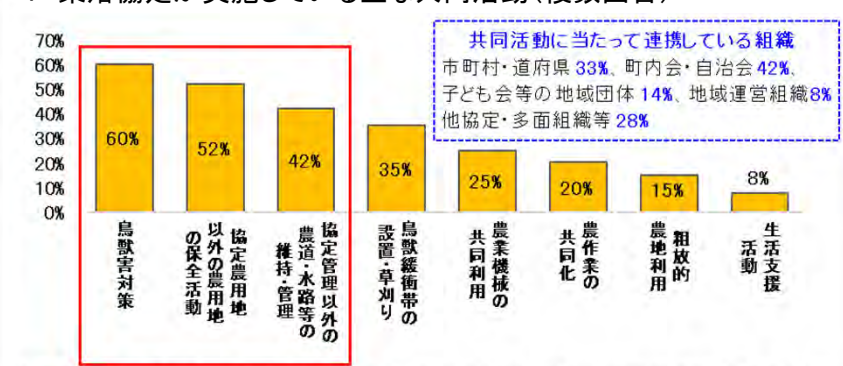
◆本制度を継続して実施している集落では、未実施集落に比べて、販売金額が500万円以上の経営体の割合が高いことから、本制度が**営農の下支えの役割**を担っていることが伺える。

3 寄合の回数別集落割合



◆本制度継続集落では、集落の寄合の回数が多いことから、本制度は**地域コミュニティの維持に貢献**していることが伺える。

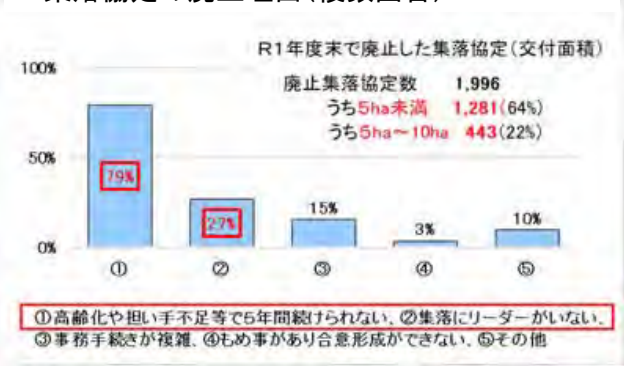
4 集落協定が実施している主な共同活動(複数回答)



※農地の保全活動及び農道・水路等の維持・管理活動は、協定農用地や集落協定が管理している農道・水路等以外の農用地や施設等の保全活動を行っている集落協定の割合。

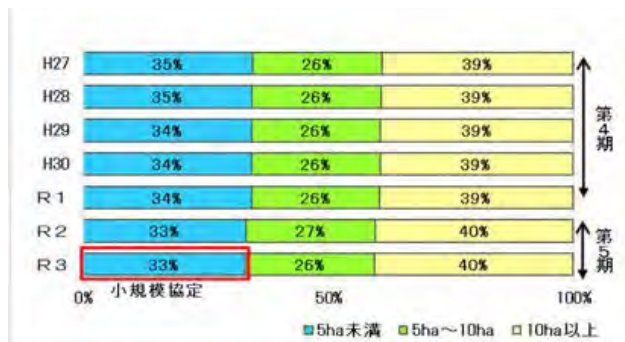
◆集落協定は、協定対象農用地や協定が管理している農道・水路等以外の施設等の保全・管理のほか、鳥獣害対策、機械の共同利用等を、地域の団体等と連携して活動しており、**地域営農に欠かせない役割を担っている**ことが伺える。

5 集落協定の廃止理由(複数回答)



◆**高齢化や担い手不足を理由として、集落協定が廃止**されており、その多くが交付面積が**5ha未満の小規模協定**となっている。

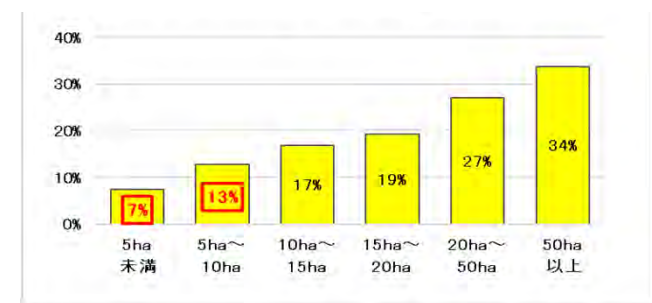
6 交付面積規模別集落協定数割合



◆交付面積が5ha未満の**小規模協定は、徐々に減少**しているが、高齢化や担い手不足が進行する中で、さらに小規模協定の廃止が見込まれる。

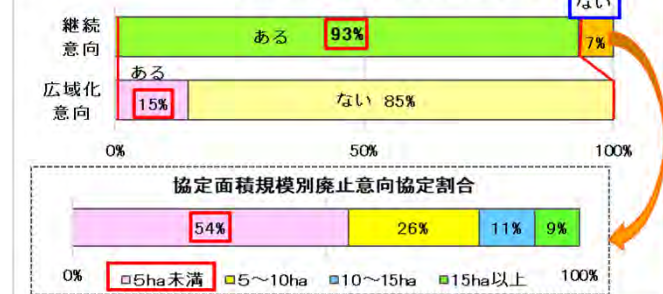
2 主な課題と、課題を踏まえた検討方向

7 協定面積規模別 加算実施集落協定数の割合(R3)



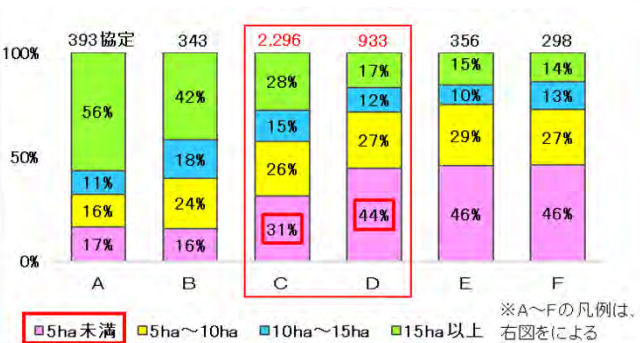
◆面積規模の大きな協定では、協定参加者も多く、人材も多様なことから、加算の実施率が高くなっている。一方、規模の小さな協定では実施率が低調なことから、実態等を調査し、小規模協定も前向きに活動ができるような仕組みを検討してはどうか。

9 次期対策の継続意向及び  
継続意向協定における広域化の意向



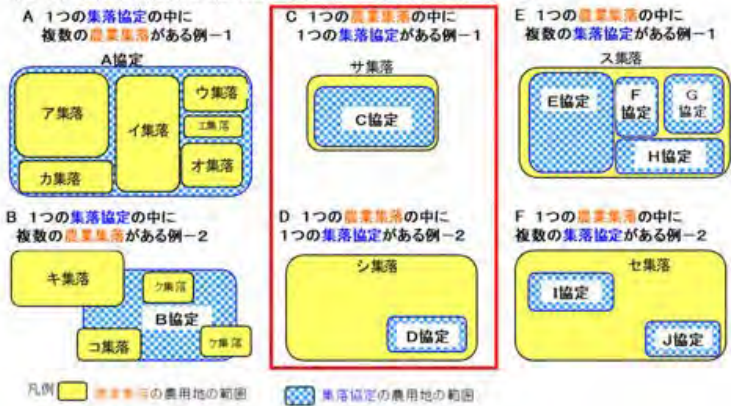
◆次期対策に継続意向のある協定の約2割が広域化の意向を持っていること、廃止意向協定のほとんどが面積規模の小さな協定であることから、共同活動の継続に向け、地域の協定や未実施集落も参加しやすい、広域化の仕組みを検討してはどうか。

8 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲

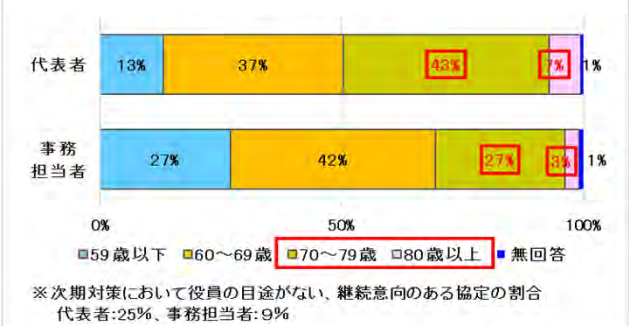


◆集落協定の多くが1集落1協定であり、こうした協定は担い手もほとんどいない小規模協定が多く、協定が廃止された場合には、集落の農用地の荒廃が進むため、周辺協定や多様な組織、非農業者等も参画し、共同活動が継続できる仕組みを検討してはどうか。

(参考) 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲のパターン

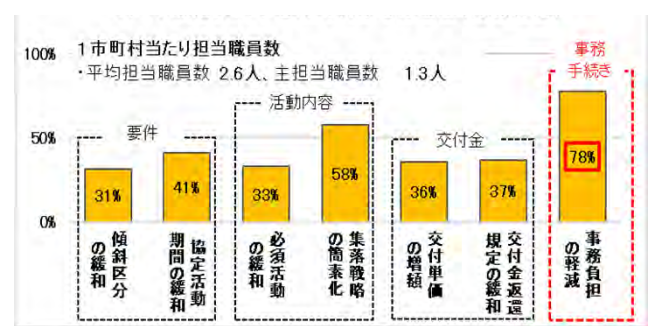


10 集落協定役員の年齢



◆集落協定では、役員の高齢化が進むとともに、次期対策において代表者の目途が立っていない協定も多いことから、多様な組織や非農業者等が協定に関わり、役員負担を軽減させるような仕組みを検討してはどうか。

11 本制度に対する市町村からの要望(複数回答)



◆市町村は限られた人員で、協定書の審査等の事務や協定への指導・助言等の支援に加え、他の業務も兼務している。また、市町村からは、事務負担軽減の要望が多いことから、事務手続きの簡素化に加え、多様な組織が参画し、協定事務や共同活動を支援する仕組みを検討してはどうか。



### 3 次期対策の検討に当たって参考となる国・道府県の第三者委員会における特徴的な意見等

#### 【国 第三者委員会】

- ① 高齢化などにより、農村に明るい展望が見えない中、集落では何とか活動を続けているが、今後も活動を継続してもらうためには、集落のコミュニティを再構築することが必要。
- ② 面積規模に馴染む加算と馴染まない加算があり、小さな協定は新しいことにチャレンジしづらいので、従来の加算措置とは別の手立てが必要。
- ③ 以前は、集落の同じ寄合で集落のことや農地等のことを話し合ってきたが、離農等が進み、集落の話と農地等の話は別々の寄合で行われていることから、以前のように同じ寄合で、農地等のことも地域の問題として話し合えるような仕掛けが必要。
- ④ 協定参加農家だけで活動することに限界が来ており、プッシュ型支援など、外部の力を活用する仕組みづくりが必要。
- ⑤ 市町村の職員数も減り、負担も大きくなっていることから、集落協定や地域活動を支援する中間支援組織とか伴走支援をする体制づくりが必要。
- ⑥ 市町村も地域振興や企画、福祉部局との連携が必要。
- ⑦ 廃止協定の農地は荒廃してきており、守り切れない農地が出ていることから、こうした農地をケアする仕組みづくりが必要。
- ⑧ 農地を維持する制度から、地域を維持し、地域をリードする人を支える制度に見直すべきではないか。

#### 【道府県 第三者委員会】

- ① 守るべき農地を少人数で効率的に維持する仕組みづくりや、守れる農地を集約して条件整備や鳥獣害対策等を行うなど、地域の実情にあった農村地域づくりが必要。
- ② 高齢化が進む中、すべての農用地の維持は難しく、特に条件の悪い農用地は粗放的管理するなどの検討も必要。
- ③ 集落協定は事務作業を市町村に過度に依存しており、地域内外の組織等へ委託することで、市町村の負担軽減に繋がる。
- ④ 集落協定毎に運営方法が異なり、統合を一気に進めることは難しいため、経理事務のみ、共同活動のみなど、部分的に広域化する手法を検討。
- ⑤ 農村に住んでいない国民に対して多面的機能や農道等の維持・管理のために、交付金が交付されている背景を認識してもらうことが重要。

#### 【食料・農業・農村政策の新たな展開方向】（R5年6月2日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定（抜粋））

中山間地域等直接支払については、引き続き地域政策の柱として推進するとともに、農業生産活動の基盤である集落機能の再生・維持を図るため、農地保全やくらしを支える農村RMO等の活動を促進する仕組みを検討する。

## 4 市町村による協定の活動状況についての評価（詳細）

---

4- (1) -① 協定の活動及び目標達成見込みに対する**全体評価結果**

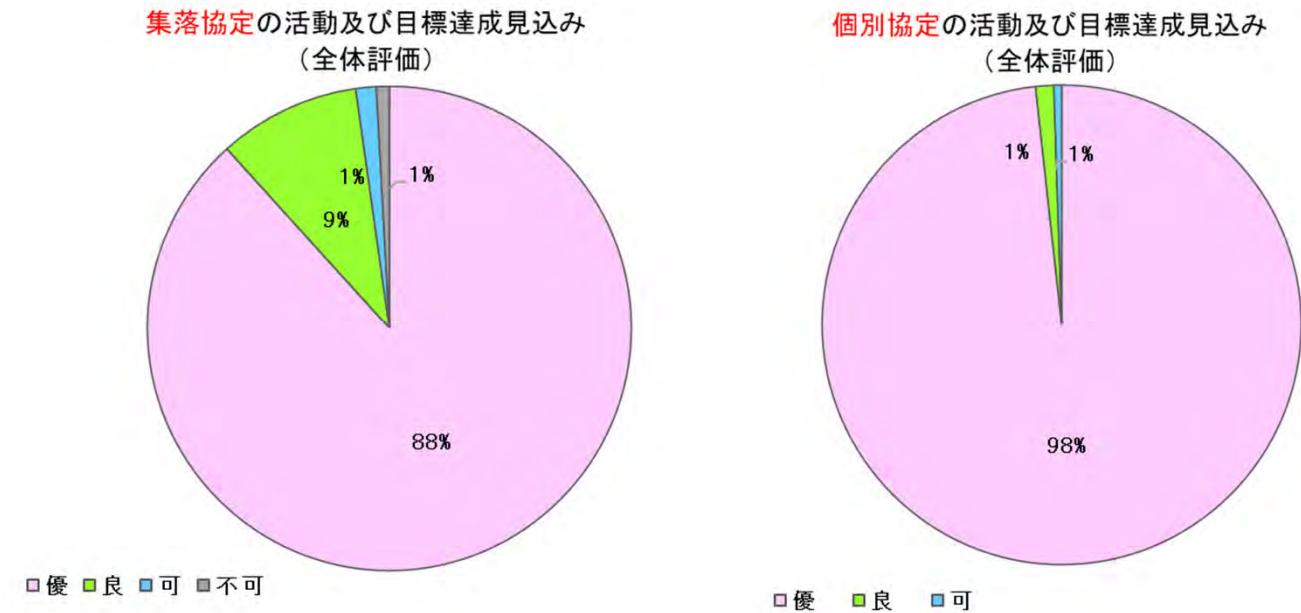
市町村は、各集落協定等が行った点検・評価結果を評価基準に基づき活動内容毎に評価。さらに、その結果を全体評価の基準に基づき、当該集落協定等の活動全体を評価する全体評価を実施。この全体評価結果については、次のとおり。

【集落協定】（評価対象集落協定 23,580協定）

○ 最終年においても、目標の達成等がほぼ確実に見込まれる活動状況が優れている「優」評価の協定は約9割、目標の達成等が見込まれる「良」評価の協定は約1割、目標の達成や活動に懸念がある「可」評価の協定と、目標の達成や活動が困難な「不可」評価の協定もわずかにあったものの、全体的に見ると活動状況は概ね順調であると考えられる。

【個別協定】（評価対象個別協定 573協定）

○ ほぼすべての協定が「優」評価であり、「良」と「可」評価の協定もわずかにあったものの、全体的に見ると活動状況は概ね順調であると考えられる。



全体評価についての評価基準

優：1から4が「◎」又は「○」であること

良：1から4に「×」がなく、1と2及び4に「△」がないこと

可：1から4に「×」がないこと

不可：1から4に「×」があること

【集落協定】

1 集落マスタープランに係る活動

2 農業生産活動等として取り組むべき事項

3 集落戦略の作成

4 加算措置

【個別協定】

1 利用権設定等又は同一の生産工程における基幹的農作業の受委託

2 農業生産活動等として取り組むべき事項

3 利用権設定等として取り組むべき事項

4 超急傾斜農地保全管理加算

※集落戦略の地図の作成見込みを除く。



## 2 市町村による全体評価結果と活動内容毎の評価結果

|                      | 協定数    | 全体評価   |       |      |      |      | 活動内容毎の評価 |       |       |       |      |          |
|----------------------|--------|--------|-------|------|------|------|----------|-------|-------|-------|------|----------|
|                      |        | 計      | 優     | 良    | 可    | 不可   | 計        | ◎     | ○     | △     | ×    | 評価<br>不要 |
| ★ 集落協定 全体評価          | 23,580 | 100.0% | 88.3% | 9.5% | 1.4% | 0.9% |          |       |       |       |      |          |
| 1 集落マスタープラン          | 23,580 |        |       |      |      |      | 100.0%   | 33.1% | 66.1% | 0.8%  | 0.0% | —        |
| 2 農業生産活動等として取り組むべき事項 |        |        |       |      |      |      |          |       |       |       |      |          |
| 耕作放棄の防止等の活動          | 23,580 |        |       |      |      |      | 100.0%   | 35.5% | 64.1% | 0.4%  | 0.0% | —        |
| 水路・農道等の管理            | 23,580 |        |       |      |      |      | 100.0%   | 39.9% | 59.9% | 0.1%  | 0.0% | 0.1%     |
| 多面的機能を増進する活動         | 23,580 |        |       |      |      |      | 100.0%   | 35.5% | 64.1% | 0.4%  | 0.0% | —        |
| 3 集落戦略の作成見込み         | 18,099 |        |       |      |      |      | 100.0%   | 21.8% | 64.3% | 12.9% | 1.1% | —        |
| 4 加算措置               |        |        |       |      |      |      |          |       |       |       |      |          |
| 棚田地域振興活動加算           | 324    |        |       |      |      |      | 100.0%   | 26.9% | 70.7% | 2.5%  | —    | —        |
| 超急傾斜農地保全管理加算         | 1,803  |        |       |      |      |      | 100.0%   | 28.9% | 70.5% | 0.6%  | —    | —        |
| 集落協定広域化加算            | 299    |        |       |      |      |      | 100.0%   | 49.2% | 49.2% | 1.7%  | —    | —        |
| 集落機能強化加算             | 474    |        |       |      |      |      | 100.0%   | 24.3% | 73.6% | 1.7%  | 0.4% | —        |
| 生産性向上加算              | 1,533  |        |       |      |      |      | 100.0%   | 31.3% | 67.3% | 1.3%  | 0.1% | —        |
| ★ 個別協定 全体評価          | 573    | 100.0% | 98.3% | 1.2% | 0.5% | —    |          |       |       |       |      |          |
| 1 利用権の設定等又は基幹的農作業受委託 | 573    |        |       |      |      |      | 100.0%   | 39.4% | 60.4% | 0.2%  | —    | —        |
| 2 農業生産活動等として取り組むべき事項 |        |        |       |      |      |      |          |       |       |       |      |          |
| 耕作放棄の防止等の活動          | 212    |        |       |      |      |      | 100.0%   | 29.2% | 70.8% | —     | —    | —        |
| 水路・農道等の管理            | 194    |        |       |      |      |      | 100.0%   | 36.1% | 63.9% | —     | —    | —        |
| 多面的機能を増進する活動         | 162    |        |       |      |      |      | 100.0%   | 26.5% | 73.5% | —     | —    | —        |
| 3 利用権設定等として取り組む事項    | 183    |        |       |      |      |      | 100.0%   | 31.1% | 67.8% | 1.1%  | —    | —        |
| 4 加算措置               |        |        |       |      |      |      |          |       |       |       |      |          |
| 超急傾斜農地保全管理加算         | 33     |        |       |      |      |      | 100.0%   | 21.2% | 72.7% | 6.1%  | —    | —        |

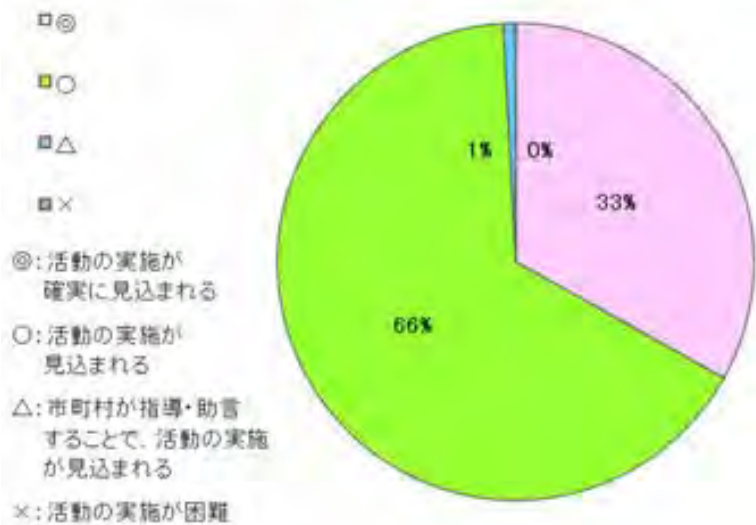
※集落戦略の作成見込みを除く。

4- (1) -② 集落マスタープラン(必須)の活動に対する評価(集落協定)

集落協定に策定が義務付けられている「集落マスタープラン」(10から15年後の集落が目指すべき将来像を実現するための5年間の活動計画)について、市町村が評価基準に基づき評価した結果は、次のとおり。

- (評価対象集落協定 23,580協定)
- 最終年においても、活動の実施が確実に見込まれる「◎」評価の協定は約3割、活動の実施が見込まれる「○」評価の協定は約7割、市町村が指導・助言することで、活動の実施が見込まれる「△」評価の協定と活動の実施が困難な「×」評価の協定もわずかにあったものの、集落マスタープランに基づく活動は、概ね順調に実施されていると考えられる。

1 集落マスタープランに係る活動の評価  
(集落協定)



集落マスタープランに係る活動の評価 (必須活動)

| 集落協定数  | 計      | ◎     | ○     | △    | ×    |
|--------|--------|-------|-------|------|------|
| 23,580 | 100.0% | 33.1% | 66.1% | 0.8% | 0.0% |

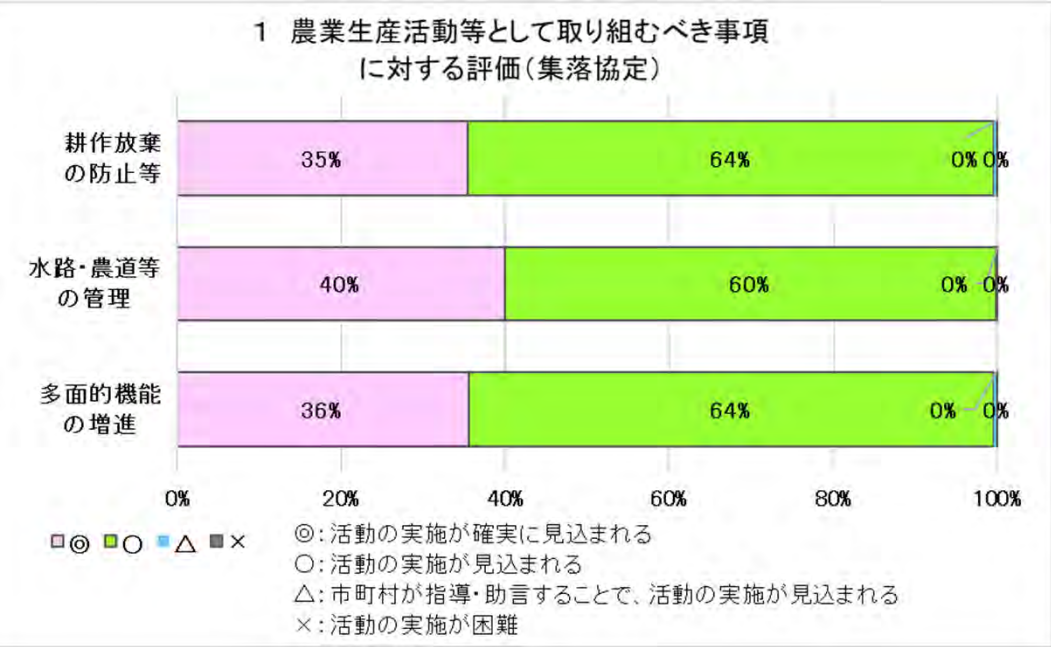
集落マスタープランの活動についての評価基準

- ◎：最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
- ：最終年においても活動の実施が見込まれる
- △：市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
- ×：最終年においても活動の実施が困難

4- (1) -③ 農業生産活動等として取り組むべき事項(必須)に対する評価(集落協定)

集落協定の必須活動である「農業生産活動等として取り組むべき事項」（耕作放棄の防止等の活動、水路・農道等の管理活動、多面的機能の増進）について、市町村が評価基準に基づき評価した結果は、次のとおり。

【耕作放棄の防止等の活動、水路・農道等の管理活動、多面的機能の増進】（評価対象集落協定 23,580協定）  
○ 農業生産活動等として取り組むべき事項として、集落協定の必須とされている3つの活動ともに、最終年においても、活動の実施が確実に見込まれる「◎」評価の協定は約4割、活動の実施が見込まれる「○」評価の協定は約6割、市町村が指導・助言することで、活動の実施が見込まれる「△」評価の協定と活動の実施が困難な「×」評価の協定もわずかにあったものの、概ね順調に実施されていると考えられる。



1 農業生産活動等として取り組むべき事項に対する評価（必須活動）

|             | 集落協定数  | 計      | ◎     | ○     | △    | ×    | 評価不要 |
|-------------|--------|--------|-------|-------|------|------|------|
| ①耕作放棄防止等の活動 | 23,580 | 100.0% | 35.5% | 64.1% | 0.4% | 0.0% | —    |
| ②水路・農道等の管理  | 23,580 | 100.0% | 39.9% | 59.9% | 0.1% | 0.0% | 0.1% |
| ③多面的機能の増進   | 23,580 | 100.0% | 35.5% | 64.1% | 0.4% | 0.0% | —    |

農業生産活動等として取り組むべき事項についての評価基準

- ◎：最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
- ：最終年においても活動の実施が見込まれる
- △：市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
- ×：最終年においても活動の実施が困難



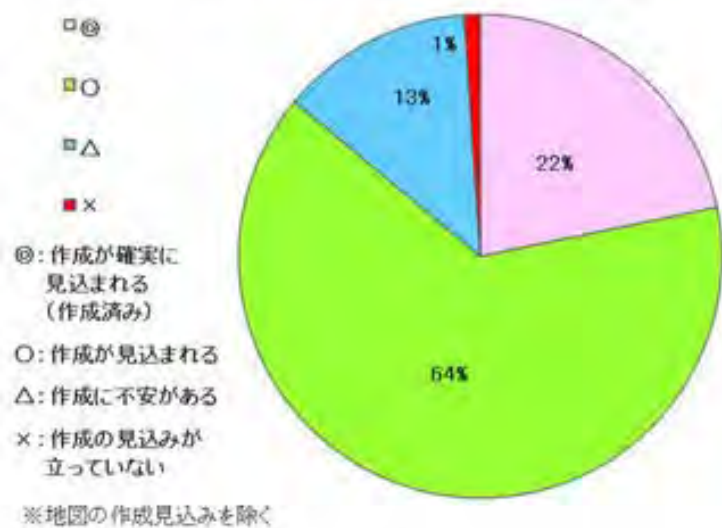
#### 4－(1)－④ 集落戦略の作成見込みに対する評価(体制整備単価集落協定)

集落協定が交付単価の10割（体制整備単価）を受給するための要件である「集落戦略」（協定参加者の話し合いにより、6年から10年後の協定農用地や地域農業の将来像を策定するもの。）の作成見込みについて、市町村が評価基準に基づき評価した結果は、次のとおり。

##### 【集落戦略の作成見込み】（評価対象集落協定 18,099協定）

- 最終年の末までに、作成が確実に見込まれる「◎」評価の協定が約2割、作成が見込まれる「○」評価の協定が約6割、作成に不安がある「△」評価の協定が約1割、作成の見込みが立っていない「×」評価の協定もわずかにあり、集落戦略の作成に遅れが出ている。
- 「△」や「×」の評価が多かった理由としては、新型コロナウイルス感染症対策により話し合いなどを控えざるを得なかったこと、話し合いに用いる地図の入手が難しいこと などによるものと考えられる。
- 「△」や「×」に評価された協定については、集落戦略作成のための話し合いの準備を早急に進め、話し合いに必要な地図がない場合は、集落協定の認定申請時に添付した地図（複写）の活用や市町村に相談するなど、可能な方法により地図を準備し、話し合いを始めること。  
また、市町村も指導・助言内容に基づき、指導・助言を徹底するとともに、「集落戦略の策定ガイドライン（農林水産省）」や他地域の取組の紹介など、協定の状況に応じた支援が必要となる。
- なお、農業経営基盤強化促進法が改正され、令和5年4月に「地域計画」が法定化されたところであり、本年度から集落協定が地域計画の協議の場に出席し、関係者との協議により作成された地域計画については、集落戦略とみなす取扱いとしたところである。  
集落協定は、集落戦略作成の有無に関わらず、地域計画の協議の場に積極的に参加し、地域農業の将来の在り方や農用地の利用等について、地域の関係者と協議するとともに、計画の実現に向けた活動を地域一体で取り組むことが期待される。

1 集落戦略の作成見込みに対する評価



1 集落集落戦略の作成見込み（体制整備単価協定のみ）

| 集落協定数  | 計      | ◎     | ○     | △     | ×    |
|--------|--------|-------|-------|-------|------|
| 18,099 | 100.0% | 21.8% | 64.3% | 12.9% | 1.1% |

※地図の作成見込みを除く。

##### 集落戦略の作成見込みについての評価基準

- ◎：最終年までに作成が確実に見込まれる（作成済み）
- ：最終年までに作成が見込まれる
- △：最終年までの作成に不安がある
- ×：最終年までの作成見込みが立っていない

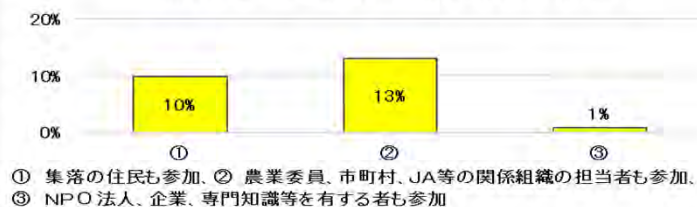
(参考1) 集落戦略の話し合い回数別集落協定数の割合



(参考1) 話し合いの回数別集落協定数

|            | 集落協定自体の話し合い |        | 集落戦略の話し合い |        |
|------------|-------------|--------|-----------|--------|
|            | R 2 年度      | R 3 年度 | R 2 年度    | R 3 年度 |
| 1 回        | 16.3%       | 16.3%  | 57.3%     | 55.1%  |
| 2 回        | 25.4%       | 25.2%  | 14.7%     | 19.2%  |
| 3 回        | 22.7%       | 24.0%  | 5.2%      | 7.7%   |
| 4 回        | 14.0%       | 13.6%  | 2.2%      | 2.8%   |
| 5 回        | 7.8%        | 8.0%   | 1.2%      | 1.6%   |
| 6 回以上      | 12.1%       | 12.2%  | 1.5%      | 1.9%   |
| 無回答 (0回含む) | 1.8%        | 0.7%   | 17.8%     | 11.9%  |
| 計          | 100.0%      | 100.0% | 100.0%    | 100.0% |
| 協定数        | 23,580      |        | 18,099    |        |

(参考2) 集落戦略の話し合いに参加した協定参加者以外の属性別協定数割合(複数回答)



(参考2) 集落戦略の話し合いに参加した協定参加者以外の属性(複数回答)

|                          |        |
|--------------------------|--------|
| 集落の住民も参加                 | 9.9%   |
| 農業委員、市町村、JA等の関係組織の担当者も参加 | 13.0%  |
| NPO法人、企業、専門知識等を有する者も参加   | 0.9%   |
| 協定数                      | 18,099 |

(参考3) 話し合いの回数別集落協定数の割合



## 4- (1) -⑤ 加算の目標達成見込みに対する評価(集落協定)

第5期対策では、「棚田地域振興活動加算」や「超急傾斜農地保全管理加算」、「集落機能強化加算」などの5つの加算を措置した。これらの加算に取り組むに当たっては、目標設定が必要であり、対策期間の末における目標達成見込みについて、市町村が評価基準に基づき評価した結果は、次のとおり。

### 【棚田地域振興活動加算】（評価対象集落協定 324協定）

○ 最終年の末までに、「◎」評価の協定は約3割、目標達成が見込まれる「○」評価の協定は約7割、市町村が指導・助言することで、目標達成が見込まれる「△」評価の協定もわずかにあったものの、概ね順調に実施されていると考えられる。

### 【超急傾斜農地保全管理加算】（評価対象集落協定 1,803協定）

○ 最終年の末までに、「◎」評価の協定は約3割、「○」評価の協定は約7割「△」評価の協定もわずかにあったものの、概ね順調に実施されていると考えられる。

### 【集落協定広域化加算】（評価対象集落協定 299協定）

○ 最終年の末までに、「◎」評価の協定は約5割、「○」評価の協定も約5割、「△」評価の協定もわずかにあったものの、概ね順調に実施されていると考えられる。

### 【集落機能強化加算】（評価対象集落協定 474協定）

○ 最終年の末までに、「◎」評価の協定は約2割、「○」評価の協定は約7割、「△」評価の協定と市町村が助言したとしても目標達成が困難な「×」評価の協定もわずかにあったものの、概ね順調に実施されていると考えられる。

### 【生産性向上加算】（評価対象集落協定 1,533協定）

○ 最終年の末までに、「◎」評価の協定は約3割、「○」評価の協定は約7割、「△」評価の協定と「×」評価の協定もわずかにあったものの、概ね順調に実施されていると考えられる。

1 棚田地域振興活動加算の目標達成見込み



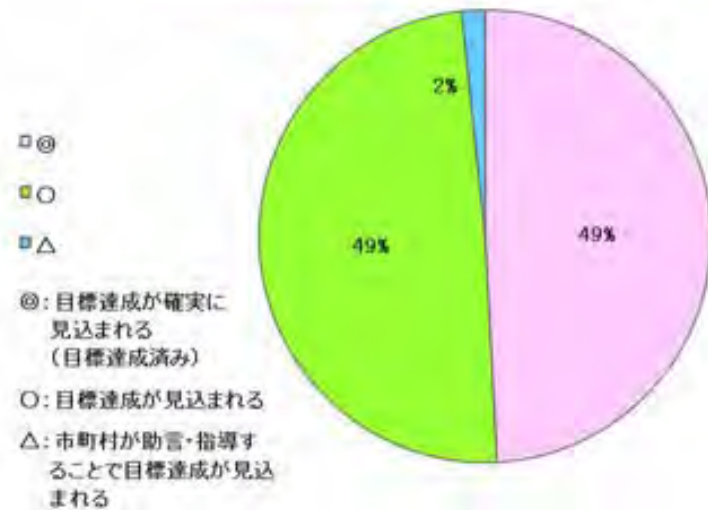
2 超急傾斜農地保全管理加算の目標達成見込み



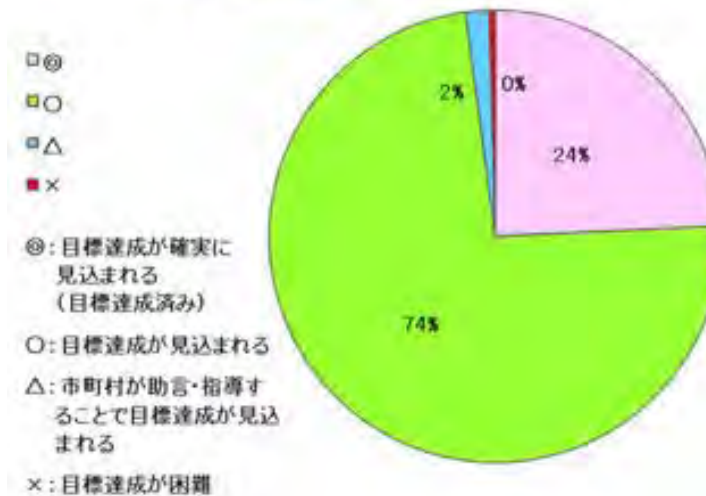
### 加算の目標についての評価基準

- ◎: 目標達成が確実に見込まれる (達成済み)
- : 目標達成が見込まれる
- △: 市町村が指導・助言することで目標達成が見込まれる
- ×: 市町村が助言したとしても目標達成が困難

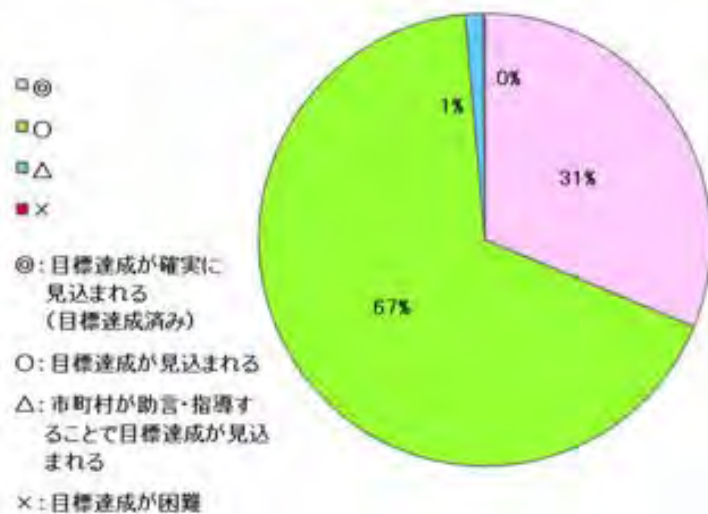
### 3 集落協定広域化加算の目標達成見込み



### 4 集落機能強化加算の目標達成見込み



### 5 生産性向上加算の目標達成見込み



### 加算の目標達成見込みに対する評価

|                | 集落協定数 | 計      | ◎     | ○     | △    | ×    |
|----------------|-------|--------|-------|-------|------|------|
| 1 棚田地域振興活動加算   | 324   | 100.0% | 26.9% | 70.7% | 2.5% | —    |
| 2 超急傾斜農地保全管理加算 | 1,803 | 100.0% | 28.9% | 70.5% | 0.6% | —    |
| 3 集落協定広域化加算    | 299   | 100.0% | 49.2% | 49.2% | 1.7% | —    |
| 4 集落機能強化加算     | 474   | 100.0% | 24.3% | 73.6% | 1.7% | 0.4% |
| 5 生産性向上加算      | 1,533 | 100.0% | 31.3% | 67.3% | 1.3% | 0.1% |



4－（２）－① 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託（必須）に対する評価（個別協定）

個別協定の要件である、「利用権設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託」（認定農業者等が利用権の設定等を受けること、又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田では、３種類以上の作業の受委託について締結するもの。）について、市町村が評価基準に基づき評価した結果は、次のとおり。

- （評価対象個別協定 573協定）
- 最終年においても、活動の実施が確実に見込まれる「◎」評価の協定は約４割、活動の実施が見込まれる「○」評価の協定は約６割、市町村が指導・助言することで、活動の実施が見込まれる「△」評価の協定もわずかにあったものの、概ね順調に実施されているものと考えられる。

1 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託の状況（必須）



1 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託の状況（必須）

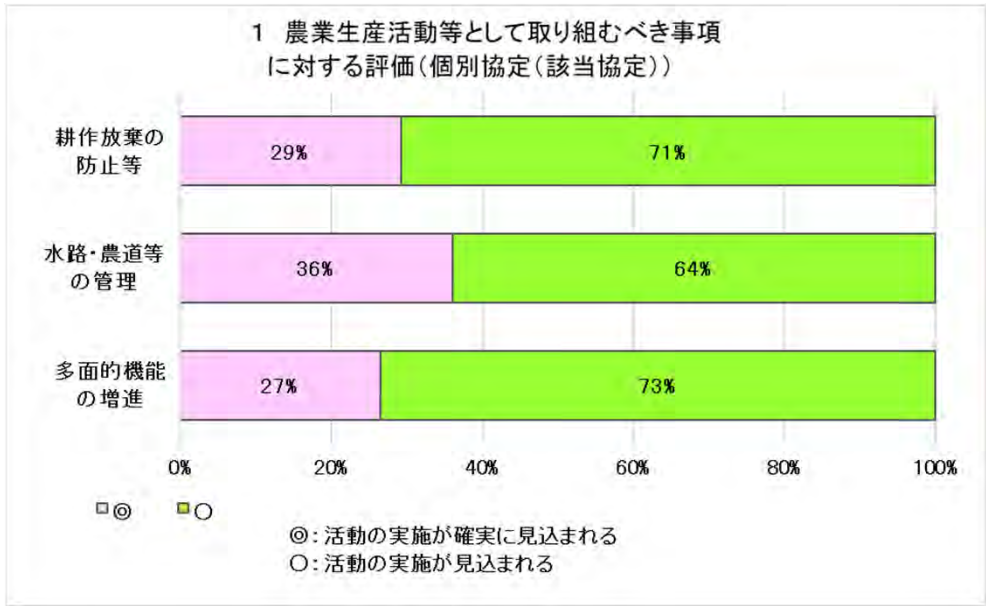
| 個別協定数 | 計      | ◎     | ○     | △    | × |
|-------|--------|-------|-------|------|---|
| 573   | 100.0% | 39.4% | 60.4% | 0.2% | — |

利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託に対する評価基準

- ◎：最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
- ：最終年においても活動の実施が見込まれる
- △：市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
- ×：最終年においても活動の実施が困難

自作地を協定対象農用地に含める個別協定は、「農業生産活動等として取り組むべき事項」（耕作放棄の防止等の活動、水路・農道等の管理活動、多面的機能の増進）又は「利用権の設定等として取り組むべき事項」（対策期間の最終年までに利用権設定等の面積を一定以上増加させる目標）のいずれかを選択して取り組むこととなっている。このうち「農業生産活動等として取り組むべき事項」に取り組んだ個別協定について、市町村が評価基準に基づき評価した結果は、次のとおり。（なお、個別協定が任意で「農業生産活動等として取り組むべき事項」に取り組むことも可能であり、これも含めた結果である。）

- 【耕作放棄の防止等の活動】（評価対象個別協定 212協定）
- 最終年においても、活動の実施が確実に見込まれる「◎」評価の協定は約 3 割、活動の実施が見込まれる「○」評価の協定は約 7 割。
- 【水路・農道等の管理活動】（評価対象個別協定 194協定）
- 最終年においても、活動の実施が確実に見込まれる「◎」評価の協定は約 4 割、活動の実施が見込まれる「○」評価の協定は約 6 割。
- 【多面的機能の増進】（評価対象個別協定 162協定）
- 最終年においても、活動の実施が確実に見込まれる「◎」評価の協定は約 3 割、活動の実施が見込まれる「○」評価の協定は約 7 割。
- 個別協定による農業生産活動として取り組むべき事項については、概ね順調に実施されていると考えられる。



1 農業生産活動等として取り組むべき事項に対する評価（該当協定）

|             | 対象<br>個別協定数 | 評価     |       |       |   |   |
|-------------|-------------|--------|-------|-------|---|---|
|             |             | 計      | ◎     | ○     | △ | × |
| ①耕作放棄防止等の活動 | 212         | 100.0% | 29.2% | 70.8% | — | — |
| ②水路・農道等の管理  | 194         | 100.0% | 36.1% | 63.9% | — | — |
| ③多面的機能の増進   | 162         | 100.0% | 26.5% | 73.5% | — | — |

農業生産活動等として取り組むべき事項に対する評価基準

- ◎：最終年においても活動の実施が確実に見込まれる  
○：最終年においても活動の実施が見込まれる  
△：市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる  
×：最終年においても活動の実施が困難

4－（２）－③ 利用権の設定等として取り組むべき事項に対する評価（個別協定）

「利用権の設定等として取り組むべき事項」に取り組んだ個別協定について、市町村が評価基準に基づき評価した結果は、次のとおり。

（評価対象個別協定 183協定）

○ 最終年の末までに、目標達成が確実に見込まれる「◎」評価の協定は約 3 割、目標達成が見込まれる「○」評価の協定は約 7 割、市町村が指導・助言することで、目標達成が見込まれる「△」評価の協定もわずかにあったものの、利用権の設定等として取り組むべき事項については、概ね順調に実施されていると考えられる。

1 利用権の設定等として取り組むべき事項  
（該当協定）



1 利用権の設定等として取り組むべき事項

| 対象協定数 | 計      | ◎     | ○     | △    | × |
|-------|--------|-------|-------|------|---|
| 183   | 100.0% | 31.1% | 67.8% | 1.1% | — |

利用権の設定等として取り組むべき事項についての評価基準

- ◎：目標達成が確実に見込まれる（達成済み）
- ：目標達成が見込まれる
- △：市町村が指導・助言することで目標達成が見込まれる
- ×：市町村が助言したとしても目標達成が困難

個別協定が唯一取り組むことが可能な加算である超急傾斜農地保全管理加算について、市町村が評価基準に基づき評価した結果は、次のとおり。

- （評価対象個別協定 33協定）
- 最終年の末までに、目標達成が確実に見込まれる「◎」評価の協定は約 2 割、目標達成が見込まれる「○」評価の協定は約 7 割、市町村が指導・助言することで、目標達成が見込まれる「△」評価の協定も約 1 割あったものの、概ね順調に実施されていると考えられる。

1 超急傾斜農地保全管理加算（該当協定）



1 超急傾斜農地保全管理加算

| 加算実施<br>協定数 | 計      | ◎     | ○     | △    | × |
|-------------|--------|-------|-------|------|---|
| 33          | 100.0% | 21.2% | 72.7% | 6.1% | — |

加算の目標についての評価基準

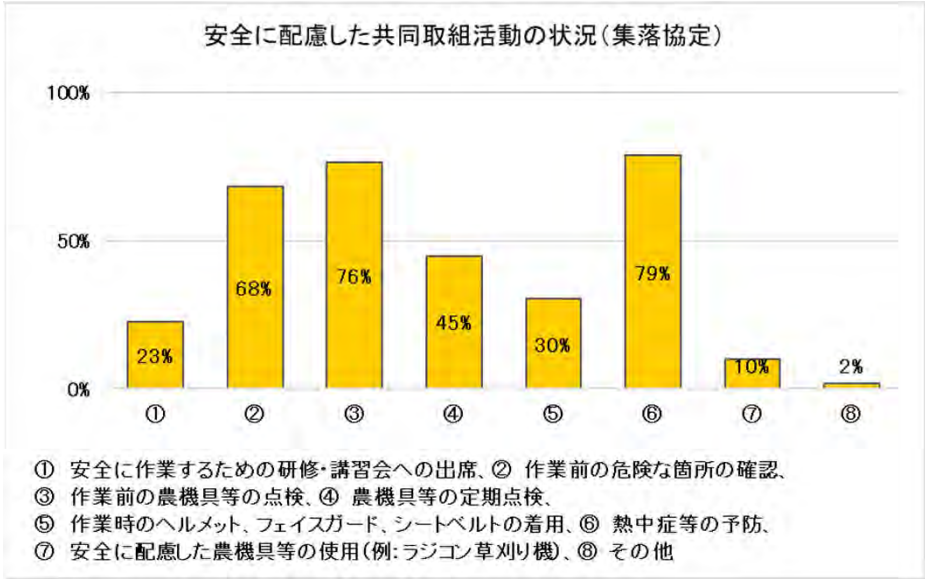
- ◎：目標達成が確実に見込まれる（達成済み）
- ：目標達成が見込まれる
- △：市町村が指導・助言することで目標達成が見込まれる
- ×：市町村が助言したとしても目標達成が困難



参考1 安全に配慮した共同取組活動の状況(集落協定)

本制度では、集落協定が共同取組活動を行うに当たって、作業の安全対策の観点から、集落協定に対して機械等の定期点検や安全に機械等を取り扱うための研修会への出席を促している。今回の中間年評価に当たり、すべての集落協定に対して安全に配慮した共同取組活動の状況を調査したところであり、その結果については次のとおり。

- 安全に配慮した共同取組活動について、「熱中症等の予防」と「作業前の農機具等の点検」が最も多く約8割の集落協定が実施、「作業前の作業前の危険な箇所の確認」は約7割の集落協定が実施、「農機具等の定期点検」は約4割の集落協定が実施している。
- 集落協定による共同取組活動に当たっては、棚田の石垣や急傾斜の法面での草刈り、山腹用水路の維持・管理作業など、作業の安全に特に注意を払う必要がある場所も多いことから、安全対策を十分講じた上で、安全に配慮して作業を行う必要がある。  
また、市町村も集落協定に対して下記の「共同取組活動の安全対策に関する事項」の順守について、機会を捉えて働きかけることが必要。



安全に配慮した共同取組活動の状況(複数回答)

|                               |        |
|-------------------------------|--------|
| ① 安全に作業するための研修・講習会への出席        | 22.7%  |
| ② 作業前の危険な箇所の確認                | 68.1%  |
| ③ 作業前の農機具等の点検                 | 76.3%  |
| ④ 農機具等の定期点検                   | 44.9%  |
| ⑤ 作業時のヘルメット、フェイスガード、シートベルトの着用 | 30.4%  |
| ⑥ 熱中症等の予防                     | 78.7%  |
| ⑦ 安全に配慮した農機具等の使用(例: ラジコン草刈り機) | 10.2%  |
| ⑧ その他                         | 1.9%   |
| 計                             | 100.0% |
| 集落協定数                         | 23,580 |

本制度における共同取組活動の安全対策に関する事項

本制度では、集落協定が共同取組活動を行うに当たって、作業安全対策の観点から、以下の点に努めるよう促している。

- 作業環境の点検（作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等）
- 共同取組活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機等）の安全な使用に関する取組の実施（研修・講習の開催又は参加等）

## 5 市町村による協定に対する指導・助言（詳細）

---

5－（１） 市町村による評価結果が「△」又は「×」の協定に対する指導・助言の概要

本制度は、市町村が各集落協定等の活動状況を点検・評価するとともに、取組が不十分な集落協定等に対して取組の改善に向けて適切な指導・助言を行うこととしている。今回の中間年評価における具体的な取り扱いについては、次のとおり。

- 市町村は、集落協定等が行った活動状況の点検・評価結果について、活動項目毎に国が定めた評価基準に基づき評価し、その結果、「△」又は「×」と評価した項目がある場合には、当該集落協定に対して指導・助言を行う。
- 指導・助言に当たって、市町村は国が示す指導・助言内容の中から最大３項目を選択し、その内容に基づき集落協定等に対して指導・助言を行う。
- また、「×」と評価した集落協定等に対して指導・助言を行った結果、それでもなお改善が見込まれないと市町村が判断した場合、市町村は当該集落協定等に対して速やかに交付金返還等の措置を講ずる。

1 市町村による指導・助言対象となる集落協定等の数

|                  |                      | 協定数    | 指導・助言<br>対象<br>協定数 | 各項目毎の評価 |       |       |      |          |
|------------------|----------------------|--------|--------------------|---------|-------|-------|------|----------|
|                  |                      |        |                    | ◎       | ○     | △     | ×    | 評価<br>不要 |
| 集<br>落<br>協<br>定 | 1 集落マスタープラン          | 23,580 | 197                | 33.1%   | 66.1% | 0.8%  | 0.0% | —        |
|                  | 2 農業生産活動等として取り組むべき事項 |        |                    |         |       |       |      |          |
|                  | 耕作放棄の防止等の活動          | 23,580 | 104                | 35.5%   | 64.1% | 0.4%  | 0.0% | —        |
|                  | 水路・農道等の管理            | 23,580 | 36                 | 39.9%   | 59.9% | 0.1%  | 0.0% | 0.1%     |
|                  | 多面的機能を増進する活動         | 23,580 | 87                 | 35.5%   | 64.1% | 0.4%  | 0.0% | —        |
|                  | 3 集落戦略の作成見込み         | 18,099 | 2,525              | 21.8%   | 64.3% | 12.9% | 1.1% | —        |
|                  | 4 加算措置               |        |                    |         |       |       |      |          |
|                  | 棚田地域振興活動加算           | 324    | 8                  | 26.9%   | 70.7% | 2.5%  | —    | —        |
|                  | 超急傾斜農地保全管理加算         | 1,803  | 10                 | 28.9%   | 70.5% | 0.6%  | —    | —        |
|                  | 集落協定広域化加算            | 299    | 5                  | 49.2%   | 49.2% | 1.7%  | —    | —        |
| 集落機能強化加算         | 474                  | 10     | 24.3%              | 73.6%   | 1.7%  | 0.4%  | —    |          |
| 生産性向上加算          | 1,533                | 21     | 31.3%              | 67.3%   | 1.3%  | 0.1%  | —    |          |
| 個<br>別<br>協<br>定 | 1 利用権の設定等又は基幹的農作業受委託 | 573    | 1                  | 39.4%   | 60.4% | 0.2%  | —    | —        |
|                  | 2 農業生産活動等として取り組むべき事項 |        |                    |         |       |       |      |          |
|                  | 耕作放棄の防止等の活動          | 212    | 0                  | 29.2%   | 70.8% | —     | —    | —        |
|                  | 水路・農道等の管理            | 194    | 0                  | 36.1%   | 63.9% | —     | —    | —        |
|                  | 多面的機能を増進する活動         | 162    | 0                  | 26.5%   | 73.5% | —     | —    | —        |
|                  | 3 利用権設定等として取り組む事項    | 183    | 2                  | 31.1%   | 67.8% | 1.1%  | —    | —        |
|                  | 4 加算措置               |        |                    |         |       |       |      |          |
|                  | 超急傾斜農地保全管理加算         | 33     | 2                  | 21.2%   | 72.7% | 6.1%  | —    | —        |

※集落戦略の作成見込みを除く。

指導・助言の内容  
(市町村は、①～⑩の中から３つまで選択)

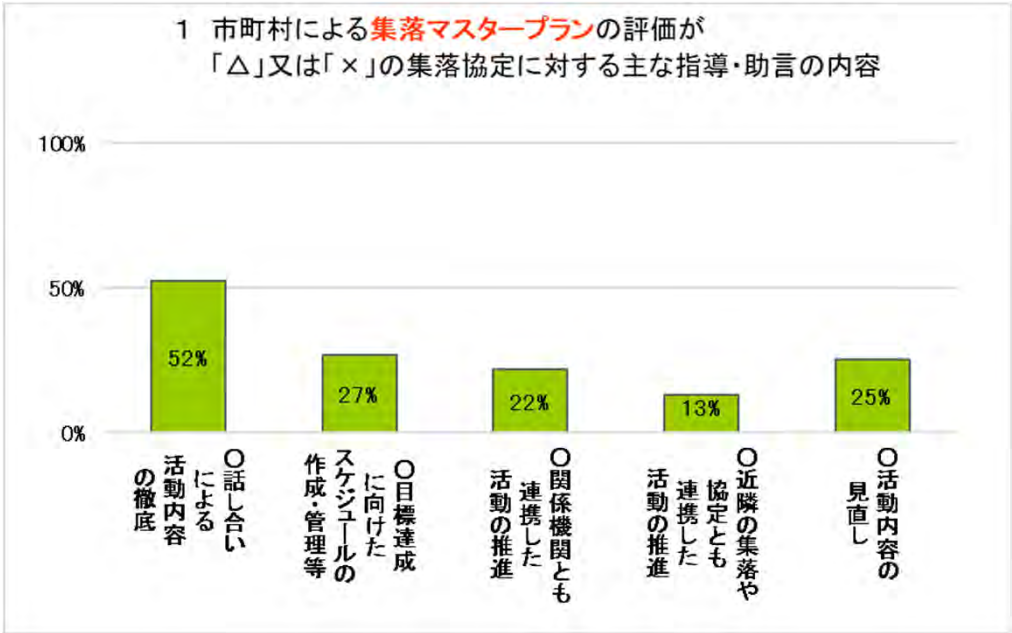
- ① 話し合いによる活動内容の徹底
- ② 目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等
- ③ 専属の担当者やチームによる徹底した活動
- ④ 地域全体による活動の推進
- ⑤ 関係機関とも連携した活動の推進
- ⑥ 近隣の集落や協定とも連携した活動の推進
- ⑦ 担い手と連携した活動の推進
- ⑧ 農外の組織等と連携した活動の推進
- ⑨ 活動内容の見直し
- ⑩ その他

5- (2) -① 集落マスタープランに対する指導・助言の内容(集落協定)

集落マスタープランについて、「△」又は「×」と評価した集落協定に対する市町村による指導・助言の主な内容は、次のとおり。

(指導・助言対象集落協定 197協定)

○ 「話し合いによる活動内容の徹底」が最も多く約5割、次いで「目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等」と「活動内容の見直し」がそれぞれ約3割となっている。



1 指導助言の内容(集落マスタープラン)

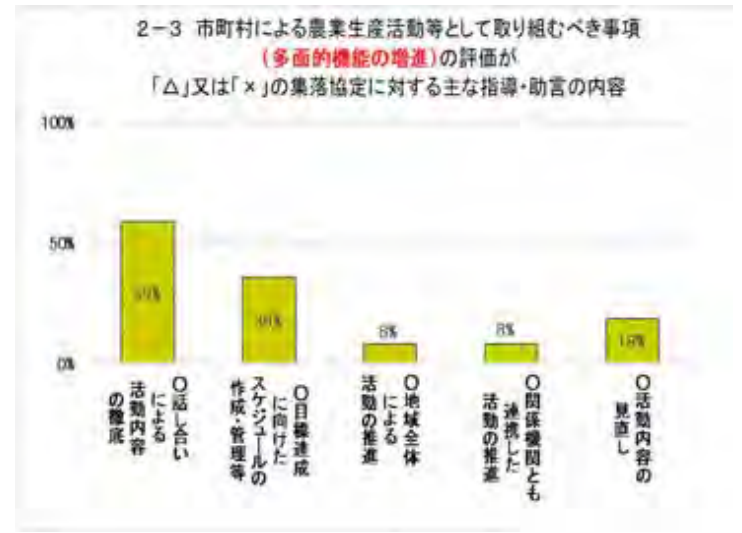
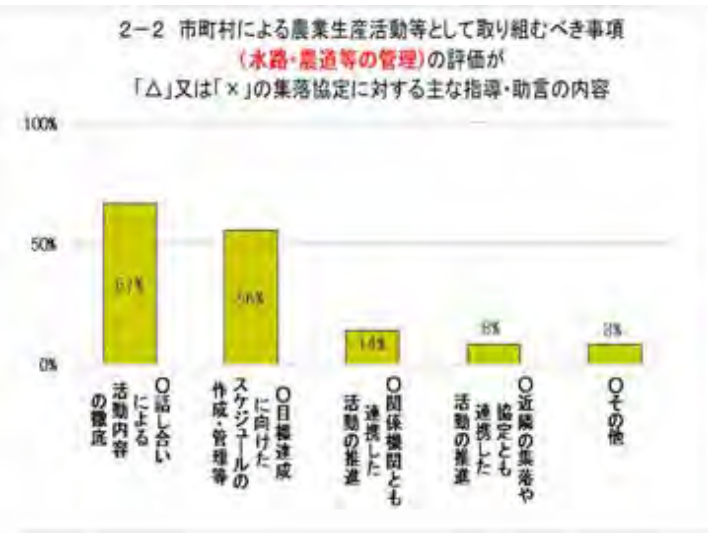
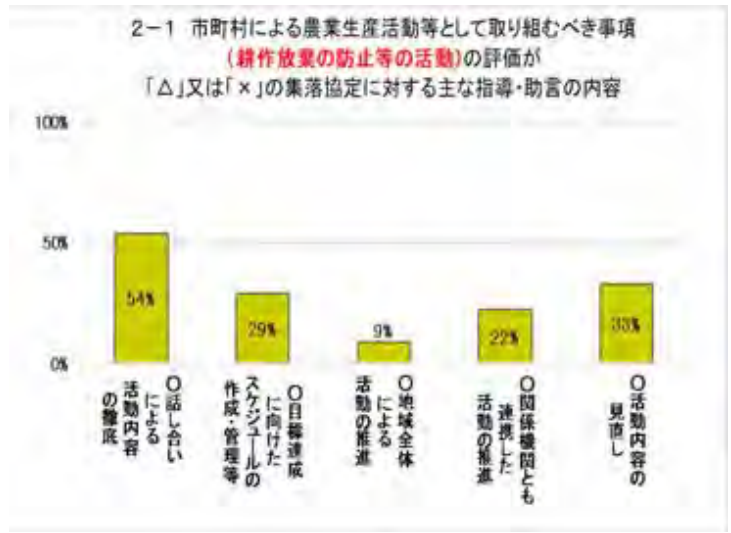
|                         |        |
|-------------------------|--------|
| ① 話し合いによる活動内容の徹底        | 52.3%  |
| ② 目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等 | 26.9%  |
| ③ 専属の担当者やチームによる徹底した活動   | 1.0%   |
| ④ 地域全体による活動の推進          | 6.1%   |
| ⑤ 関係機関とも連携した活動の推進       | 21.8%  |
| ⑥ 近隣の集落や協定とも連携した活動の推進   | 13.2%  |
| ⑦ 担い手と連携した活動の推進         | 8.1%   |
| ⑧ 農外の組織等と連携した活動の推進      | 1.0%   |
| ⑨ 活動内容の見直し              | 25.4%  |
| ⑩ その他                   | 8.1%   |
| 計                       | 100.0% |
| 指導・助言対象集落協定数            | 197    |



5－(2)－② 農業生産活動等として取り組むべき事項に対する指導・助言の内容(集落協定)

「農業生産活動等として取り組むべき事項」について、「△」又は「×」と評価した集落協定に対する市町村による指導・助言の主な内容は、次のとおり。

- 【耕作放棄の防止等の活動】（指導・助言対象集落協定 104協定）
- 「話し合いによる活動内容の徹底」が最も多く約5割、次いで「活動内容の見直し」と「目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等」それぞれ約3割となっている。
- 【水路・農道等の管理】（指導・助言対象集落協定 36協定）
- 「話し合いによる活動内容の徹底」が最も多く約7割、次いで「目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等」約6割となっている。
- 【多面的機能の増進】（指導・助言対象集落協定 87協定）
- 「話し合いによる活動内容の徹底」が最も多く約6割、次いで「目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等」が約4割、「活動内容の見直し」が約2割となっている。



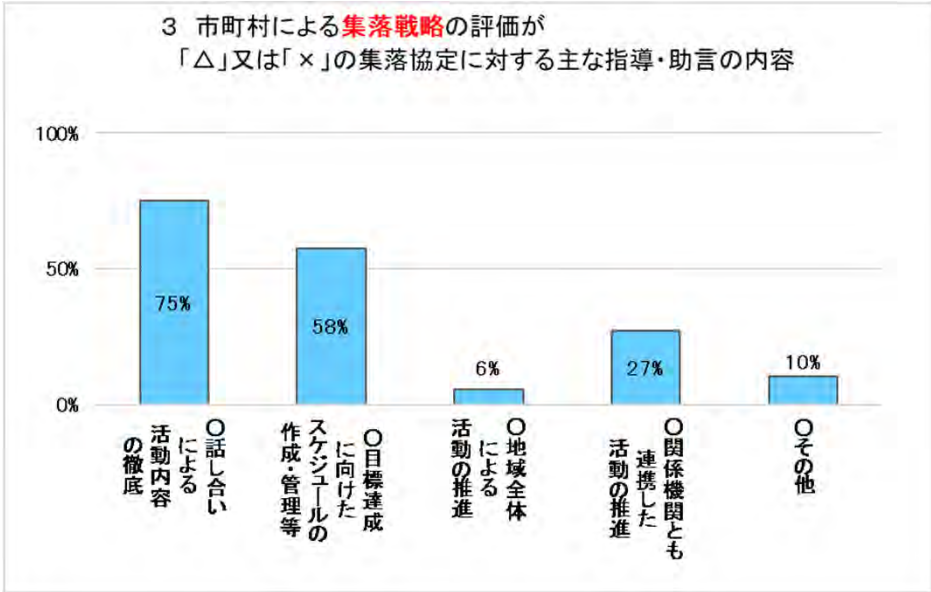
## 2 指導助言の内容

|                             | 耕作放棄の<br>防止等の活動 | 水路・農道等の<br>管理 | 多面的機能<br>の増進 |
|-----------------------------|-----------------|---------------|--------------|
| ① 話し合いによる活動内容<br>の徹底        | 53.8%           | 66.7%         | 58.6%        |
| ② 目標達成に向けたスケ<br>ジュールの作成・管理等 | 28.8%           | 55.6%         | 35.6%        |
| ③ 専属の担当者やチームに<br>よる徹底した活動   | 1.9%            | 2.8%          | 2.3%         |
| ④ 地域全体による活動<br>の推進          | 8.7%            | 2.8%          | 8.0%         |
| ⑤ 関係機関とも連携した活動<br>の推進       | 22.1%           | 13.9%         | 8.0%         |
| ⑥ 近隣の集落や協定とも連<br>携した活動の推進   | 6.7%            | 8.3%          | 2.3%         |
| ⑦ 担い手と連携した活動の<br>推進         | 6.7%            | 2.8%          | 2.3%         |
| ⑧ 農外の組織等と連携した<br>活動の推進      | 2.9%            | —             | —            |
| ⑨ 活動内容の見直し                  | 32.7%           | 2.8%          | 18.4%        |
| ⑩ その他                       | 5.8%            | 8.3%          | 11.5%        |
| 計                           | 100.0%          | 100.0%        | 100.0%       |
| 指導・助言対象集落協定数                | 104             | 36            | 87           |

5- (2) -③ 集落戦略の作成に対する指導・助言の内容(集落協定)

「集落戦略」の作成見込み等について、市町村が評価した結果、「△」又は「×」と評価した集落協定に対する市町村による指導・助言の主な内容は、次のとおり。

- (指導・助言対象集落協定 2,525協定)
- 「話し合いによる活動内容の徹底」が最も多く約7割、次いで「目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等」が約6割、「関係機関とも連携した活動の推進」が約3割となっている。
  - 「×」と評価された集落協定について、最終的に市町村が集落戦略が作成される見込みがないと判断した場合は、交付金の返還等が生じることから、市町村は集落協定に対して徹底した指導・助言を行い、集落協定は指導・助言を踏まえた真剣な話し合いと取り組みを行うことが必要である。

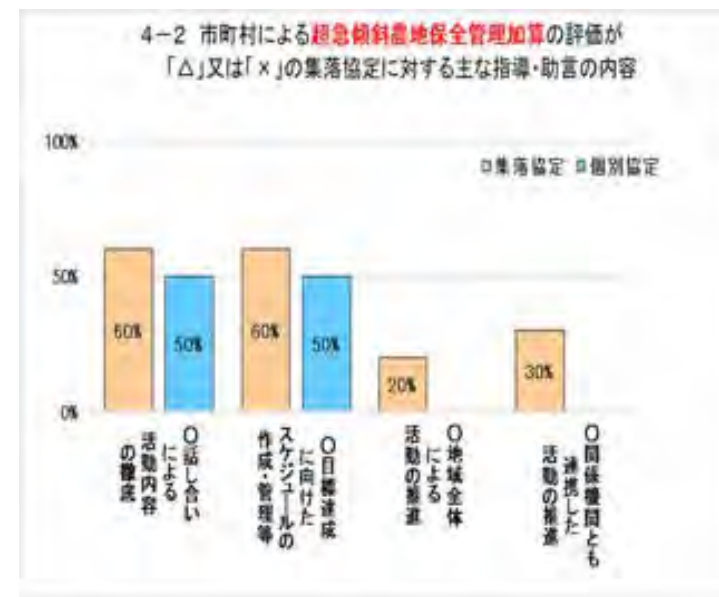
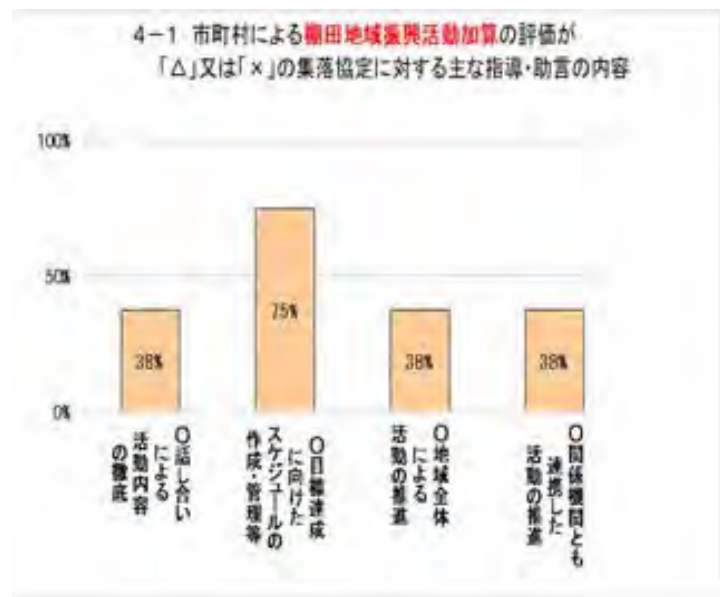


3 指導助言の内容(集落戦略の作成)

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| ① 話し合いによる活動内容の徹底        | 74.9%  |
| ② 目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等 | 57.5%  |
| ③ 専属の担当者やチームによる徹底した活動   | 2.1%   |
| ④ 地域全体による活動の推進          | 5.6%   |
| ⑤ 関係機関とも連携した活動の推進       | 27.2%  |
| ⑥ 近隣の集落や協定とも連携した活動の推進   | 4.2%   |
| ⑦ 担い手と連携した活動の推進         | 5.1%   |
| ⑧ 農外の組織等と連携した活動の推進      | 1.6%   |
| ⑨ 活動内容の見直し              | 1.8%   |
| ⑩ その他                   | 10.3%  |
| 計                       | 100.0% |
| 指導・助言対象集落協定数            | 2,525  |

加算に取り組む集落協定及び個別協定について、「△」又は「×」と評価した集落協定に対する市町村による指導・助言の主な内容は、次のとおり。

- 【棚田地域振興活動加算】（指導・助言対象集落協定 8 協定）
- 「目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等」が最も多く約 8 割、次いで「話し合いによる活動内容の徹底」、「活動内容の見直し」、「関係機関とも連携した活動の推進」がそれぞれ約 4 割となっている。
- 【超急傾斜農地保全管理加算】（指導・助言対象 集落協定 10 協定、個別協定 2 協定）
- 集落協定では、「話し合いによる活動内容の徹底」と「目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等」が最も多く 6 割、「関係機関とも連携した活動の推進」が 3 割となっている。
  - 個別協定では、「話し合いによる活動内容の徹底」と「目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等」がそれぞれ 5 割となっている。





【集落協定広域化加算】（指導・助言対象集落協定 5 協定）

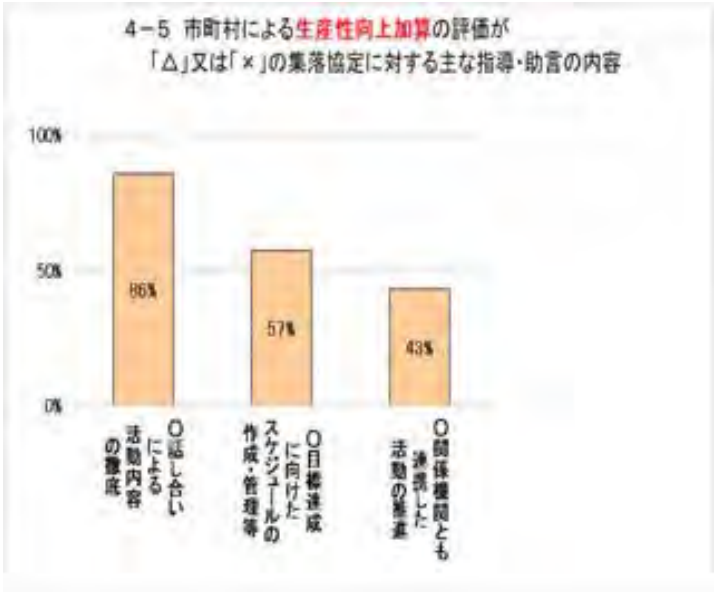
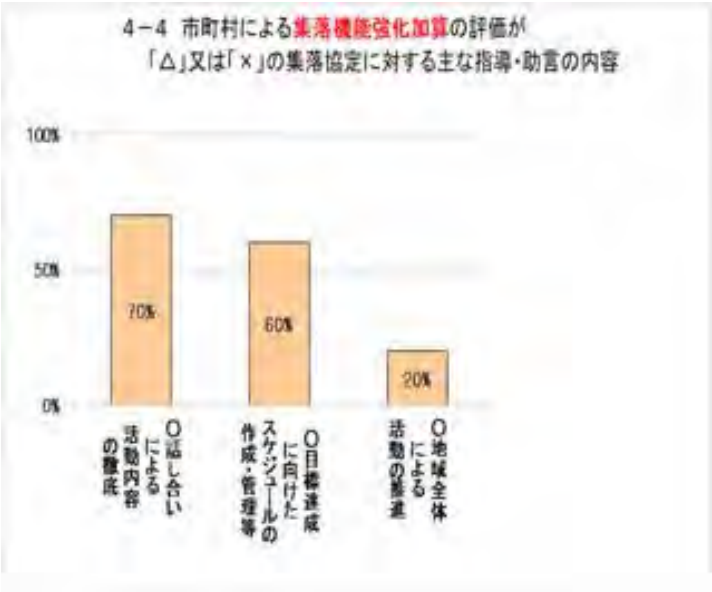
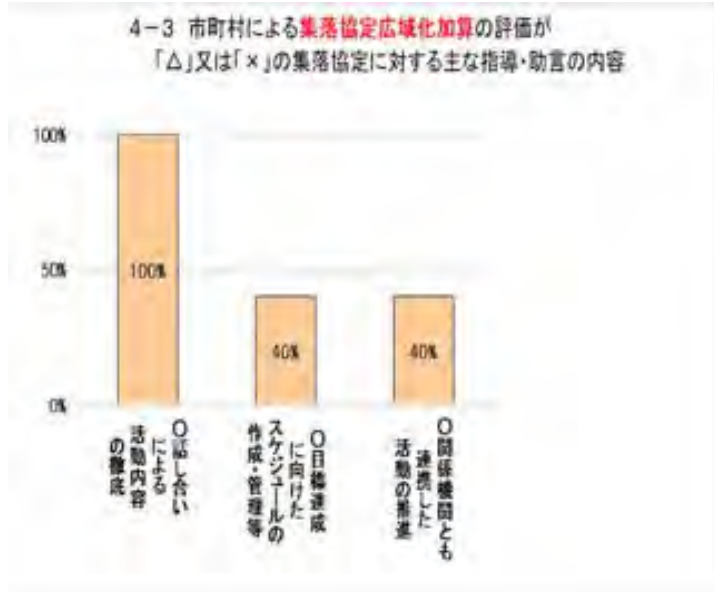
- 「話し合いによる活動内容の徹底」が最も多く10割、次いで「目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等」と「関係機関とも連携した活動の推進」がそれぞれ4割となっている。

【集落機能強化加算】（指導・助言対象集落協定 10協定）

- 「話し合いによる活動内容の徹底」が最も多く7割、次いで「目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等」が6割、「地域全体による活動の推進」が2割となっている。

【生産性向上加算】（指導・助言対象集落協定 21協定）

- 「話し合いによる活動内容の徹底」が最も多く約9割、次いで「目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等」が約6割、「関係機関とも連携した活動の推進」が約4割となっている。



#### 4 指導助言の内容(加算)

|                         | 棚田加算   | 超急傾斜加算 |        | 広域化加算  | 集落機能強化加算 | 生産性向上加算 |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|----------|---------|
|                         |        | 集落協定   | 個別協定   |        |          |         |
| ① 話し合いによる活動内容の徹底        | 37.5%  | 60.0%  | 50.0%  | 100.0% | 70.0%    | 85.7%   |
| ② 目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等 | 75.0%  | 60.0%  | 50.0%  | 40.0%  | 60.0%    | 57.1%   |
| ③ 専属の担当者やチームによる徹底した活動   | 12.5%  | —      | —      | —      | —        | —       |
| ④ 地域全体による活動の推進          | 37.5%  | 20.0%  | —      | —      | 20.0%    | —       |
| ⑤ 関係機関とも連携した活動の推進       | 37.5%  | 30.0%  | —      | 40.0%  | 10.0%    | 42.9%   |
| ⑥ 近隣の集落や協定とも連携した活動の推進   | 0.0%   | —      | —      | —      | —        | —       |
| ⑦ 担い手と連携した活動の推進         | 12.5%  | —      | —      | —      | —        | 14.3%   |
| ⑧ 農外の組織等と連携した活動の推進      | 0.0%   | —      | —      | —      | 10.0%    | —       |
| ⑨ 活動内容の見直し              | 0.0%   | —      | —      | —      | —        | —       |
| ⑩ その他                   | 0.0%   | 10.0%  | —      | —      | 10.0%    | —       |
| 計                       | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0%   | 100.0%  |
| 指導・助言対象集落協定数            | 8      | 10     | 2      | 5      | 10       | 21      |

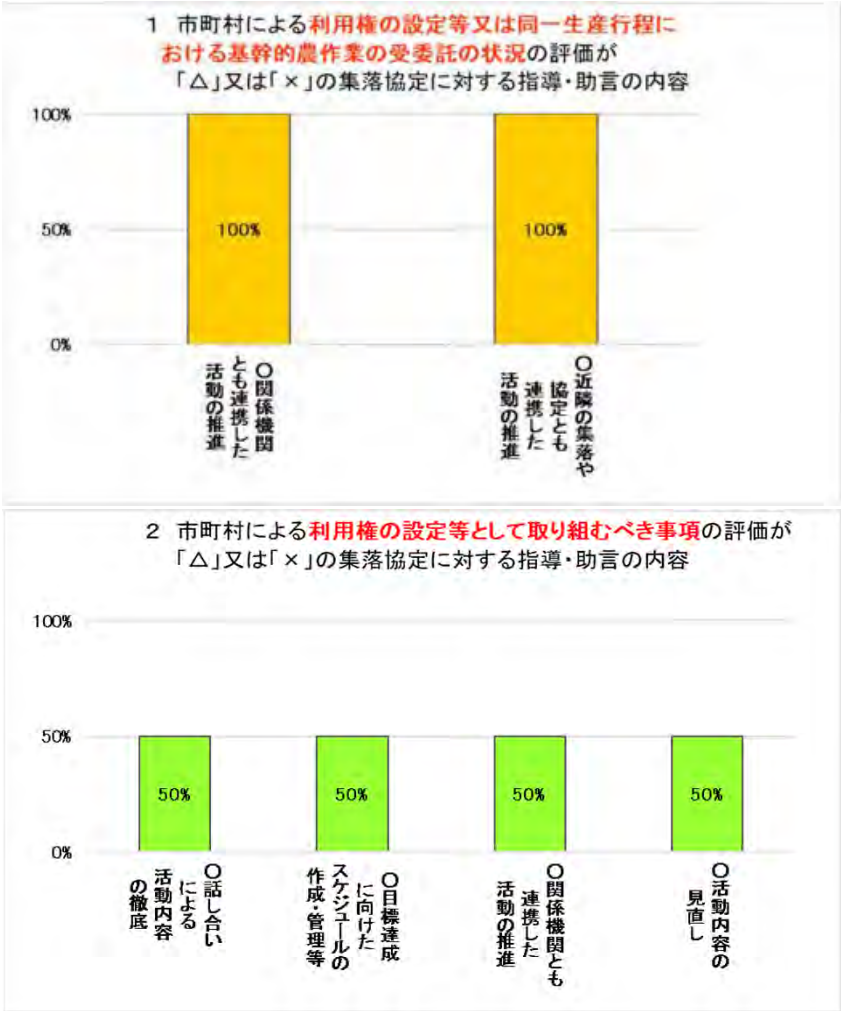
※個別協定は、超急傾斜加算のみ。

5- (2) -⑤ 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託の状況に対する指導・助言の内容(個別協定)

「利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託」及び「利用権の設定等として取り組むべき事項」について、「△」又は「×」と評価した集落協定に対する市町村による指導・助言の主な内容は、次のとおり。

【利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託】（指導・助言対象個別協定 1 協定）  
○ 「関係機関とも連携した活動の推進」と「近隣の集落や協定とも連携した活動の推進」のみで、どちらも10割となっている。

【利用権の設定等として取り組むべき事項】（指導・助言対象個別協定 2 協定）  
○ 「話し合いによる活動内容の徹底」、「目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等」、「関係機関とも連携した活動の推進」、「活動内容の見直し」がそれぞれ5割となっている。



|                         | 1 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託の状況 | 2 利用権の設定等として取り組むべき事項 |
|-------------------------|------------------------------------|----------------------|
| ① 話し合いによる活動内容の徹底        | —                                  | 50.0%                |
| ② 目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等 | —                                  | 50.0%                |
| ③ 専属の担当者やチームによる徹底した活動   | —                                  | —                    |
| ④ 地域全体による活動の推進          | —                                  | —                    |
| ⑤ 関係機関とも連携した活動の推進       | 100.0%                             | 50.0%                |
| ⑥ 近隣の集落や協定とも連携した活動の推進   | 100.0%                             | —                    |
| ⑦ 担い手と連携した活動の推進         | —                                  | —                    |
| ⑧ 農外の組織等と連携した活動の推進      | —                                  | —                    |
| ⑨ 活動内容の見直し              | —                                  | 50.0%                |
| ⑩ その他                   | —                                  | —                    |
| 計                       | 100.0%                             | 100.0%               |
| 指導・助言対象集落協定数            | 1                                  | 2                    |

## 6 市町村、道府県の推進体制等に対する自己評価（詳細）

---



6-① 本制度を実施する市町村の推進体制等に関する自己評価

本制度を円滑かつ適切に実施するためには、市町村や道府県による集落協定等に対する働きかけや支援が肝要である。このため、本制度を実施する市町村と道府県が本制度の推進体制等について、自己評価を実施した。

【本制度を実施する市町村の人員】

- 本制度に関わっている市町村の職員は2,564人（1市町村当たり2.6人）で、うち主として担当している職員は1,249人（1市町村当たり1.3人）となっている。
- 本制度を主として担当している職員の年間従事日数は110日で、年間の勤務日数を250日とした場合、勤務日数の4割以上を本制度が占めていることになる。

【本制度を主として担当している職員の業務内容】

- 「協定書の審査や交付金の交付事務」が最も多く約6割、次いで「集落等への事務支援」と「実施状況の確認」がそれぞれ約2割となっている。
- 市町村からは、事務負担の軽減に対する要望が非常に多いことから、この結果も参考として、事務の簡素化を進める必要がある。

1 本制度を実施する市町村の人員

| 回答市町村数              | 制度担当全職員数※ | 1市町村当たり | 主として担当する職員数※ | 1市町村当たり |
|---------------------|-----------|---------|--------------|---------|
| 996市町村              | 2,564人    | 2.6人    | 1,249人       | 1.3人    |
| 本制度に最も従事した職員の平均従事日数 |           |         |              | 110日    |

※ 3市町村は無回答

2 本制度を主として担当している市町村の職員における時間を要している業務

|                  |        |
|------------------|--------|
| ①協定書の審査や交付金の交付事務 | 57.1%  |
| ②集落等への事務支援       | 18.9%  |
| ③実施状況の確認         | 16.4%  |
| ④その他（無回答含む）      | 7.6%   |
| 計                | 100.0% |
| 市町村数             | 996    |

1 本制度を主として担当している職員における時間を要している業務



6-② 市町村・道府県による協定の統合・広域化等に対する支援の状況

市町村が集落協定等に対して行っている支援及び、道府県が出先機関や市町村を通じて行っている支援については、

【協定の統合・広域化等に対する主な支援】

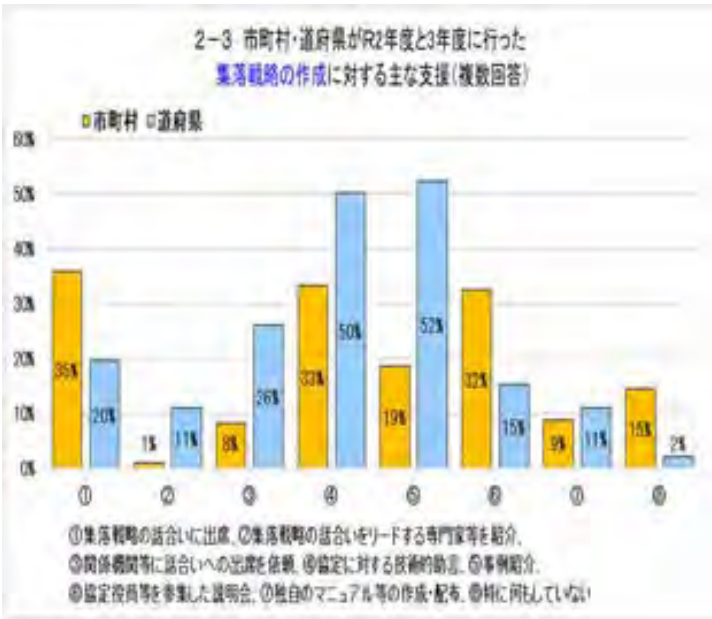
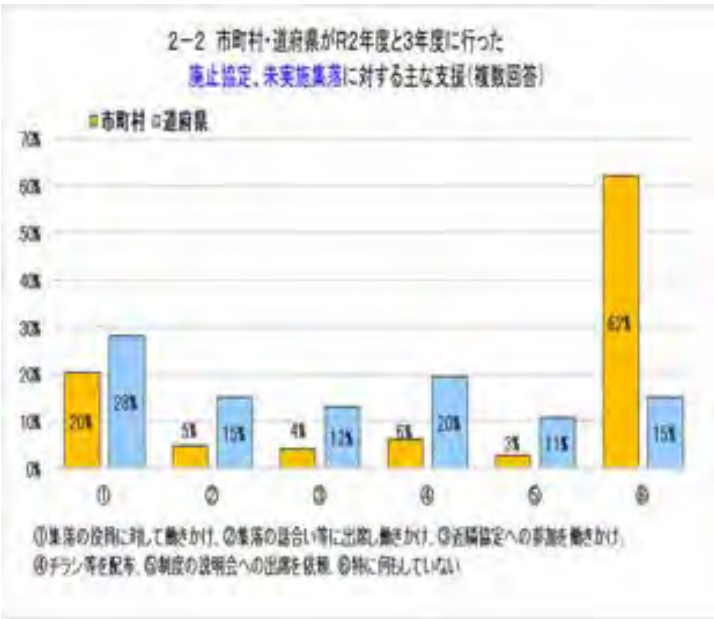
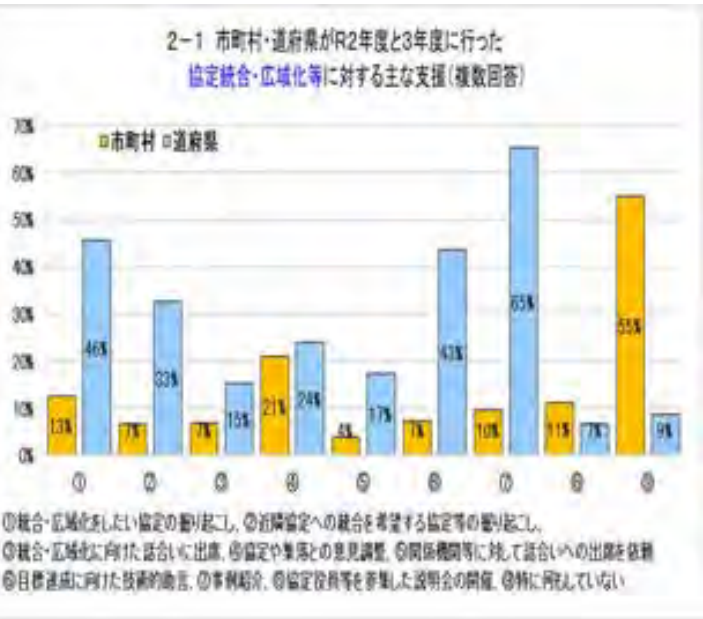
- 市町村では、「協定や集落との意見調整」が最も多く約2割あった一方、「特に何もしなかった」市町村も約6割あった。
- 道府県では、「事例紹介」が最も多く約7割、次いで「統合・広域化したい協定の掘り起こし」が約5割となっている。

【廃止協定、未実施集落に対する主な支援】

- 市町村では、「集落の役員に対して働きかけ」が最も多く約2割あった一方、「特に何もしなかった」市町村も約6割あった。
- 道府県では、「集落の役員に対して働きかけ」が最も多く約3割、次いで「チラシ等を配布」が約2割となっている。

【集落戦略の作成に対する主な支援】

- 市町村では、「集落戦略の話し合いに出席」が最も多く約4割、次いで「協定に対する技術的助言」と「協定役員等を参集した説明会の開催」がそれぞれ約3割あった。
- 道府県では、「協定に対する技術的助言」と「事例紹介」が最も多く約5割、次いで「関係機関等に対して話し合いへの出席を依頼」が約3割となっている。
- この結果から、市町村は限られた人員で、協定書の審査や集落戦略の作成支援等に多くの時間を要しているほか、他の業務も兼務しており、集落協定の広域化や廃止協定への働きかけなどに取り組めない状況であると考えられる。こうしたことから、多様な組織の参画を得て、事務手続きや協定活動の支援を行う仕掛けづくりが必要と考えられる。



2-1 市町村・道府県がR2年度と3年度に行った協定統合・広域化等に対する  
主な支援(複数回答)

|                           | 市町村    | 道府県    |
|---------------------------|--------|--------|
| ①統合・広域化したい協定の掘り起こし        | 12.6%  | 45.7%  |
| ②近隣協定への統合を希望する協定や集落の掘り起こし | 6.6%   | 32.6%  |
| ③統合・広域化に向けた話合いに出席         | 6.7%   | 15.2%  |
| ④協定や集落との意見調整              | 20.9%  | 23.9%  |
| ⑤関係機関等に対して話合いへの出席を依頼      | 3.7%   | 17.4%  |
| ⑥目標達成に向けた技術的助言            | 7.1%   | 43.5%  |
| ⑦事例紹介                     | 9.5%   | 65.2%  |
| ⑧協定役員等を参集した説明会の開催         | 11.1%  | 6.5%   |
| ⑨市町村独自のマニュアル等の作成・配布       | 1.9%   | 13.0%  |
| ⑩その他                      | 3.8%   | 39.1%  |
| ⑪特に何もしていない                | 54.9%  | 8.7%   |
| ⑫無回答                      | 0.8%   | 0.0%   |
| 計                         | 100.0% | 100.0% |
| 市町村数                      | 996    | 46     |

2-2 市町村・道府県がR2年度と3年度に行った廃止協定、未実施集落に対する  
主な支援(複数回答)

|                       | 市町村    | 道府県    |
|-----------------------|--------|--------|
| ①集落の代表者や役員に対して活動を働きかけ | 20.3%  | 28.3%  |
| ②集落の話合い等に出席し活動を働きかけ   | 4.9%   | 15.2%  |
| ③近隣協定への参加を働きかけ        | 4.1%   | 13.0%  |
| ④チラシ等を配布              | 6.3%   | 19.6%  |
| ⑤制度の説明会への出席を依頼        | 2.8%   | 10.9%  |
| ⑥その他                  | 5.2%   | 47.8%  |
| ⑦特に何もしていない            | 62.1%  | 15.2%  |
| ⑧無回答                  | 4.5%   | 0.0%   |
| 計                     | 100.0% | 100.0% |
| 市町村数                  | 996    | 46     |

2-3 市町村・道府県がR2年度と3年度に行った集落戦略作成に対する主な支援  
(複数回答)

|                        | 市町村    | 道府県    |
|------------------------|--------|--------|
| ①集落戦略の話合いに出席           | 35.8%  | 19.6%  |
| ②集落戦略の話合いをリードする専門家等を紹介 | 1.0%   | 10.9%  |
| ③関係機関等に対して話合いへの出席を依頼   | 8.2%   | 26.1%  |
| ④協定に対する技術的助言           | 33.3%  | 50.0%  |
| ⑤事例紹介                  | 18.5%  | 52.2%  |
| ⑥協定役員等を参集した説明会の開催      | 32.5%  | 15.2%  |
| ⑦市町村独自のマニュアル等の作成・配布    | 8.8%   | 10.9%  |
| ⑧その他                   | 12.3%  | 63.0%  |
| ⑨特に何もしていない             | 14.5%  | 2.2%   |
| 計                      | 100.0% | 100.0% |
| 市町村数                   | 917    | 46     |

6ー③ 市町村・道府県が本制度の推進や協定活動の目標達成に向けて連携している関係機関

市町村・道府県が本制度の推進や協定活動の目標達成に向けて連携している関係機関については、

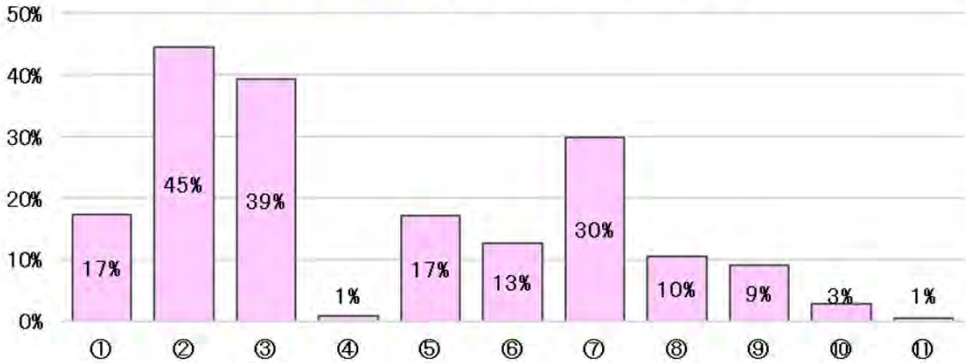
【市町村が連携している関係機関】

- 「農業委員会」が最も多く約4割、次いで「道府県農業担当部局」も約4割、「多面的機能支払交付金の活動組織」が3割となっている。
- 本制度に継続して取り組んでいる集落では、寄合や福祉・厚生活動等も活発に行われている実態があることから、市町村は「農業担当以外の部局」や「まちづくり関係の組織・団体」等と横断的に連携し、集落機能の維持・発展に向けた活動への支援が期待される。

【道府県が連携している関係機関】

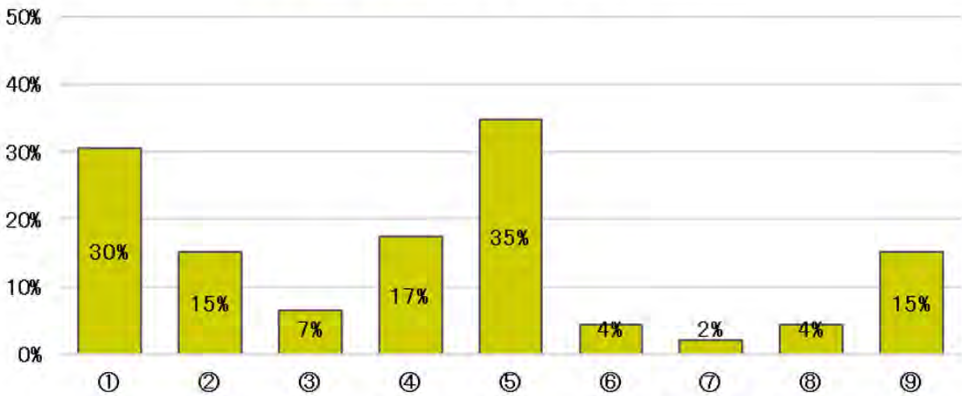
- 「道府県土地改良連合会」が最も多く約3割、次いで「道府県の農業担当以外の部局」も約3割、「農地中間管理機構」や「道府県農業会議」、「まちづくり関係の組織・団体」がそれぞれ約2割となっている。

3ー1 本制度の推進や目標達成に向けて  
市町村が連携している関係機関（複数回答）



①市町村の農業担当以外の部局、②農業委員会、③道府県農業担当部局、  
④道府県の農業担当以外の部局、⑤JA、⑥土地改良区、  
⑦多面的機能支払交付金の活動組織、⑧集落営農法人等の担い手、  
⑨まちづくり関係の組織・団体

3ー2 本制度の推進や目標達成に向けて  
道府県が連携している関係機関（複数回答）



①道府県の農業担当以外の部局、②道府県農業会議、③農協中央会、④農地中間管理機構、  
⑤道府県土連、⑥道府県農業再生協議会、⑦道府県担い手育成総合支援協議会、  
⑧道府県農業法人協会、⑨まちづくり関係の組織・団体



3-1 本制度の推進や目標達成に向けて市町村が  
連携している関係機関(複数回答)

|                  |        |
|------------------|--------|
| ①市町村の農業担当以外の部局   | 17.3%  |
| ②農業委員会           | 44.6%  |
| ③都道府県の農業担当部局     | 39.3%  |
| ④都道府県の農業担当以外の部局  | 0.8%   |
| ⑤JA              | 17.1%  |
| ⑥土地改良区           | 12.7%  |
| ⑦多面的機能支払交付金の活動組織 | 29.9%  |
| ⑧集落営農法人等の担い手     | 10.4%  |
| ⑨農地中間管理機構        | 9.1%   |
| ⑩まちづくり関係の組織・団体   | 2.7%   |
| ⑪福祉関係の組織・団体      | 0.5%   |
| ⑫その他             | 1.2%   |
| ⑬特になし            | 10.6%  |
| ⑭無回答             | 0.4%   |
| 計                | 100.0% |
| 市町村数             | 996    |

3-1 本制度の推進や目標達成に向けて道府県が  
連携している関係機関(複数回答)

|                  |        |
|------------------|--------|
| ①道府県の農業担当以外の部局   | 30.4%  |
| ②都道府県農業会議        | 15.2%  |
| ③農協中央会           | 6.5%   |
| ④農地中間管理機構        | 17.4%  |
| ⑤道府県土連           | 34.8%  |
| ⑥道府県農業再生協議会      | 4.3%   |
| ⑦道府県担い手育成総合支援協議会 | 2.2%   |
| ⑧道府県農業法人協会       | 4.3%   |
| ⑨まちづくり関係の組織・団体   | 15.2%  |
| ⑩その他             | 6.5%   |
| 計                | 100.0% |
| 道府県数             | 46     |

6ー④ 市町村・道府県による本制度の推進や協定活動への支援、関係機関との連携についての自己評価

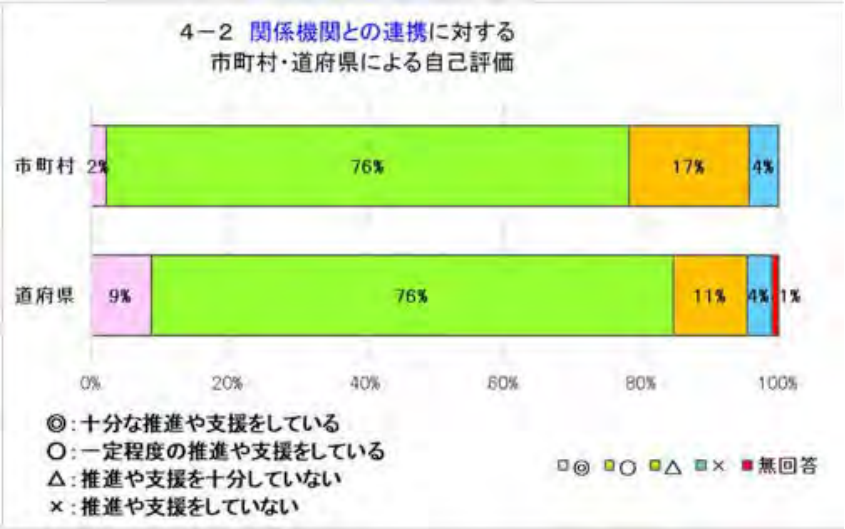
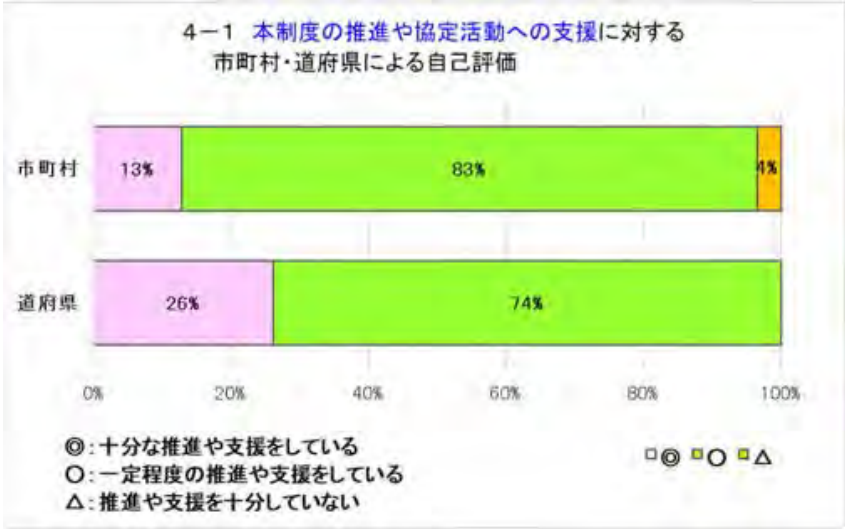
市町村・道府県が本制度の推進や協定活動への支援、関係機関との連携に対する自己評価を行った結果については、

【本制度の推進や協定活動への支援に対する自己評価】

- 市町村では、「十分な推進や支援をしている」が約1割、「一定程度の推進や支援をしている」が約8割となっている。
- 道府県では、「十分な推進や支援をしている」が約3割、「一定程度の推進や支援をしている」が約7割となっている。

【関係機関との連携に対する自己評価】

- 市町村では、「一定程度の推進や支援をしている」が約8割、「推進や支援を十分していない」が約2割となっている。
- 道府県では、「十分な推進や支援をしている」が約1割、「一定程度の推進や支援をしている」が約8割となっている。
- 市町村、都道府県ともに、より一層の関係機関との連携による、本制度の推進や協定活動への支援が期待される。



4 市町村・道府県としての自己評価

|                    | 本制度の推進や協定活動<br>に対する支援 |         | 関係機関との連携 |         |
|--------------------|-----------------------|---------|----------|---------|
|                    | 市町村                   | 道府県     | 市町村      | 道府県     |
| ◎: 十分な推進や支援をしている   | 12. 8%                | 26. 1%  | 8. 7%    | 2. 2%   |
| ○: 一定程度の推進や支援をしている | 83. 3%                | 73. 9%  | 76. 0%   | 76. 1%  |
| △: 推進や支援を十分していない   | 3. 5%                 | 0. 0%   | 10. 6%   | 17. 4%  |
| ×: 推進や支援をしていない     | 0. 1%                 | 0. 0%   | 3. 6%    | 4. 3%   |
| 無回答                | 0. 3%                 | 0. 0%   | 1. 0%    | 0. 0%   |
| 計                  | 100. 0%               | 100. 0% | 100. 0%  | 100. 0% |
| 市町村数               | 996                   | 46      | 996      | 46      |

集落協定・個別協定が活動に当たって、市町村に対して要望する支援や、本制度等に関する要望については、次のとおり。

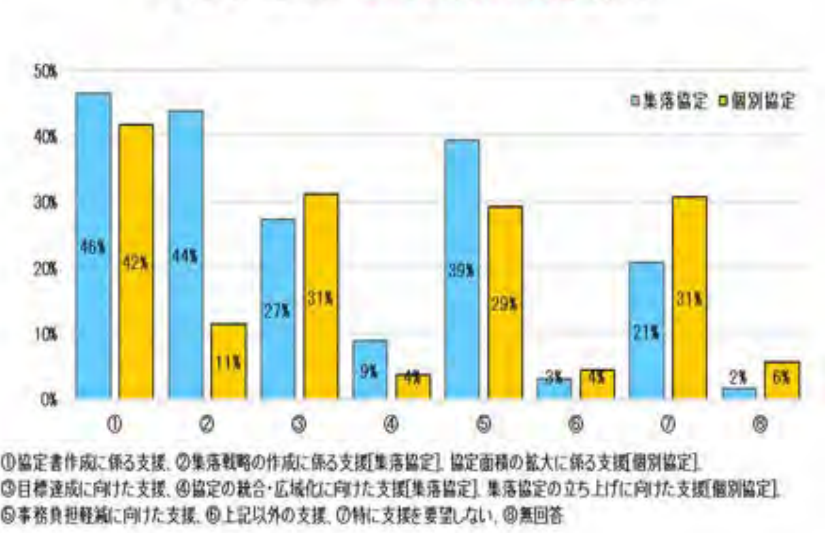
【集落協定・個別協定が市町村に対して要望する支援】

- 集落協定からは、「協定書作成に係る支援」が最も多く約5割、次いで「集落戦略の作成に係る支援」と「事務負担軽減に向けた支援」がそれぞれ約4割、「目標達成に向けた支援」についての要望が約3割となっている。
- 個別協定からは、「協定書作成に係る支援」が最も多く約4割、次いで「目標達成に向けた支援」と「事務負担軽減に向けた支援」がそれぞれ約3割となっている。

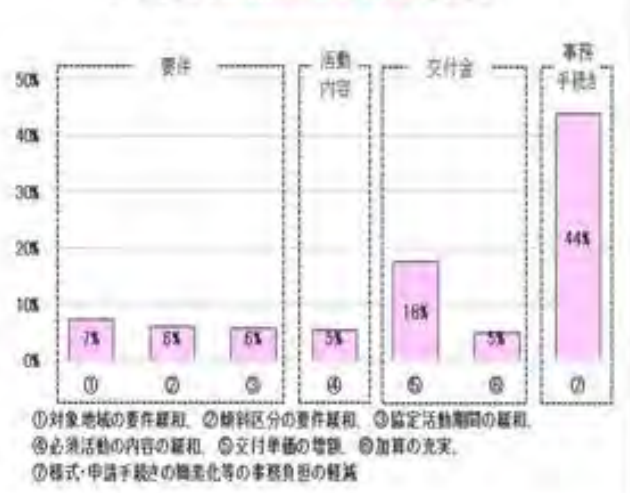
【集落協定からの本制度に関する要望】（集落協定の自己評価書の意見・要望欄に記載された内容を整理し、分類したもの。）

- 本制度に関する要望は、「事務手続き」に関するものが最も多く約4割、次いで「交付単価の増額」が約2割となっている。
- 農用地維持に関する要望は、「担い手の確保」が最も多く約5割、次いで「農地の集積・集約化」と「農業機械や加工施設等の整備」が約2割となっている。
- 地域維持に関する要望は、「地域団体と連携した農地保全の仕組み作り」が最も多く約2割、次いで「地域活動のサポート組織や人材確保」が多くなっている。

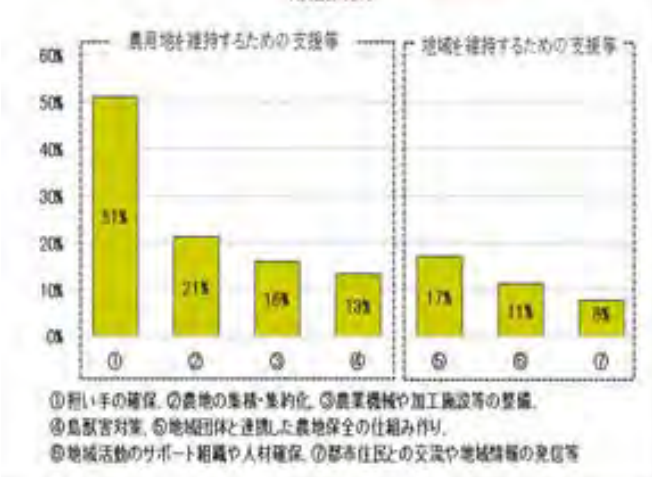
1 集落協定・個別協定が市町村に対して要望する支援(複数回答)



2 集落協定からの本制度に関する要望(複数回答)



3 集落協定からの農用地や集落の維持に関する要望(複数回答)



1 集落協定・個別協定が市町村に対して要望する支援（複数回答）

| 要望する支援内容                         | 集落協定   | 個別協定   |
|----------------------------------|--------|--------|
| ①協定書作成                           | 46.4%  | 41.7%  |
| ②集落戦略の作成[集落協定]、協定面積の拡大[個別協定]     | 43.7%  | 31.1%  |
| ③目標の達成                           | 27.3%  | 3.7%   |
| ④協定の統合・広域化[集落協定]、集落協定の立ち上げ[個別協定] | 8.9%   | 11.3%  |
| ⑤事務負担の軽減                         | 39.2%  | 29.1%  |
| ⑥上記以外の支援                         | 3.0%   | 4.4%   |
| ⑦特に要望なし                          | 20.8%  | 30.7%  |
| ⑧無回答                             | 1.6%   | 5.6%   |
| 計                                | 100.0% | 100.0% |
| 集落協定数                            | 23,580 | 573    |

2 集落協定からの本制度に関する要望（複数回答）

|                        |        |
|------------------------|--------|
| ①対象地域の要件緩和             | 7.3%   |
| ②傾斜区分の要件緩和             | 6.1%   |
| ③一団の農用地（1ha以上）の要件緩和    | 1.3%   |
| ④協定活動期間の要件緩和           | 5.7%   |
| ⑤必須活動の要件緩和             | 5.3%   |
| ⑥集落戦略の内容の簡素化           | 3.5%   |
| ⑦集落マスタープラン活動方策の内容の見直し  | 1.6%   |
| ⑧交付単価の増額               | 17.6%  |
| ⑨加算の充実                 | 4.8%   |
| ⑩交付金返還規定の緩和            | 2.2%   |
| ⑪様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減 | 43.7%  |
| ⑫その他                   | 10.3%  |
| 計                      | 100.0% |
| 集落協定数（意見提出協定数）         | 1,474  |

3 集落協定からの農用地や集落の維持に関する要望（複数回答）

|                                         |        |
|-----------------------------------------|--------|
| ①農業の担い手の確保                              | 51.0%  |
| ②担い手への農地の集積・集約化                         | 21.2%  |
| ③機械の共同利用や農作業の効率化                        | 8.0%   |
| ④農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備               | 16.0%  |
| ⑤高収益作物の生産やブランド化、農産物加工                   | 1.8%   |
| ⑥傾斜地で安全に農作業できる農業用機械の導入                  | 4.1%   |
| ⑦鳥獣害対策                                  | 13.3%  |
| ⑧集落協定の広域化や統合                            | 5.5%   |
| ⑨各種団体と連携した農用地を守る仕組みの構築                  | 17.1%  |
| ⑩地域活動をサポートする組織や人材の確保                    | 11.3%  |
| ⑪地域での生産支援活動（高齢者への声掛け、子供の見守り、買い物支援、雪かき等） | 4.8%   |
| ⑫地域外からの定住者等の確保                          | 2.9%   |
| ⑬都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報の発信               | 7.7%   |
| ⑭その他                                    | 4.5%   |
| 計                                       | 100.0% |
| 集落協定数（意見提出協定数）                          | 1,366  |



## 7 集落協定等に対するアンケート調査結果（詳細）

---

## 7- (1)-① 集落協定等が本制度に取り組んだことによる全体的な効果・加算に取り組んだことによる効果

### 営農を下支えするとともに、加算の目的に合致した効果が発現

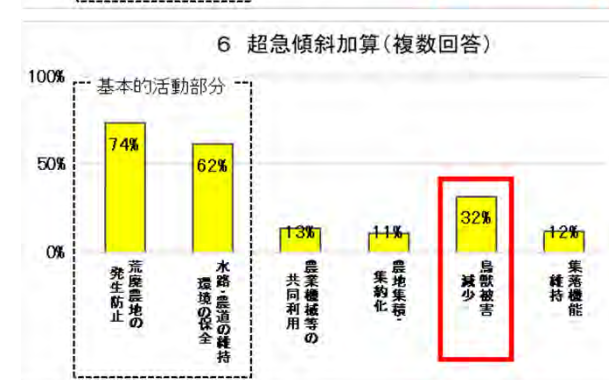
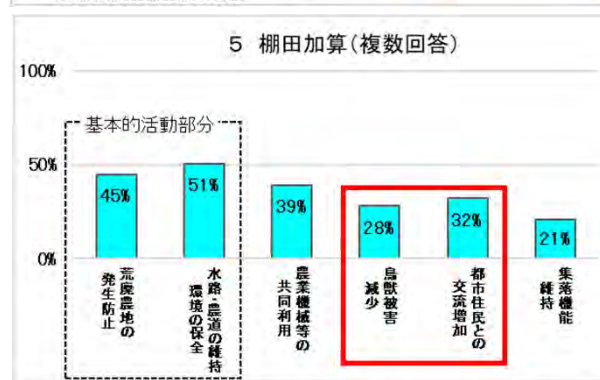
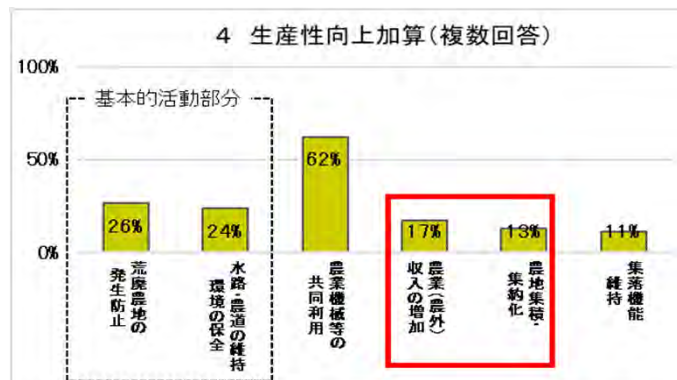
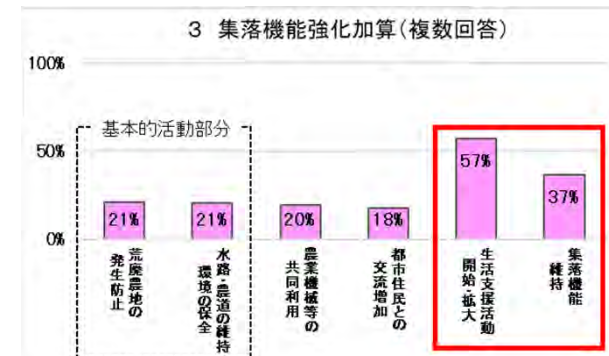
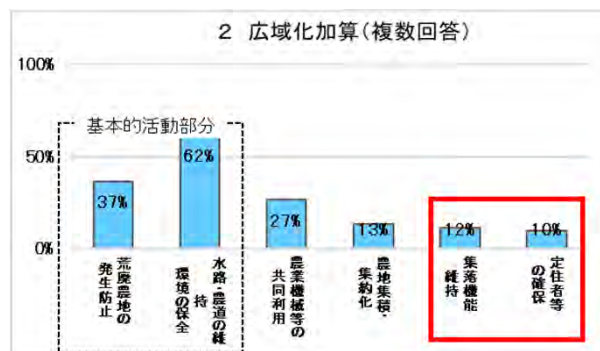
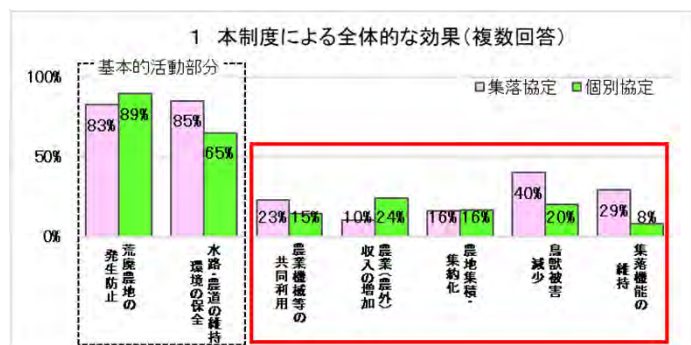
本制度の効果のうち、荒廃農地の発生防止、水路・農道の維持といった本制度の基本的活動部分以外で、効果があったと回答の多かったものについては、

#### 【集落協定における制度全体の効果】

○ 集落協定では「鳥獣被害の減少」や「集落機能の維持」のほか、「農地集積・集約化」も高く、個別協定では「農業収入の増加」や「鳥獣被害の減少」が高くなっており、本制度が営農を下支えしていることが伺える。

#### 【加算に取り組んだ集落協定における加算別の効果】

- 広域化加算では、「集落機能の維持」や「定住者等の確保」が高くなっている。
  - 集落機能強化加算では、「生活支援活動の開始・拡大」や「集落機能の維持」が高くなっている。
  - 生産性向上加算では、「農業収入の増加」や「農地集積・集約化」が高くなっている。
  - 棚田加算では、「都市住民との交流の増加」や「鳥獣被害の減少」が高くなっている。
  - 超急傾斜加算では、「鳥獣被害の減少」が高くなっている。
- ⇒ 加算については、加算の目的に合致した効果が発現している。



本制度に取り組んだことによる効果(複数回答)

|                                             | 集落協定    |         |          |         |        |        | 個別協定   |
|---------------------------------------------|---------|---------|----------|---------|--------|--------|--------|
|                                             | 制度全体の効果 | 加算による効果 |          |         |        |        |        |
|                                             |         | 広域化加算   | 集落機能強化加算 | 生産性向上加算 | 棚田加算   | 超急傾斜加算 |        |
| ①荒廃農地の発生防止                                  | 82.5%   | 36.7%   | 21.4%    | 26.4%   | 45.1%  | 73.5%  | 89.5%  |
| ②水路・農道等の維持、地域の環境の保全                         | 85.1%   | 61.7%   | 20.5%    | 23.6%   | 50.7%  | 61.6%  | 65.1%  |
| ③農業機械等の共同利用による作業の効率化                        | 23.2%   | 26.7%   | 19.6%    | 62.2%   | 39.4%  | 13.4%  | 14.6%  |
| ④農業（農外）収入が増加した                              | 10.4%   | 6.7%    | 4.5%     | 17.4%   | 8.5%   | 9.2%   | 24.3%  |
| ⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手の確保（増加）             | 6.8%    | 3.3%    | 6.3%     | 8.0%    | 9.9%   | 4.2%   | 6.1%   |
| ⑥担い手への農地の集積・集約化の進展                          | 16.2%   | 13.3%   | 7.1%     | 12.8%   | 12.7%  | 10.7%  | 16.5%  |
| ⑦鳥獣被害の減少                                    | 40.0%   | 8.3%    | 7.1%     | 9.0%    | 28.2%  | 31.5%  | 19.9%  |
| ⑧荒廃農地の再生                                    | 6.1%    | 3.3%    | 3.6%     | 7.3%    | 2.8%   | 5.7%   | 12.5%  |
| ⑨都市住民等との交流の増加                               | 3.1%    | 5.0%    | 17.9%    | 1.4%    | 32.4%  | 5.4%   | 4.4%   |
| ⑩定住者等の確保                                    | 1.9%    | 10.0%   | 6.3%     | 1.0%    | 5.6%   | 0.9%   | 1.1%   |
| ⑪生活支援活動（高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等）を開始（拡大） | 3.6%    | 5.0%    | 57.1%    | 0.7%    | 9.9%   | 2.4%   | 2.7%   |
| ⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能の維持                        | 29.2%   | 11.7%   | 36.6%    | 11.1%   | 21.1%  | 11.9%  | 7.9%   |
| ⑬その他                                        | 1.2%    | 6.7%    | 1.8%     | 6.9%    | 2.8%   | 1.2%   | 1.1%   |
| ⑭特に効果は感じられない                                | 1.5%    | 3.3%    | 0.0%     | 1.4%    | 0.0%   | 5.1%   | 1.1%   |
| 計                                           | 100.0%  | 100.0%  | 100.0%   | 100.0%  | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 実施協定数                                       | 4,632   | 60      | 112      | 288     | 71     | 336    | 522    |

(参考)集落協定が加算に取り組むに当たって、中心となった者(複数回答)

|                | 広域化加算  | 集落機能強化加算 | 生産性向上加算 | 棚田加算   | 超急傾斜加算 |
|----------------|--------|----------|---------|--------|--------|
| ①協定代表者         | 63.3%  | 68.8%    | 72.9%   | 84.5%  | 67.9%  |
| ②協定代表者以外の協定参加者 | 30.0%  | 45.5%    | 43.8%   | 40.8%  | 37.8%  |
| ③統合された協定又は集落から | 8.3%   | 5.4%     | 5.6%    | 1.4%   | 3.0%   |
| ④市町村等の働きかけ     | 25.0%  | 17.0%    | 16.3%   | 54.9%  | 23.8%  |
| ⑤その他           | 1.7%   | 0.9%     | 1.7%    | 1.4%   | 2.1%   |
| ⑥無回答           | 18.3%  | 8.0%     | 2.4%    | 1.4%   | 2.7%   |
| 計              | 100.0% | 100.0%   | 100.0%  | 100.0% | 100.0% |
| 加算実施協定数        | 60     | 112      | 288     | 71     | 336    |

7-(1)-② 集落協定等が本制度に取り組まなかった場合の農用地の荒廃状況等

ほとんどの協定が本制度に取り組んだことにより、農用地の荒廃が防止できたと回答

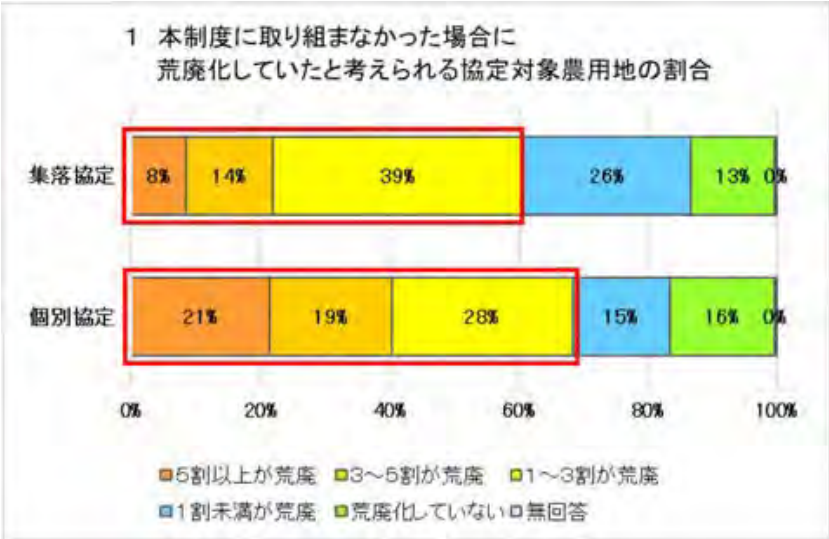
本制度に取り組まなかった場合の農用地の荒廃化状況、隣接する集落の状況等については、

【本制度（第5期対策）に取り組まなかった場合に荒廃化していたと考えられる協定対象農用地の割合】

○ 本制度に取り組まなかった場合、「協定農用地の1割以上が荒廃化」していたと考える割合が集落協定で約60%、個別協定で約70%となっており、本制度が荒廃農地の発生防止に対して、大きく寄与していることが伺える。

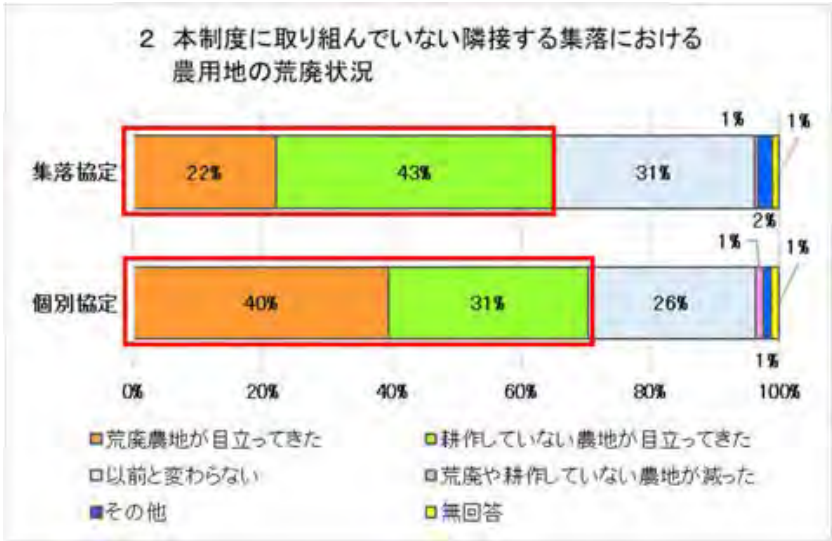
【本制度に取り組んでいない隣接する集落における、ここ数年の農用地の荒廃状況】

○ 「荒廃農地」や「耕作していない農地」が目立ってきたと回答した協定の割合は、集落協定と個別協定ともに約70%あり、ここ数年で、農用地の荒廃や利用程度の低下が目立ってきている。



1 本制度に取り組まなかった場合、荒廃化していたと考えられる協定農用地の割合

|               | 集落協定   | 個別協定   |
|---------------|--------|--------|
| ①協定対象農用地の1割未満 | 26.0%  | 14.9%  |
| ②協定対象農用地の1～3割 | 38.7%  | 28.0%  |
| ③協定対象農用地の3～5割 | 13.5%  | 19.0%  |
| ④協定対象農用地の5割以上 | 8.5%   | 21.5%  |
| ⑤荒廃化していない     | 13.0%  | 16.3%  |
| ⑥無回答          | 0.3%   | 0.4%   |
| 計             | 100.0% | 100.0% |
| 実施協定数         | 4,632  | 522    |



2 本制度に取り組んでいない隣接する集落の農用地の状況

|                          | 集落協定   | 個別協定   |
|--------------------------|--------|--------|
| ①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた      | 22.1%  | 39.5%  |
| ②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた | 42.8%  | 30.9%  |
| ③以前と変わらない                | 31.3%  | 25.9%  |
| ④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った | 0.5%   | 1.2%   |
| ⑤その他                     | 2.3%   | 1.2%   |
| ⑥無回答                     | 1.0%   | 1.2%   |
| 計                        | 100.0% | 100.0% |
| 実施協定数                    | 783    | 81     |



集落戦略は、鳥獣害対策や担い手の育成等に効果

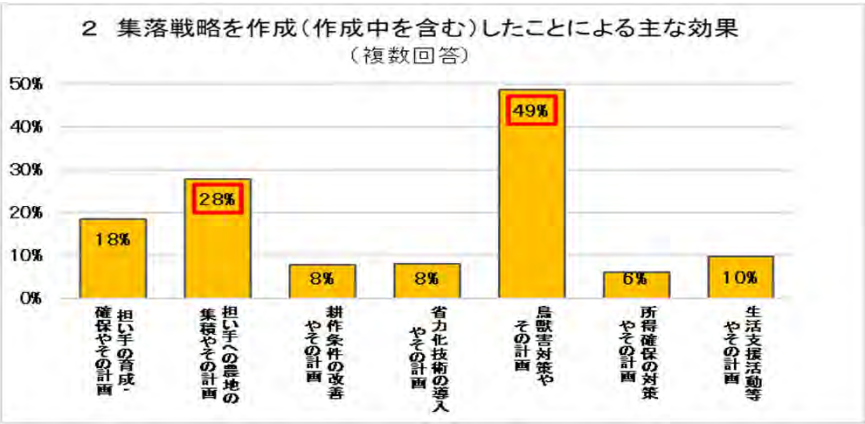
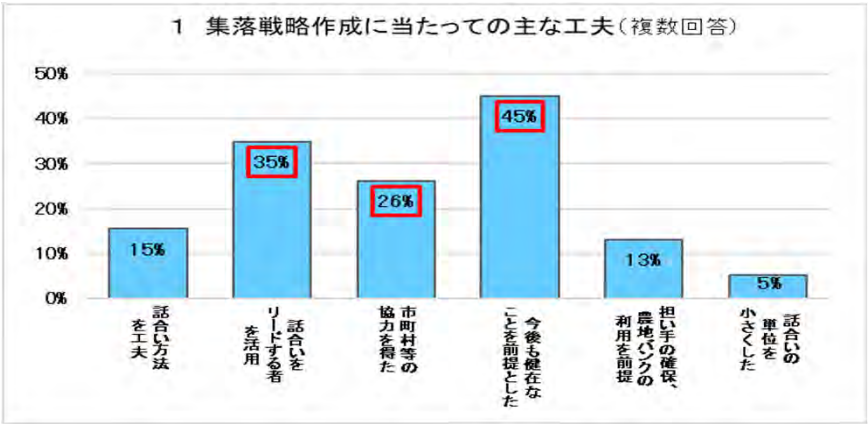
集落協定が体制整備単価の要件である集落戦略を作成するに当たって工夫した点や、作成（作成中を含む）による効果については、  
【集落協定が集落戦略を作成するに当たって工夫した点】

- 高齢化により農業者本人や集落の将来像が見通せないことから、「協定参加者が今後も健在なことを前提に作成を推進」したが最も多く約5割、次いで「話し合いをリードする者の活用」が約4割、「市町村等の協力を得た」が約3割となっている。

【集落戦略を作成（作成中を含む）したことによる効果】

- 「鳥獣対策の実施やその計画」があるが最も多く約5割、次いで「担い手への農地の集積やその計画」が約3割となっており、担い手の農地集積にも貢献している。

※集落戦略とは、集落協定が交付単価の10割（体制整備単価）を受給する要件として、6年から10年後の協定農用地や地域農業の将来像について、協定参加者の話し合いにより作成する集落全体の指針となるもの。



1 集落戦略の作成に当たっての工夫（複数回答）

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| ①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫   | 15.5%  |
| ②話し合いをリードする者を活用した            | 34.9%  |
| ③市町村や関係機関の協力を得た              | 26.2%  |
| ④協定参加者が、今後も健在なことを前提とした       | 45.1%  |
| ⑤担い手やリーダーの確保、農地バンクの利用を前提とした  | 13.1%  |
| ⑥集落戦略の作成範囲を分割し、話し合いの単位を小さくした | 5.1%   |
| ⑦その他                         | 2.2%   |
| ⑧特になし                        | 8.2%   |
| ⑨まだ作成していない                   | 20.2%  |
| ⑩無回答                         | 0.4%   |
| 計                            | 100.0% |
| 体制整備単価 協定数                   | 3,622  |

2 集落戦略を作成（作成中も含む）したことによる効果（複数回答）

|                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| ①担い手の育成・確保又は計画がある                  | 18.4%  |
| ②担い手への農地の集積又はその計画がある               | 27.9%  |
| ③基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある        | 7.7%   |
| ④スマート農業等の省力化技術を導入した又はその計画がある       | 8.0%   |
| ⑤耕作条件が劣る農地の粗放的管理や林地化を実施又はその計画がある   | 5.8%   |
| ⑥鳥獣害対策を実施した又はその計画がある               | 48.6%  |
| ⑦所得確保のため高収益農産物の生産や加工等を始めた又は計画がある   | 6.0%   |
| ⑧他の協定等との統合・連携をした又はその計画がある          | 5.0%   |
| ⑨高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動を開始した又は計画がある | 9.7%   |
| ⑩特に何もしていない                         | 24.7%  |
| ⑪その他                               | 2.8%   |
| ⑫無回答                               | 3.1%   |
| 計                                  | 100.0% |
| 体制整備単価 協定数                         | 3,622  |

## 7-(1)-④ 集落協定が実施している各種活動

地域の関係団体と協力し、各種活動をしている農村RMOの素地を持つ集落も一定程度存在

集落協定が集落で実施している各種の活動と、その活動の連携組織については、

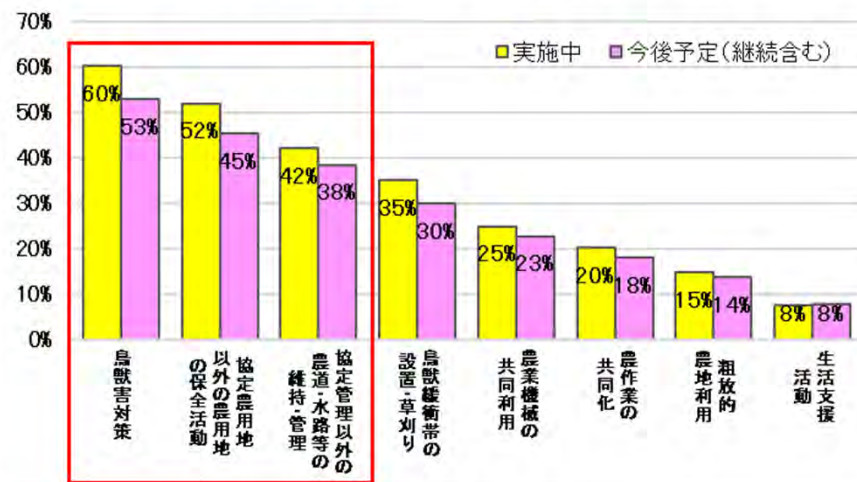
### 【集落で実施している主な活動】

- 現在、実施している活動と今後実施予定の活動ともに、「鳥獣害対策」が最も多く、次いで「協定農用地以外の農用地の保全活動」、「集落協定が管理している以外の農道や水路等の維持・管理活動」の割合が高くなっている。

### 【集落で実施している活動の主な連携組織】

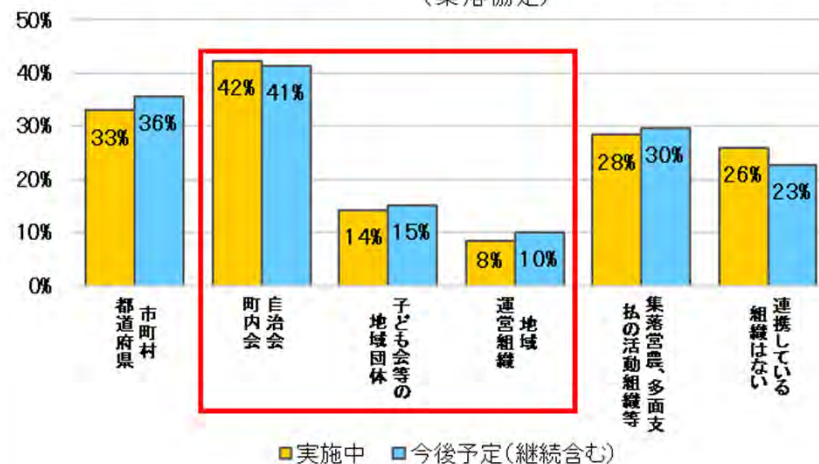
- 現在、連携している組織と今後連携予定の組織ともに、「町内会・自治会」のほか、「市町村・都道府県」、「集落営農、多面的機能支払交付金の活動組織」との連携割合が高くなっている。
- また、人口減少・高齢化による集落機能の弱体化が課題となる中で、「町内会・自治会」のほか、「子ども会等の地域団体」、「地域運営組織」などの地域の関係団体と連携して、農地保全や地域資源の活用と併せて生活支援活動を行う農村RMOの素地を持つ集落も一定程度存在している。

1 集落協定が集落で実施している主な活動(複数回答)



※農地の保全活動及び農道・水路等の維持・管理活動については、協定農用地や集落協定が管理している農道・水路等以外の農用地や施設等の保全活動を行っている集落協定の割合。

2 集落で実施している活動の主な連携組織(複数回答)  
(集落協定)



## 1 集落協定が実施している各種活動(複数回答)

|                                          | 実施中   | 今後予定<br>(継続含む) |
|------------------------------------------|-------|----------------|
| ①協定農用地以外の保全活動(草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等)      | 51.9% | 45.3%          |
| ②協定農用地以外の農道・水路等の維持・管理活動(多面的機能支払による活動を含む) | 42.1% | 38.4%          |
| ③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り                            | 35.1% | 30.0%          |
| ④維持できなくなった農地の林地化(計画的な植林)                 | 1.6%  | 2.2%           |
| ⑤農作業の共同化                                 | 20.2% | 18.0%          |
| ⑥農業機械の共同利用                               | 24.9% | 22.8%          |
| ⑦鳥獣害対策                                   | 60.2% | 52.9%          |
| ⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用                     | 14.8% | 13.8%          |
| ⑨都市住民との交流活動                              | 3.9%  | 3.9%           |
| ⑩農産物の販売・加工                               | 6.4%  | 6.2%           |
| ⑪地域での生活支援活動(高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等) | 7.7%  | 7.9%           |
| ⑫生き物観察や生物保全活動                            | 3.0%  | 2.8%           |
| ⑬その他                                     | 1.6%  | 1.2%           |
| ⑭集落で共同活動は実施していない                         | 8.6%  | 7.4%           |
| ⑮無回答                                     | 1.1%  | 11.4%          |
| 計                                        | 100%  | 100%           |
| 実施協定数                                    | 4,632 | 4,632          |

## 2 集落協定が実施している各種活動の連携組織(複数回答)

|                                         | 実施中   | 今後予定<br>(継続含む) |
|-----------------------------------------|-------|----------------|
| ①市町村、都道府県                               | 33.0% | 35.6%          |
| ②自治会、町内会                                | 42.4% | 41.4%          |
| ③子ども会、婦人会、青年会、老人会、地域の団体                 | 14.3% | 15.2%          |
| ④地域運営組織                                 | 8.5%  | 10.2%          |
| ⑤社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人                     | 1.4%  | 1.6%           |
| ⑥保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校                     | 1.9%  | 2.1%           |
| ⑦大学                                     | 0.7%  | 1.0%           |
| ⑧他の集落協定、集落営農組織、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区、JA | 28.4% | 29.7%          |
| ⑨民間企業                                   | 1.7%  | 1.9%           |
| ⑩地域おこし協力隊                               | 1.7%  | 3.6%           |
| ⑪その他                                    | 1.8%  | 1.7%           |
| ⑫連携している組織はない                            | 26.0% | 22.8%          |
| ⑬無回答                                    | 1.3%  | 5.3%           |
| 計                                       | 100%  | 100%           |
| 実施協定数                                   | 4,182 | 3,760          |



## 7-(1)-⑤ 集落協定と廃止協定における、協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲

### 1 集落1協定が7割を占めており、協定の統合・広域化による農用地の維持が急務

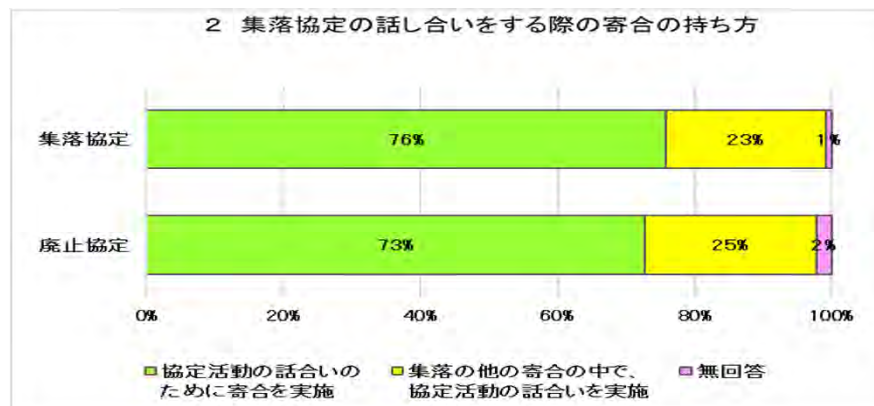
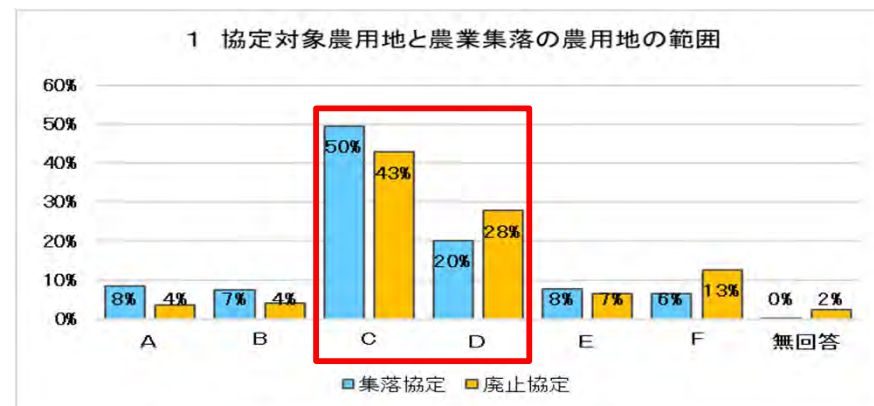
集落協定の協定農用地と農業集落の農用地の範囲や、集落協定における協定活動をする際の寄合の持ち方については、

#### 【協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲】

- 「1つの集落協定が農業集落の農用地の大部分をカバー」するCのケースが最も多く、集落協定で5割、廃止協定では約4割、次いで「1つの集落協定が農業集落の農用地の一部をカバー」するDのケースで、集落協定で2割、廃止協定では約3割となっており、7割の集落協定が「1集落1協定」であり、高齢化等により協定活動が廃止された場合、集落の農用地が荒廃することから、協定の統合や広域化は急務となる。

#### 【集落協定が協定活動の話合いをする際の寄合の持ち方】

- 「協定活動のために寄合を持つ」が最も多く、集落協定では約8割、廃止協定では約7割となっており、協定活動の寄合いの参加者と集落の寄合いの参加者に違いが生じていることが伺える。





7－(2) 個別協定における今後の経営意向

個別協定の4割が集積・集約化の意向があり、規模拡大に当たっての条件は基盤整備済みであること

個別協定における今後の経営意向のほか、規模拡大の意向がある個別協定が規模拡大に当たって、どのような農用地を希望しているのかについては、

【今後の経営意向】

- 「規模拡大」の意向は約3割、「規模拡大より農地集約」の意向は約1割となっており、約3割の個別協定が農用地の集積・集約化の意向を持っている。
- 一方、「現状維持」は6割、「規模を縮小」（廃止を含む）も約1割あった。

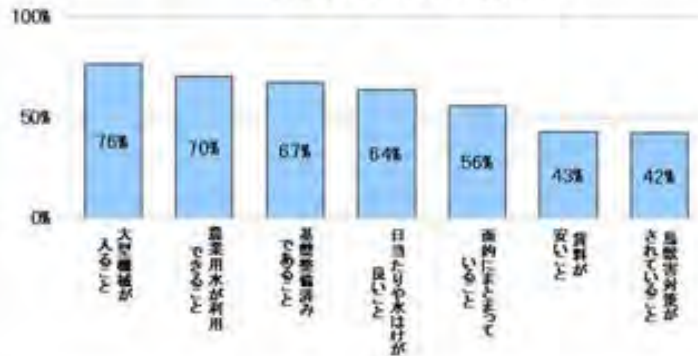
【規模拡大意向を持つ個別協定の規模拡大に当たっての農用地の条件】

- 「大型機械が入ること」が最も多く約8割、次いで「農業用水が利用できること」と「基盤整備済みであること」が約7割、「日当たりや水はけが良いこと」と「面的にまとまっていること」が約6割となっている。

1 個別協定における今後の経営意向



2 規模拡大意向のある個別協定の規模拡大に当たっての主な農用地の条件（複数回答）



1 今後の経営意向

|                  |        |
|------------------|--------|
| ①規模拡大の意向がある      | 25.9%  |
| ②規模拡大より農地を集約したい  | 6.7%   |
| ③現状維持            | 60.7%  |
| ④規模を縮小したい(廃止を含む) | 5.6%   |
| ⑤無回答             | 1.1%   |
| 計                | 100.0% |
| 個別協定数            | 522    |

2 規模拡大の意向がある個別協定の規模拡大に当たっての農用地の条件（複数回答）

|                     |        |
|---------------------|--------|
| ①大型機械が入ること          | 76.3%  |
| ②農業用水が利用できること       | 70.4%  |
| ③基盤整備済みであること        | 67.4%  |
| ④日当たりや水はけが良いこと      | 63.7%  |
| ⑤面的にまとまっていること       | 55.6%  |
| ⑥賃料が安いこと            | 43.0%  |
| ⑦鳥獣害対策がされていること      | 42.2%  |
| ⑧環境保全型農業に適した圃場であること | 22.2%  |
| ⑨農地面積や圃場条件にはこだわらない  | 11.9%  |
| ⑩その他                | 3.7%   |
| 計                   | 100.0% |
| 規模拡大意向の個別協定数        | 135    |

廃止協定の6割以上で、農用地の維持・管理の程度が低下

第4期対策末（R1年度）で活動を廃止した集落協定（廃止協定）が活動していた協定農用地の状況、現在の集落活動の状況については、**【廃止協定が活動をしていた協定農用地の現在の状況】**

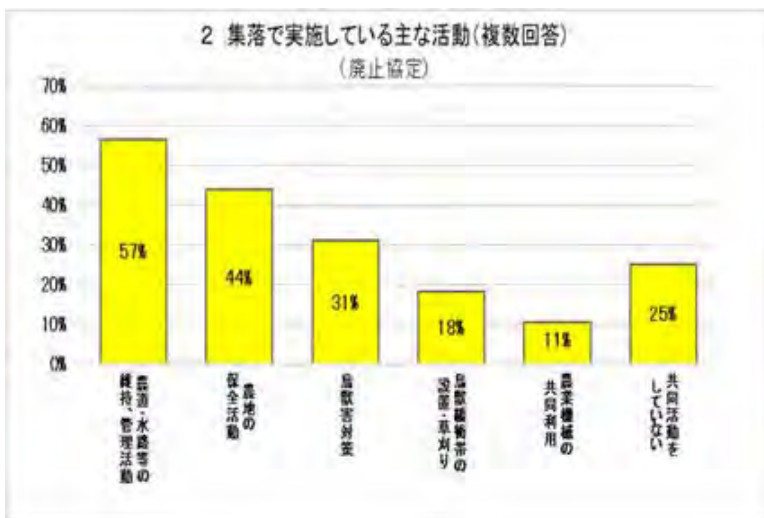
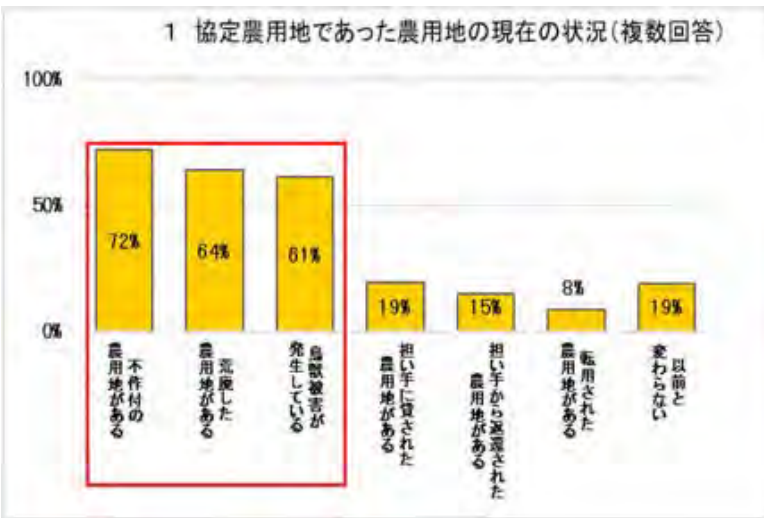
- 「不作付地がある」と回答した廃止協定が約7割で最も多く、次いで「荒廃している」が約6割となっており、活動を廃止して数年で農用地の維持・管理の程度が低下している。
- 一方、「以前と変わらない」とする廃止協定も約2割あり、引き続き、農用地が適切に維持されている集落もある。

**【現在、集落で実施している活動】**

- 「農道・水路等の維持・管理活動」を行っている廃止協定が約6割で最も多く、次いで「農地の保全活動」が約4割、「鳥獣害対策」が約3割となっている。
- 一方、「共同活動をしていない」廃止協定も約3割あり、こうした集落が増加することによる農用地の荒廃や集落機能の弱体化が危惧される。

**【現在の共同活動の参加者（現在も共同活動をしている廃止協定）】**

- 「協定活動をしていた当時より減少した」とする廃止協定が約7割で最も多く、次いで「変わらない」が約3割となっている。



### 1 協定農用地であった農用地の現在の状況 (複数回答)

|                    |        |
|--------------------|--------|
| ①荒廃した農用地がある        | 64.0%  |
| ②作付けしない農用地がある      | 72.2%  |
| ③転用された農用地がある       | 8.3%   |
| ④林地化(植林)された農用地がある  | 4.3%   |
| ⑤粗放的利用されている農用地がある  | 4.3%   |
| ⑥担い手から返還された農用地がある  | 14.8%  |
| ⑦担い手に貸された農用地がある    | 19.3%  |
| ⑧鳥獣被害が発生している       | 61.2%  |
| ⑨災害による被害を受けた農用地がある | 10.4%  |
| ⑩基盤整備された農用地がある     | 1.4%   |
| ⑪以前と特に変わらない        | 19.1%  |
| ⑫その他               | 1.8%   |
| 計                  | 100.0% |
| 廃止協定数計             | 492    |

### 2 廃止協定が実施している共同活動(複数回答)

|                                          |        |
|------------------------------------------|--------|
| ①農用地の保全活動(草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等)          | 43.9%  |
| ②農用地の農道・水路等の維持・管理活動(多面的機能支払による活動を含む)     | 56.7%  |
| ③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り                            | 18.3%  |
| ④維持できなくなった農地の林地化(計画的な植林)                 | 1.2%   |
| ⑤農作業の共同化                                 | 4.9%   |
| ⑥農業機械の共同利用                               | 10.6%  |
| ⑦鳥獣害対策                                   | 31.1%  |
| ⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用                     | 3.7%   |
| ⑨都市住民との交流活動                              | 0.4%   |
| ⑩農産物の販売・加工                               | 4.7%   |
| ⑪地域での生活支援活動(高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等) | 4.5%   |
| ⑫生き物観察や生物保全活動                            | 0.8%   |
| ⑬その他                                     | 2.0%   |
| ⑭集落で共同活動は実施していない                         | 25.2%  |
| ⑮無回答                                     | 0.6%   |
| 計                                        | 100.0% |
| 廃止協定数                                    | 492    |

### 3 現在の共同活動の参加者数 (集落協定の活動していた当時との比較)

|                      |        |
|----------------------|--------|
| ①集落協定の活動していた当時より減った  | 68.5%  |
| ②集落協定の活動していた当時より増えた  | 2.2%   |
| ③集落協定の活動していた当時と変わらない | 28.2%  |
| ④無回答                 | 1.1%   |
| 計                    | 100.0% |
| 廃止協定数                | 365    |

7－(3)－② 廃止協定における5年後(R10年)の集落の状況等

再度、協定活動に参加したい農家の意向把握と活動できる仕組みづくりが必要

廃止協定がある集落における5年後（R10年）の農業の担い手や集落のリーダーの有無、農用地の荒廃状況等については、

【5年後（R10年）の集落における農業の担い手や話し合い・行事のリーダーの有無】

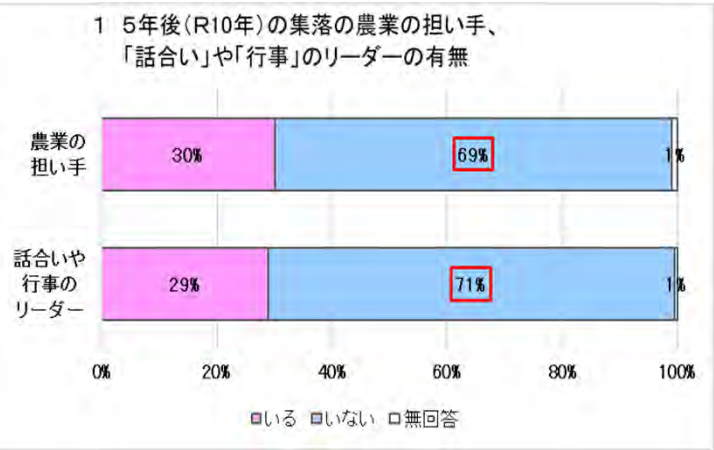
○ 5年後に、農業の担い手や集落のリーダーが「いる」とする廃止協定は約3割、「いない」廃止協定は約7割あることから、集落活動の低下による集落の弱体化が危惧される。

【5年後（R10年）の集落の農用地の荒廃状況】

○ 「集落の農用地の1割以上が荒廃」するとする廃止協定は約8割あり、「5割以上の農用地が荒廃」すると危惧している廃止協定も2割を超えている。

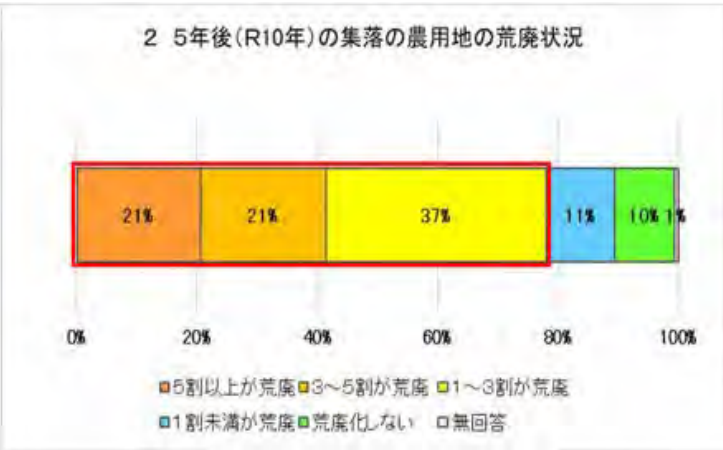
【今後、近隣の集落協定から協定活動への参加を誘われた場合の対応】

○ 「活動に参加する農家はない」と考える廃止協定が約6割あった一方、「参加する農家もいる」と考えている廃止協定も約3割あることから、こうした農家の意向を把握し、協定活動への参加と協定側の受入れを促すことが必要となってくる。



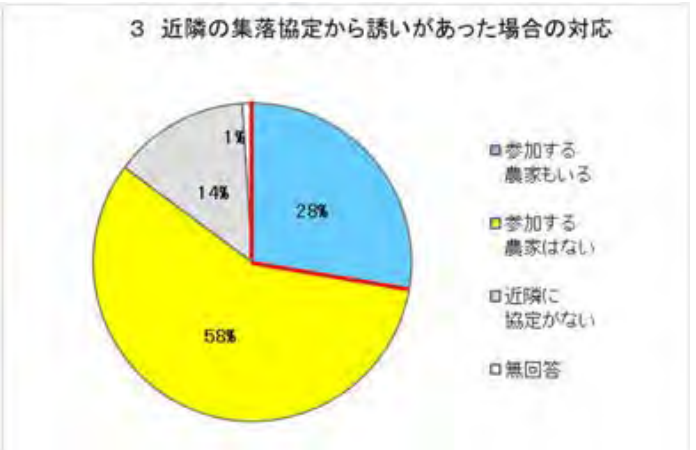
1 5年後(R10年)の集落の「話し合い」や「行事」のリーダー、  
農業の担い手の有無

|                  | いる    | いない   | 無回答  | 計      | 廃止協定数 |
|------------------|-------|-------|------|--------|-------|
| 農業の担い手           | 30.1% | 68.9% | 1.0% | 100.0% | 492   |
| 「話し合い」や「行事」のリーダー | 28.9% | 70.5% | 0.6% | 100.0% | 492   |



2 5年後(R10年)の集落の農用地の荒廃状況

|                 |        |
|-----------------|--------|
| ①集落の農用地の5割以上が荒廃 | 20.5%  |
| ②集落の農用地の3～5割が荒廃 | 20.9%  |
| ③集落の農用地の1～3割が荒廃 | 36.6%  |
| ④集落の農用地の1割未満が荒廃 | 11.4%  |
| ⑤荒廃化しない         | 10.0%  |
| ⑥無回答            | 0.6%   |
| 計               | 100.0% |
| 廃止協定数           | 492    |



3 今後、近隣の集落協定から活動への誘いが  
あった場合の対応

|                    |        |
|--------------------|--------|
| ①活動に参加する農家もいると思われる | 27.6%  |
| ②活動に参加する農家はない      | 57.5%  |
| ③近隣集落に協定がない        | 13.8%  |
| ④無回答               | 1.0%   |
| 計                  | 100.0% |
| 廃止協定数              | 492    |



7－(4)－① 未実施集落における農用地の状況等

本制度に取り組んでいない集落において、農用地の荒廃を防止する体制づくりが必要

本制度を実施していない集落（未実施集落）における、最近5年間の農用地の状況や5年後（R10年）の荒廃状況については、

【現在の農用地の耕作者】

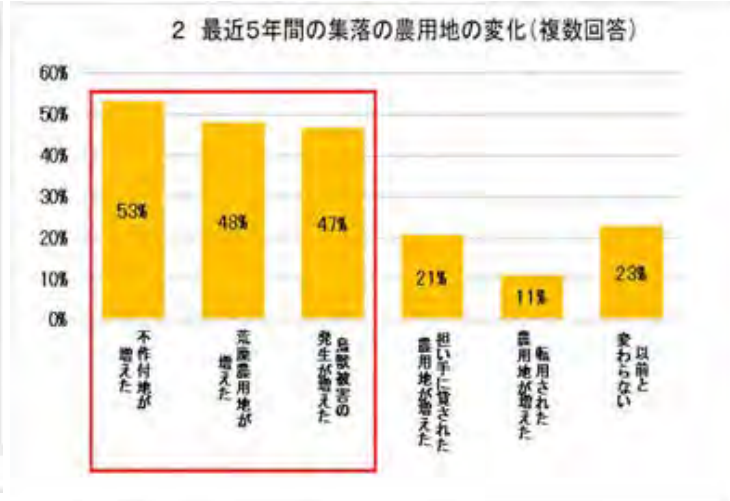
- 「それぞれの農家が耕作」している集落が最も多く約6割、次いで「担い手と農家が耕作」している集落が約3割となっている。
- 一方、「荒廃化し誰も耕作していない」集落が約1割あり、高齢化が進む中、さらにこうした集落の増加が予想されることから、本制度に取り組んでいない集落において、農用地の荒廃を防止する体制づくりが必要となる。

【最近5年間の農用地の変化】

- 「不作付地が増えた」とした集落が最も多く、次いで「荒廃農用地が増えた」、「鳥獣被害の発生が増えた」が約5割となっており、農用地の荒廃や不作付が増えている。

【5年後（R10年）の集落の農用地の荒廃状況】

- 「集落の農用地の1割以上が荒廃」すると考える集落は約7割で、「5割以上が荒廃」すると考える集落は2割あることから、今後も農用地の荒廃が進むものと考えられる。



### 1 現在の農用地の耕作者

|                    |        |
|--------------------|--------|
| ①地域の担い手が主に耕作       | 5.7%   |
| ②地域の担い手と農家がそれぞれ耕作  | 26.7%  |
| ③それぞれの農家が耕作        | 56.9%  |
| ④農地が荒廃化し、誰も耕作していない | 8.7%   |
| ⑤無回答               | 2.0%   |
| 計                  | 100.0% |
| 未実施集落数             | 839    |

### 2 最近5年間の集落の農用地の変化(複数回答)

|                    |        |
|--------------------|--------|
| ①荒廃した農用地がある        | 47.9%  |
| ②作付けしない農用地がある      | 53.2%  |
| ③転用された農用地がある       | 11.0%  |
| ④林地化(植林)された農用地がある  | 3.3%   |
| ⑤粗放的利用されている農用地がある  | 1.1%   |
| ⑥担い手から返還された農用地がある  | 5.4%   |
| ⑦担い手に貸された農用地がある    | 20.7%  |
| ⑧鳥獣被害が発生している       | 46.6%  |
| ⑨災害による被害を受けた農用地がある | 7.5%   |
| ⑩基盤整備された農用地がある     | 1.1%   |
| ⑪以前と特に変わらない        | 22.8%  |
| ⑫その他               | 4.4%   |
| ⑬無回答               | 3.1%   |
| 計                  | 100.0% |
| 未実施集落数             | 839    |

### 3 5年後(R10年)の集落の農用地の荒廃状況

|                   |        |
|-------------------|--------|
| ①集落の農用地の1割未満が荒廃する | 16.9%  |
| ②集落の農用地の1～3割が荒廃する | 32.5%  |
| ③集落の農用地の3～5割が荒廃する | 13.2%  |
| ④集落の農用地の5割以上が荒廃する | 19.7%  |
| ⑤荒廃化しない           | 15.1%  |
| ⑥無回答              | 2.5%   |
| 計                 | 100.0% |
| 未実施集落数            | 839    |

7－(4)－② 未実施集落における集落の状況

担い手やリーダーがいる未実施集落も多く、こうした者を活用した農用地等維持の体制づくりが必要

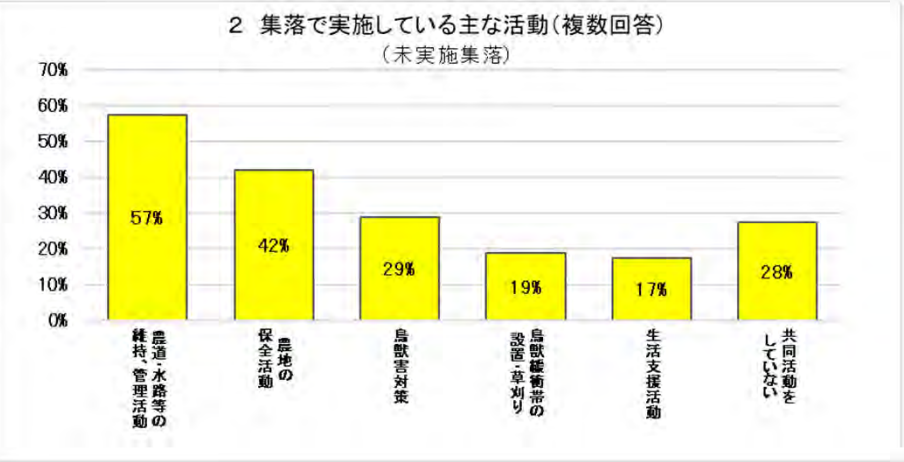
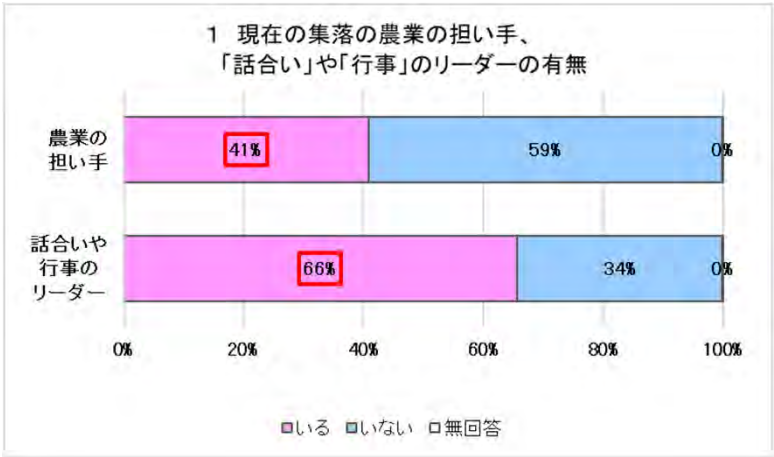
未実施集落における現在の農業の担い手や集落のリーダーの有無、集落で実施している活動については、

【農業の担い手や話し合い・行事のリーダーの有無】

- 農業の担い手が「いる」集落は約4割、「いない」集落は約6割となっている。
- 集落のリーダーが「いる」集落は約7割、「いない」集落は約3割となっている。
- 担い手やリーダーが「いる」未実施集落も多いことから、こうした方々をうまく活用して、集落の機能や農用地を維持する体制づくりが必要となってくる。

【現在、集落で実施している活動】

- 「農道・水路等の維持・管理活動」が最も多く約6割、次いで「農地の保全活動」が約4割、「鳥獣害対策」が約3割となっている。
- また、「生活支援活動」をしている集落も約2割あり、その割合は集落協定や廃止協定よりも高くなっている。
- 一方、「共同活動をしていない」未実施集落は約3割ある。



1 集落の農業の担い手、「話し合い」や「行事」のリーダーの有無

|                  | いる    | いない   | 無回答  | 計      | 未実施集落数 |
|------------------|-------|-------|------|--------|--------|
| 農業の担い手           | 40.9% | 59.0% | 0.1% | 100.0% | 839    |
| 「話し合い」や「行事」のリーダー | 65.7% | 34.2% | 0.1% | 100.0% | 839    |

2 未実施集落で実施している共同活動（複数回答）

|                                          |        |
|------------------------------------------|--------|
| ①農用地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）          | 42.1%  |
| ②農用地の農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）     | 57.4%  |
| ③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り                            | 19.0%  |
| ④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）                 | 0.8%   |
| ⑤農作業の共同化                                 | 6.7%   |
| ⑥農業機械の共同利用                               | 6.4%   |
| ⑦鳥獣害対策                                   | 29.0%  |
| ⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用                     | 2.1%   |
| ⑨都市住民との交流活動                              | 3.3%   |
| ⑩農産物の販売・加工                               | 5.5%   |
| ⑪地域での生活支援活動（高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等） | 17.3%  |
| ⑫生き物観察や生物保全活動                            | 2.6%   |
| ⑬その他                                     | 7.9%   |
| ⑭集落で共同活動は実施していない                         | 27.5%  |
| ⑮無回答                                     | 1.0%   |
| 計                                        | 100.0% |
| 廃止協定数                                    | 839    |

7 - (4) - ③ 未実施集落における、本制度の認知度、今後の取組意向

未実施集落の約 1 割に取組意向があり、こうした集落に対する働きかけが必要

未実施集落における本制度の認知度、これまで本制度に取り組まなかった理由、今後の取組意向については、  
【本制度の認知度のほか、本制度を知っている集落において、本制度が集落の寄合で話題になったことがあるか】

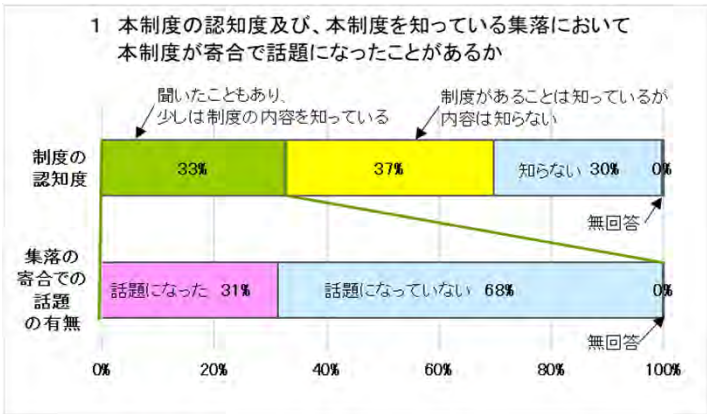
- 本制度を知っている集落は約 7 割、制度の内容も知っている集落は 3 割あった。一方、3 割の集落が制度を知らないことから、未実施集落に対する制度の周知が必要。
- また、本制度の内容も知っている集落のうち、約 3 割の集落では集落の寄合において本制度が話題となっていた。

【集落の寄合で話題になったものの、本制度に取り組まなかった理由】

- 集落協定の廃止理由と同様に、「高齢化」や「リーダーがいない」、「事務手続きが負担」が多い中、「制度の要件を満たさなかった」、「集落で合意が取れなかった」とする理由も約 3 割あった。

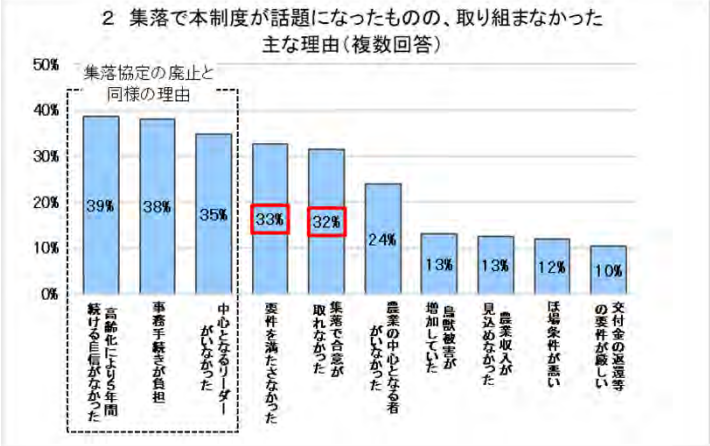
【今後の本制度への取組意向】

- 未実施集落の約 1 割が本制度への取組意向を示しており、今後、こうした集落に対して制度の説明や集落の合意形成に向けた働きかけなどが必要。



|                          |        |
|--------------------------|--------|
| 1 本制度の認知度                |        |
| ①聞いたこともあり、少しは制度の内容を知っている | 32.5%  |
| ②制度があることは知っているが、内容は知らない  | 37.3%  |
| ③知らない                    | 29.8%  |
| ④無回答                     | 0.4%   |
| 計                        | 100.0% |
| 未実施集落数                   | 839    |

|                                       |        |
|---------------------------------------|--------|
| 2 本制度を知っている集落において、本制度が寄合で話題になったことがあるか |        |
| ①集落の寄合で話題になった                         | 31.4%  |
| ②集落の寄合で話題になったことはない                    | 68.4%  |
| ③無回答                                  | 0.2%   |
| 計                                     | 100.0% |
| 未実施集落数                                | 586    |



|                |        |
|----------------|--------|
| 4 今後の本制度への取組意向 |        |
| ①取組意向あり        | 14.1%  |
| ②取組意向なし        | 84.9%  |
| ③無回答           | 1.1%   |
| 計              | 100.0% |
| 未実施集落数         | 839    |

|                                                |        |
|------------------------------------------------|--------|
| 3 集落の寄合で、本制度が話題になった集落における、本制度に取り組まなかった理由(複数回答) |        |
| ①集落内の合意が取れなかった                                 | 31.5%  |
| ②交付金の返還等の要件が厳しかった                              | 10.3%  |
| ③事務手続きが負担                                      | 38.0%  |
| ④制度の対象となる農用地の要件を満たさなかった                        | 32.6%  |
| ⑤取り組むに当たって、中心となるリーダーがいなかった                     | 34.8%  |
| ⑥農家が高齢化しており、5年間続ける自信がなかった                      | 38.6%  |
| ⑦地域農業の中心となる者がいなかった                             | 23.9%  |
| ⑧農業収入が見込めなかった                                  | 12.5%  |
| ⑨鳥獣被害が増加していた                                   | 13.0%  |
| ⑩近隣の集落も取り組んでいなかった                              | 4.9%   |
| ⑪ほ場条件が悪い                                       | 12.0%  |
| ⑫本制度がなくても農用地の維持・管理が可能                          | 4.9%   |
| ⑬その他                                           | 11.4%  |
| ⑭無回答                                           | 2.2%   |
| 計                                              | 100.0% |
| 未実施集落数                                         | 184    |



6 割の市町村が現行制度のままで継続することを要望

本制度を実施（第5期対策）している市町村において、取り組みによりどのような効果が生じたと考えているかについては、

【本制度がどの程度、荒廃農地の発生・防止に貢献したか】

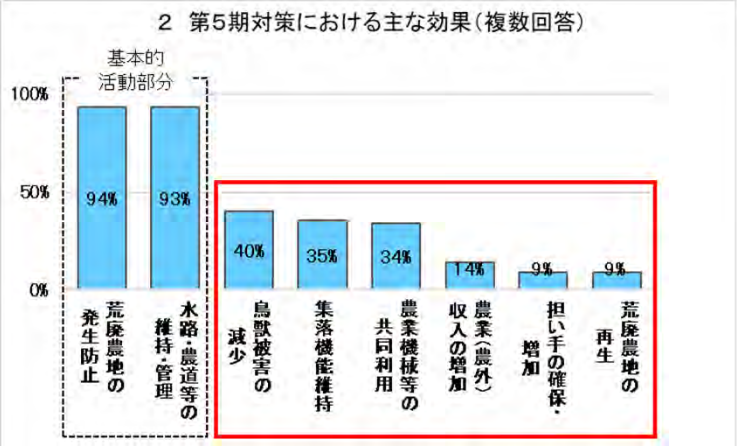
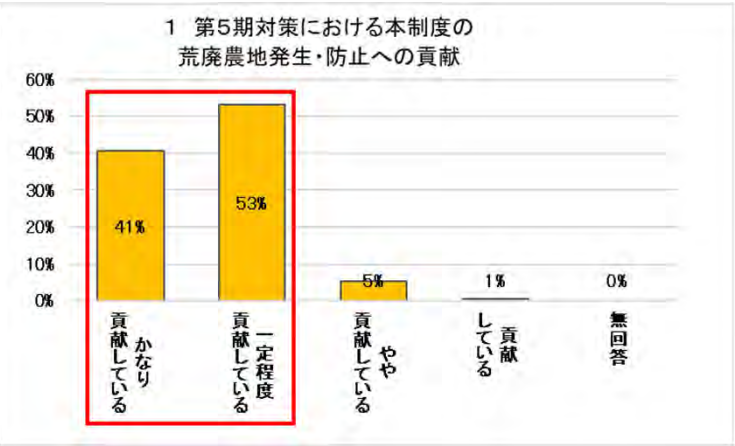
- 「かなり貢献」していると考える市町村が約4割、「一定程度貢献」しているが約5割となっており、本制度を実施しているほとんどの市町村において、本制度が荒廃農地の発生・防止に貢献していると考えている。

【本制度に取り組んだことによる効果】

- 「荒廃農地の発生防止」及び「水路・農道等の維持・管理」といった本制度の基本的な活動以外で回答が多かった項目については、「鳥獣被害の減少」と「集落機能維持」が約4割、「農業機械等の共同利用」が約3割、「農地集積・集約化」が約2割となっている。

【本制度の必要性】

- ほぼすべての市町村において、制度の継続を要望しており、約6割の市町村は「現行制度を維持し継続」、4割の市町村は「現行制度を見直して継続」を要望しており、制度を見直さず継続を要望している市町村が多い状況。



1 第5期対策における本制度の  
荒廃農地発生・防止への貢献

|             |        |
|-------------|--------|
| ①かなり貢献している  | 40.6%  |
| ②一定程度貢献している | 53.0%  |
| ③やや貢献している   | 5.5%   |
| ④貢献している     | 0.6%   |
| ⑤無回答        | 0.3%   |
| 計           | 100.0% |
| 実施市町村数      | 990    |

2 第5期対策における本制度の効果(複数回答)

|                                             |        |
|---------------------------------------------|--------|
| ①荒廃農地の発生防止                                  | 93.5%  |
| ②水路・農道等の維持、地域の環境の保全                         | 93.4%  |
| ③農業機械等の共同利用による作業の効率化                        | 34.2%  |
| ④農業(農外)収入が増加した                              | 14.2%  |
| ⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手の確保(増加)             | 9.2%   |
| ⑥担い手への農地の集積・集約化の進展                          | 20.8%  |
| ⑦鳥獣被害の減少                                    | 40.3%  |
| ⑧荒廃農地の再生                                    | 8.7%   |
| ⑨都市住民等との交流の増加                               | 5.3%   |
| ⑩定住者等の確保                                    | 1.9%   |
| ⑪生活支援活動(高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等)を開始(拡大) | 7.0%   |
| ⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能の維持                        | 35.4%  |
| ⑬その他                                        | 0.9%   |
| ⑭特に効果は感じられない                                | 0.2%   |
| ⑮無回答                                        | 0.4%   |
| 計                                           | 100.0% |
| 実施市町村数                                      | 990    |

3 本制度の必要性

|                     |        |
|---------------------|--------|
| ①現行制度を維持し、継続する必要がある | 58.9%  |
| ②制度を見直し、継続する必要がある   | 40.3%  |
| ③制度を廃止して構わない        | 0.4%   |
| ④無回答                | 0.4%   |
| 計                   | 100.0% |
| 実施市町村数              | 990    |

## 市町村と農業者の事務負担軽減となるような事務手続き等の見直しが必要

本制度を実施している市町村において、農用地や集落を維持するために有効と考えている支援等については、

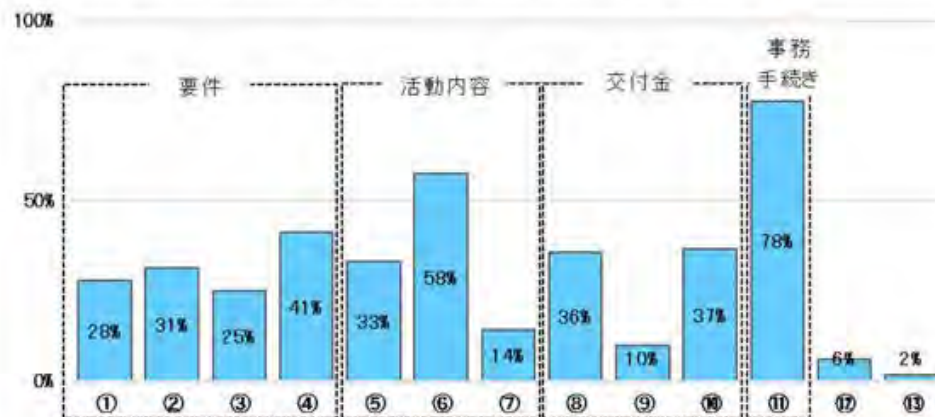
### 【本制度により取り組み易くなるための有効な改善策】

- 制度の要件に係る改善策は、「協定活動期間（5年間）の緩和」が最も多く約4割、次いで「傾斜区分の要件緩和」が約3割となっている。
- 活動内容に係る改善策は、「集落戦略の内容の簡素化」が最も多く約6割、次いで「必須活動の内容の緩和」が約3割となっている。
- 交付金に係る改善策は、「交付金返還規定の緩和」と「交付金の増額」が最も多く、それぞれ約4割となっている。
- 市町村が要望する改善策で最も多かったのは「事務負担の軽減」で、約8割の市町村が求めていることから、市町村の担当者だけではなく、農業者にとっても負担軽減となるような事務手続き等の見直しが必要となっている。

### 【農用地や集落を維持するために有効な支援等】

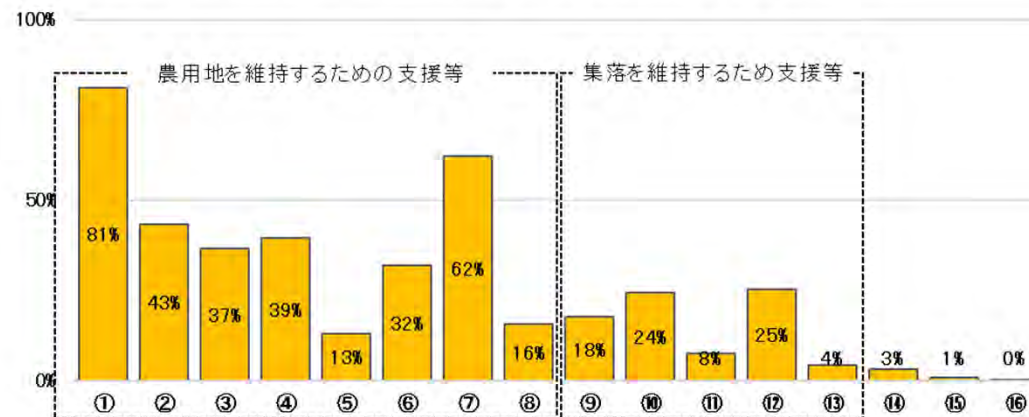
- 農用地を維持するための有効な支援等は、「担い手の確保」が最も多く約8割、次いで「鳥獣害対策」が約6割となっている。
- 集落を維持するための有効な支援等は、「定住者等の確保」が最も多く約3割、次いで「地域活動のサポート組織や人材の確保」が約2割となっており、農用地の維持に比べ集落の維持に関する要望は少ないことから、市町村は農用地維持に関心が高いことが伺える。

1 本制度により取り組み易くなるための有効な改善策（複数回答）



①対象地域の要件緩和、②傾斜区分の要件緩和、③一団の農用地(1ha以上)の要件緩和、④協定活動期間(5年間)の緩和、⑤必須活動の内容の緩和、⑥集落戦略の内容の簡素化、⑦集落マスタープランの活動方針の内容の見直し、⑧交付単価の増額、⑨加算の充実、⑩交付金返還規定の緩和、⑪様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減、⑫その他、⑬無回答

2 農用地や集落を維持するために、有効と考えられる支援等（複数回答）



①担い手の確保、②農地の集積・集約化、③機械の共同利用や農作業の効率化、④農業機械や加工施設等の整備、⑤高収益作物の栽培や農産加工等、⑥傾斜地で作業可能な農業機械導入、⑦鳥獣害対策、⑧協定の広域化や統合、⑨地域団体と連携した農地保全の仕組みづくり、⑩地域活動のサポート組織や人材の確保、⑪生活支援活動、⑫定住者等の確保、⑬都市住民との交流や地域情報の発信等、⑭その他、⑮特になし、⑯無回答

**1 本制度により取り組み易くなるための有効な改善策  
(複数回答)**

|                        |        |
|------------------------|--------|
| ①対象地域の要件緩和             | 28.0%  |
| ②傾斜区分の要件緩和             | 31.4%  |
| ③一団の農用地(1ha以上)の要件緩和    | 25.2%  |
| ④協定活動期間(5年間)の緩和        | 41.3%  |
| ⑤必須活動の内容の緩和            | 33.0%  |
| ⑥集落戦略の内容の簡素化           | 57.6%  |
| ⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し | 14.2%  |
| ⑧交付単価の増額               | 35.9%  |
| ⑨加算の充実                 | 9.8%   |
| ⑩交付金返還規定の緩和            | 36.8%  |
| ⑪様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減 | 77.7%  |
| ⑫その他                   | 6.1%   |
| ⑬無回答                   | 1.8%   |
| 計                      | 100.0% |
| 実施市町村                  | 990    |

**2 農用地や集落を維持するために、有効と考えられる支援策等(複数回答)**

|                                          |        |
|------------------------------------------|--------|
| ①農業の担い手の確保                               | 81.2%  |
| ②担い手への農地の集積・集約化                          | 43.4%  |
| ③機械の共同利用や農作業の効率化                         | 36.7%  |
| ④農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備                | 39.4%  |
| ⑤高収益作物の生産やブランド化、農産物加工                    | 13.2%  |
| ⑥傾斜地で安全に農作業できる農業用機械の導入                   | 31.9%  |
| ⑦鳥獣害対策                                   | 62.2%  |
| ⑧集落協定の広域化や統合                             | 15.8%  |
| ⑨各種団体と連携した農用地を守る仕組みの構築                   | 17.7%  |
| ⑩地域活動をサポートする組織や人材の確保                     | 24.3%  |
| ⑪地域での生活支援活動(高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等) | 7.6%   |
| ⑫地域外からの定住者等の確保                           | 25.3%  |
| ⑬都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報の発信                | 4.3%   |
| ⑭その他                                     | 3.2%   |
| ⑮特になし                                    | 0.8%   |
| ⑯無回答                                     | 0.4%   |
| 計                                        | 100.0% |
| 実施市町村数                                   | 990    |



## 小規模集落協定の廃止が課題となる中、協定の統合・広域化は有効な対策

本制度を実施している市町村が見込む次期対策の協定数、集落協定に対する統合・広域化の推進方針等については、

### 【次期対策における協定数の見込み】

- 「おおむね現状維持」と見込んでいる市町村が最も多く約5割、次いで「若干の減少」を見込んでいる市町村が4割となっており、協定数は比較的維持される見込みであるが、高齢化が進む中、協定参加者や協定面積の減少が予想される。

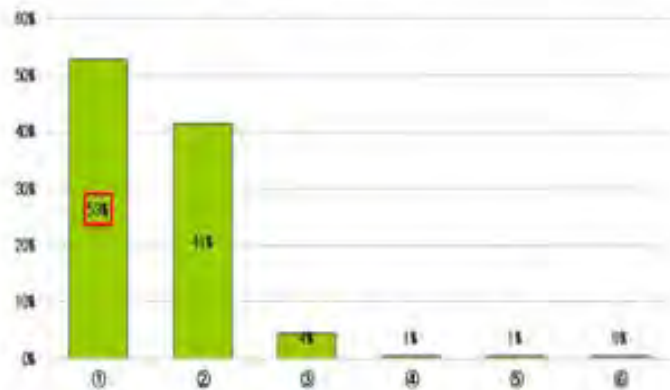
### 【次期対策における協定数が「かなり減少」又は「ほぼ全て廃止」と回答した市町村が考える協定数の減少要因】

- ほとんどの市町村が「高齢化による体力や活動意欲の低下」と「活動の中心となるリーダーの高齢化」を要因としている。このほかに約6割の市町村が「事務手続きが負担」としている。

### 【次期対策に当たっての集落協定の統合・広域化の推進に対する市町村の考え方】

- 「高齢化が進んでいる協定に対して周辺の集落協定の統合推進」を考えている市町村が約2割、「協定面積の小さな小規模協定に対して周辺の集落協定の統合推進」を考えている市町村が約1割となっている。
- 一方、約7割の市町村が「相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない」としている。高齢化等により担い手やリーダーがいない小規模な集落協定の廃止が課題となる中で、その対策として集落協定の統合・広域化は有効な対策と考えられることから、それを進めるに当たっては市町村の役割は重要となってくる。

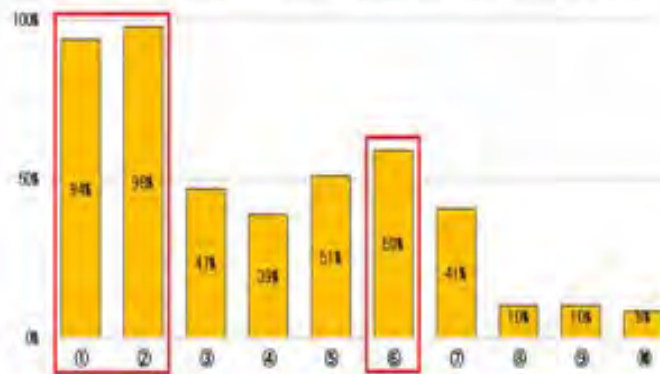
1 次期対策における協定数の見込み



① おおむね現状維持が見込まれる。② 若干の減少が見込まれる。③ かなりの減少が見込まれる。④ ほぼ全ての協定の廃止が見込まれる。⑤ 統合や広域化の意思が見込まれる。⑥ 新規や活動再開により増加が見込まれる。

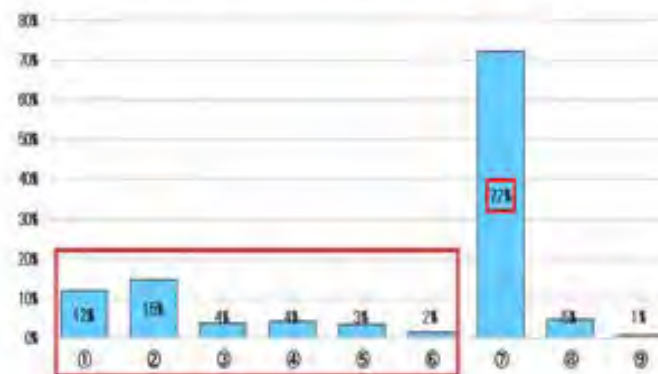
2 次期対策において、協定数が減少する要因

(1で「③かなり減少」又は「④ほぼ全ての協定が廃止」と回答した市町村)(複数回答)



① 活動の中心となるリーダーの高齢化。② 高齢化による体力や活動意欲の低下。③ 活動の中心となるリーダーの高齢化。④ 農業収入が見込めない。⑤ 高齢化による体力や活動意欲の低下。⑥ 高齢化による体力や活動意欲の低下。⑦ 高齢化による体力や活動意欲の低下。⑧ 高齢化による体力や活動意欲の低下。⑨ 高齢化による体力や活動意欲の低下。⑩ 高齢化による体力や活動意欲の低下。

3 次期対策に当たっての集落協定の統合・広域化の推進(複数回答)



① 小規模協定に周辺の協定の統合を推進。② 小規模協定に周辺の協定の統合を推進。③ 小規模協定に周辺の協定の統合を推進。④ 小規模協定に周辺の協定の統合を推進。⑤ 小規模協定に周辺の協定の統合を推進。⑥ 小規模協定に周辺の協定の統合を推進。⑦ 小規模協定に周辺の協定の統合を推進。⑧ 小規模協定に周辺の協定の統合を推進。⑨ 小規模協定に周辺の協定の統合を推進。

### 1 次期対策における協定数の見込み

|                     |        |
|---------------------|--------|
| ①おおむね現状維持が見込まれる     | 52.5%  |
| ②若干の減少が見込まれる        | 41.3%  |
| ③かなりの減少が見込まれる       | 4.4%   |
| ④ほぼすべての協定の廃止が見込まれる  | 0.5%   |
| ⑤統合や広域化の進展が見込まれる    | 0.5%   |
| ⑥新規や活動再開により増加が見込まれる | 0.4%   |
| ⑦無回答                | 0.3%   |
| 計                   | 100.0% |
| 実施市町村数              | 990    |

### 2 次期対策において、協定数が減少する要因 (1で「③」又は「④」を回答した市町村)(複数回答)

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| ①活動の中心となるリーダーの高齢化     | 93.9%  |
| ②高齢化による体力や活動意欲の低下     | 98.0%  |
| ③地域農業の中心となる者がいない      | 46.9%  |
| ④農業収入が見込めない           | 38.8%  |
| ⑤鳥獣被害の増加              | 51.0%  |
| ⑥事務手続きが負担             | 59.2%  |
| ⑦交付金の遡及返還が不安          | 40.8%  |
| ⑧統合の相手先となる協定がない       | 10.2%  |
| ⑨協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難 | 10.2%  |
| ⑩その他                  | 8.2%   |
| ⑪無回答                  | 0.0%   |
| 計                     | 100.0% |
| (1)で③又は④を回答した市町村数     | 49     |

### 3 次期対策に当たっての集落協定の統合・広域化の 推進(複数回答)

|                           |        |
|---------------------------|--------|
| ①小規模協定に周辺の協定の統合を推進        | 11.9%  |
| ②高齢化している協定に周辺の協定の統合を推進    | 14.6%  |
| ③集落協定の規模等に関わらず統合を推進       | 3.6%   |
| ④集落協定に周辺の未実施集落の取り込みを推進    | 4.1%   |
| ⑤未実施集落に対する協定締結を推進         | 3.4%   |
| ⑥担い手に対して個別協定への取組を推進       | 1.6%   |
| ⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない | 72.1%  |
| ⑧その他                      | 4.8%   |
| ⑨無回答                      | 0.8%   |
| 計                         | 100.0% |
| 実施市町村数                    | 990    |

## 7－(5)－④ 本制度実施市町村における5年後(R10年度)の農用地の荒廃状況、今後の農村RMOの推進意向

今後、集落の寄合や行事が減ることから、これらを補完し、地域で支え合う仕組みづくりが必要

本制度実施市町村における5年後(R10年度)の農用地の荒廃状況、今後の農村RMOの推進意向については、

### 【5年後(R10年度)の農用地の荒廃状況】

- 「かなり荒廃化が進む」と考えている市町村は約2割、「やや荒廃化が進む」とした市町村は約7割で、9割の市町村が荒廃化が進むと考えている。

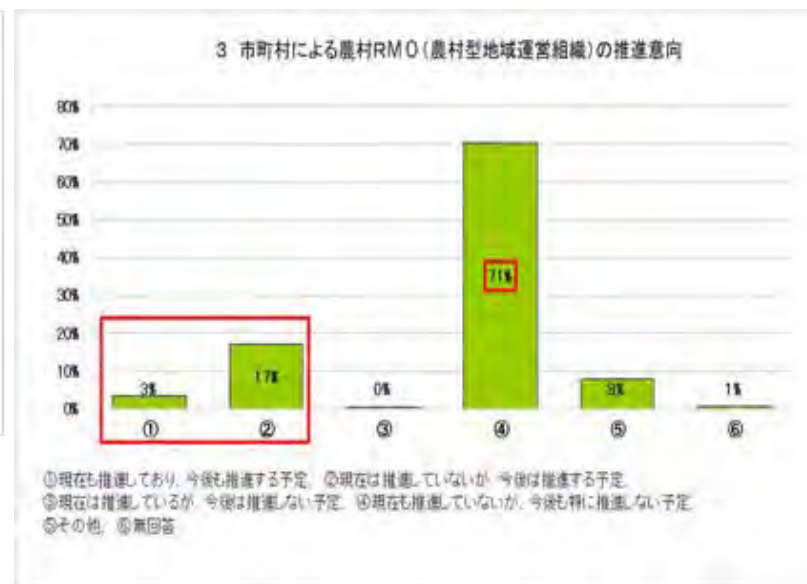
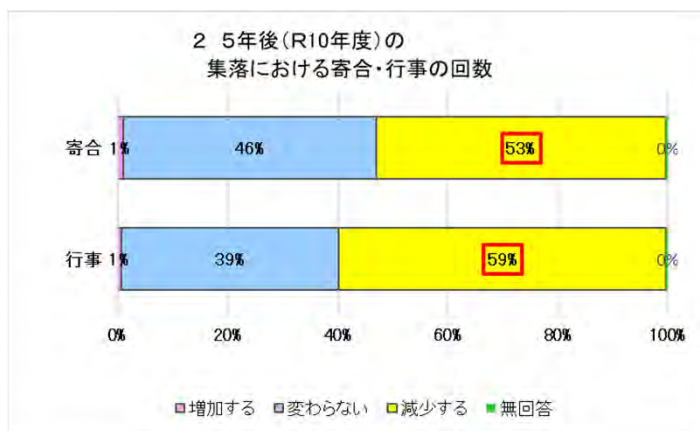
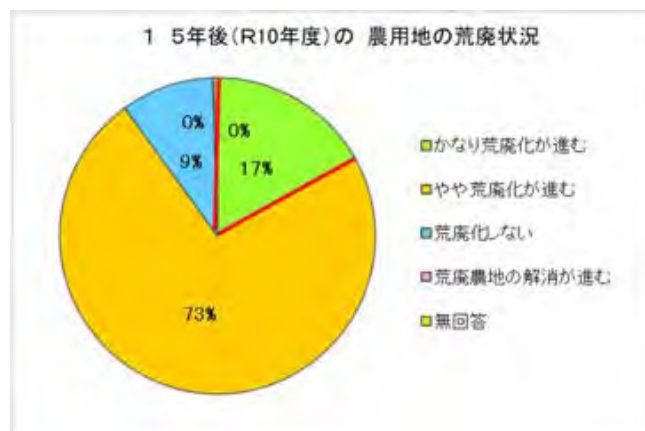
### 【5年後(R10年度)の集落における寄合・行事の回数】

- 寄合の回数については、「減少する」が「変わらない」に比べ、やや多くなっている。
- 行事については、「減少する」が6割、「変わらない」が4割となっており、住民の高齢化が進む中、集落で行事を行うことはさらに難しくなってくることから、これらを補完し、地域で支え合う仕組みづくりが必要となってくる。

### 【市町村による農村RMOの推進状況と今後の意向】

- 「現在は推進していないが、今後推進する予定」としている市町村が約2割、「現在も推進しており、今後も推進する予定」としている市町村もわずかにあった。
- 一方、約7割の市町村が「現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定」としている。高齢化等により農用地の荒廃が進み、集落機能の弱体化が課題となる中で、まずは市町村に農村RMOの意義を理解してもらうための取組が必要と考えられる。

※農村RMOとは、小学校区程度の複数の集落が自治会や集落協定、農業法人、社会福祉協議会などの関係機関と連携して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。



**1 5年後(R10年度)の  
農用地の荒廃状況**

|             |        |
|-------------|--------|
| ①かなり荒廃化が進む  | 16.8%  |
| ②やや荒廃化が進む   | 73.2%  |
| ③荒廃化しない     | 9.5%   |
| ④荒廃農地の解消が進む | 0.2%   |
| ⑤ 無回答       | 0.3%   |
| 計           | 100.0% |
| 実施市町村数      | 990    |

**2 5年後(R10年度)の  
集落における寄合・行事の回数**

|           | 寄合     | 行事     |
|-----------|--------|--------|
| ①今よりも増加する | 1.1%   | 0.8%   |
| ②今と変わらない  | 45.9%  | 39.4%  |
| ③今よりも減少する | 52.7%  | 59.5%  |
| ④無回答      | 0.3%   | 0.3%   |
| 計         | 100.0% | 100.0% |
| 実施市町村数    | 990    | 990    |

**3 市町村による農村RMO(農村型地域運営組織)の推進意向**

|                           |        |
|---------------------------|--------|
| ①現在も推進しており、今後も推進する予定      | 3.4%   |
| ②現在は推進していないが、今後は推進する予定    | 17.2%  |
| ③現在は推進しているが、今後は推進しない予定    | 0.4%   |
| ④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定 | 70.5%  |
| ⑤その他                      | 7.9%   |
| ⑥無回答                      | 0.6%   |
| 計                         | 100.0% |
| 実施市町村数                    | 990    |



協定参加者の高齢化が進む中で、工夫しながら集落戦略の作成を推進

体制整備単価に取り組む集落協定がある市町村が、体制整備単価の要件である集落戦略の作成を推進するに当たって、苦労した点や工夫した点については、

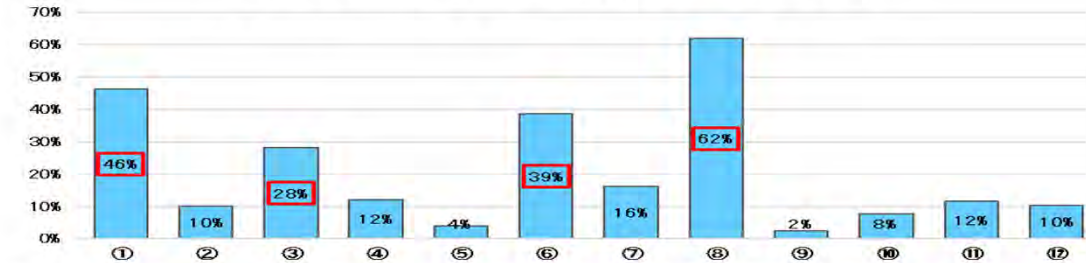
【市町村が集落戦略の作成を推進するに当たって苦労した点】

- 「高齢化により10年後の農用地の将来像を考えること」に苦労した市町村が最も多く約6割、次いで「話し合いの場の設置」に苦労したが約5割、「地域の農業を担う担い手の目途が立たない」が約4割となっており、協定参加者の高齢化が進んでいることを要因とした苦労が上位となっている。

【市町村が集落戦略の作成を推進するに当たって工夫した点】

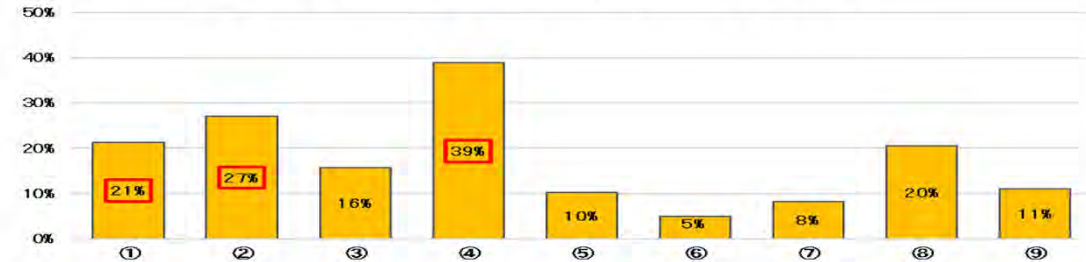
- 「協定参加者が今後も健在なことを前提」に作成を推進したが最も多く約4割、次いで「話し合いをリードする者の活用」が約3割、「アンケートや戸別訪問等により話し合いの方法の工夫」が約2割となっており、集落戦略の作成が進んでいない協定がある市町村においては、こうした工夫を参考に早急に作成を推進する必要がある。

1 集落戦略の作成の推進に当たって苦労した点(複数回答)



①話し合いの場の設置、②協定参加者以外の参集、③話し合いをリードする者の確保や話し合いを進めること、④担い手が耕作する農地の明確化、⑤維持・管理のみを行う農地(粗放的利用する農地)の明確化、⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない、⑦寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない、⑧高齢化により10年後の農用地の将来像を考えること、⑨協定の広域化により話し合いの範囲や集落戦略作成の調整、⑩その他、⑪特になし、⑫無回答

2 集落戦略の作成の推進に当たって工夫した点(複数回答)



①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫、②話し合いをリードする者を活用した、③関係機関の協力を得た、④協定参加者が、今後も健在なことを前提とした、⑤担い手やリーダーの確保、農地バンクの利用を前提とした、⑥集落戦略の作成範囲を分割し、話し合いの単位を小さくした、⑦その他、⑧特になし、⑨無回答

1 集落戦略の作成の推進に当たって苦労した点(複数回答)

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| ①話し合いの場の設置                   | 46.2%  |
| ②協定参加者以外の参集                  | 10.2%  |
| ③話し合いをリードする者の確保や話し合いを進めること   | 28.2%  |
| ④担い手が耕作する農地の明確化              | 12.1%  |
| ⑤維持・管理のみを行う農地(粗放的利用する農地)の明確化 | 4.0%   |
| ⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない         | 38.6%  |
| ⑦寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない    | 16.2%  |
| ⑧高齢化により10年後の農用地の将来像を考えること    | 61.9%  |
| ⑨協定の広域化により話し合いの範囲や集落戦略作成の調整  | 2.5%   |
| ⑩その他                         | 7.8%   |
| ⑪特になし                        | 11.6%  |
| ⑫無回答                         | 10.4%  |
| 計                            | 100.0% |
| 実施市町村数                       | 883    |

2 集落戦略の作成の推進に当たって工夫した点(複数回答)

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| ①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫   | 21.3%  |
| ②話し合いをリードする者を活用した            | 27.1%  |
| ③関係機関の協力を得た                  | 15.7%  |
| ④協定参加者が、今後も健在なことを前提とした       | 38.8%  |
| ⑤担い手やリーダーの確保、農地バンクの利用を前提とした  | 10.3%  |
| ⑥集落戦略の作成範囲を分割し、話し合いの単位を小さくした | 5.0%   |
| ⑦その他                         | 8.3%   |
| ⑧特になし                        | 20.5%  |
| ⑨無回答                         | 11.1%  |
| 計                            | 100.0% |
| 実施市町村数                       | 883    |



## 8 次期対策の継続意向（詳細）

---

## 8- (1)-① 次期対策の継続・広域化の意向(集落協定)

### 高齢化や担い手不足を補完し、活動を継続できる体制づくりが急務

全ての集落協定を対象とした次期対策の継続意向のほか、継続意向のある協定に対する広域化の意向、活動廃止意向の協定の廃止理由については、

#### 【次期対策の継続意向（集落協定）】

- 「継続意向」がある集落協定は約9割で最も多く、「廃止意向」は約1割であった。廃止意向の協定は少ないものの、高齢化が進む状況を踏まえると、協定参加者数が減少し、それによる協定対象農用地面積の減少が予想される。

#### 【廃止意向の集落協定における協定廃止の理由】

- 「高齢化による体力や活動意欲の低下」による廃止が最も多く約9割、次いで「活動の中心となるリーダーの高齢化」、「地域農業の担い手がない」がそれぞれ約6割となっている。上位2項目の割合は、第4期対策末で廃止した集落協定の廃止理由と同様であり、高齢化や担い手不足を補完し、活動を継続できる体制づくりが急務となっている。

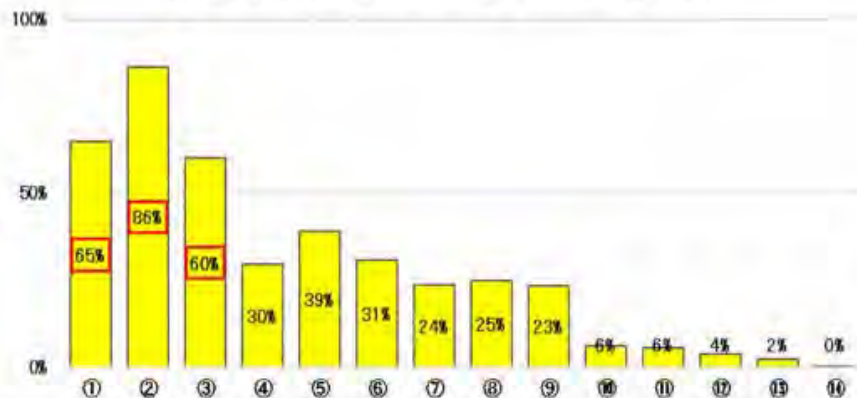
#### 【継続意向のある集落協定の広域化の意向】

- 継続意向のある集落協定のうち、約2割に広域化の意向があることから、集落協定や市町村は、近隣の継続意向のある協定だけでなく、廃止意向のある協定や未実施集落に対して、関係機関と一体となって広域化を働きかけることが必要。

1 次期対策の継続意向(集落協定)

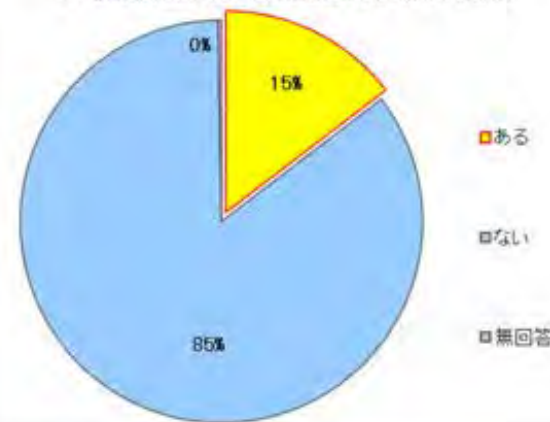


2 廃止意向の集落協定における協定廃止の理由(複数回答)



①活動の中心となるリーダーの高齢化、②高齢化による体力や活動意欲低下、③地域農業の担い手がない、④農業収入が見込めない、⑤鳥獣被害の増加、⑥農道や水路、畦畔の管理が困難、⑦圃場条件が悪い、⑧事務手続きが負担、⑨交付金の滞り及返還が不安、⑩統合の相手先となる協定がない、⑪協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難、⑫交付金がなくても農用地の維持・管理が可能、⑬その他、⑭無回答

3 継続意向のある集落協定の広域化の意向





**1 次期対策の継続意向  
(集落協定)**

|       | 集落協定   |
|-------|--------|
| ①継続   | 92.7%  |
| ②廃止   | 7.0%   |
| ③無回答  | 0.2%   |
| 計     | 100.0% |
| 集落協定数 | 23,580 |

**2 廃止意向の集落協定における協定廃止の理由  
(複数回答)**

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| ①活動の中心となるリーダーの高齢化     | 64.0% |
| ②高齢化による体力や活動意欲低下      | 84.8% |
| ③地域農業の担い手がない          | 59.2% |
| ④農業収入が見込めない           | 29.1% |
| ⑤鳥獣被害の増加              | 38.4% |
| ⑥農道や水路、畦畔の管理が困難       | 30.3% |
| ⑦圃場条件が悪い              | 23.4% |
| ⑧事務手続きが負担             | 24.6% |
| ⑨交付金の遡及返還が不安          | 23.2% |
| ⑩統合の相手先となる協定がない       | 6.2%  |
| ⑪協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難 | 5.6%  |
| ⑫交付金がなくても農用地の維持・管理が可能 | 3.8%  |
| ⑬その他                  | 2.3%  |
| ⑭無回答                  | 0.4%  |
| 計                     | 100   |
| 廃止意向協定数               | 1,657 |

**3 継続意向の集落協定に  
おける広域化の意向**

|         |        |
|---------|--------|
| ①ある     | 14.6%  |
| ②ない     | 85.2%  |
| ③無回答    | 0.1%   |
| 計       | 100.0% |
| 継続意向協定数 | 21,868 |

個別協定の廃止理由も、集落協定と同様に高齢化や担い手不足

すべての個別協定を対象とした次期対策の継続意向、活動廃止意向のある協定の廃止理由については、

【次期対策の継続意向（個別協定）】

○ 「継続意向」がある個別協定は約9割で最も多く、「廃止意向」は約1割であった。個別協定の協定数は、制度創設以降、毎年度増加している中、減少に転じる可能性も出ている。

【廃止意向の個別協定における協定廃止の理由】

○ 「高齢化による体力の低下や病気」による廃止が最も多く約7割、次いで「後継者がいない」、「農道や水路、畦畔の管理が困難」がそれぞれ約4割となっている。個別協定の廃止理由も、集落協定と同様に高齢化や担い手不足が要因であり、担い手の確保が課題となっている。



1 次期対策の継続意向  
(個別協定)

|       | 個別協定   |
|-------|--------|
| ①継続   | 92.0%  |
| ②廃止   | 7.5%   |
| ③無回答  | 0.5%   |
| 計     | 100.0% |
| 集落協定数 | 573    |

2 廃止意向の個別協定における協定廃止の理由  
(複数回答)

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| ①高齢化による体力低下や病気        | 72.1%  |
| ②後継者がいない              | 44.2%  |
| ③これ以上の規模拡大が困難         | 20.9%  |
| ④集落協定への参加             | 7.0%   |
| ⑤農道や水路、畦畔の管理が困難       | 41.9%  |
| ⑥農業収入が見込めない           | 20.9%  |
| ⑦鳥獣被害の増加              | 32.6%  |
| ⑧圃場条件が悪い              | 25.6%  |
| ⑨事務手続きが負担             | 14.0%  |
| ⑩交付金の遡及返還が不安          | 16.3%  |
| ⑪交付金がなくても農用地の維持・管理が可能 | 2.3%   |
| ⑫その他                  | 4.7%   |
| 計                     | 100.0% |
| 廃止意向個別協定数             | 43     |

8－(1)－③ 集落協定役員の状況と次期対策の役員の目途

継続意向はあっても、役員の目途がない協定に対する支援の検討と体制づくりが必要

第4期対策の末で活動を廃止した集落協定の廃止理由の多くが、「集落のリーダーがいない」であったことから、すべての集落協定を対象とした役員の年齢や次期対策の目途については、

【集落協定役員の年齢】

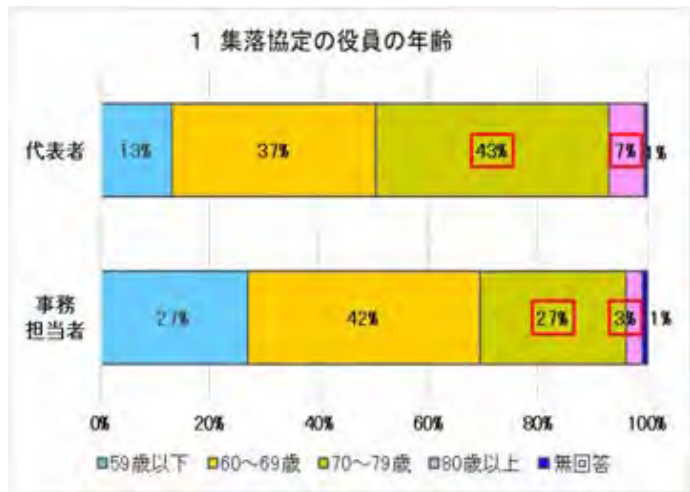
○ 「70歳以上」が代表者で5割、事務担当者で3割となっており、多くの集落協定で高齢の方が協定の中心を担っている。

【集落協定の役員になってからの年数】

○ 「4年以下」が最も多く、代表者・事務担当者ともに約4割となっている一方、「15年以上」役員をしている代表者・事務担当者ともに約2割いることから、役員の確保が難しい状況が伺える。

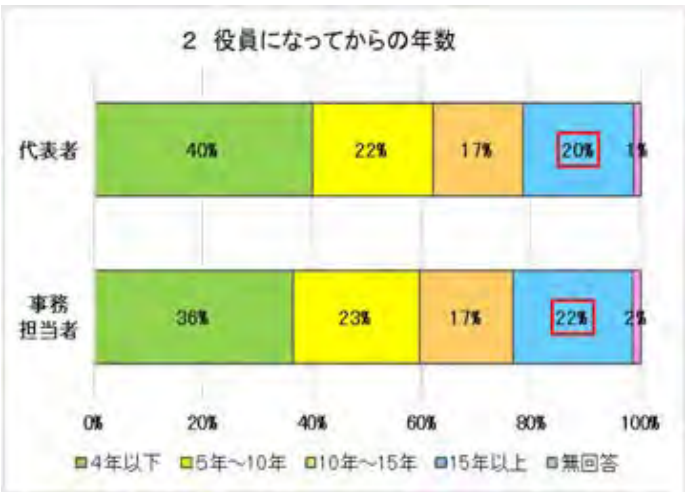
【継続意向協定における次期対策での役員の目途】

○ 「次期対策の役員の目途がない」が代表者で約3割、事務担当者で約1割となっており、継続意向はあるものの、役員の目途がついていない協定もかなりあることから、こうした集落協定の活動継続に向けた、支援の在り方の検討と体制づくりが必要。



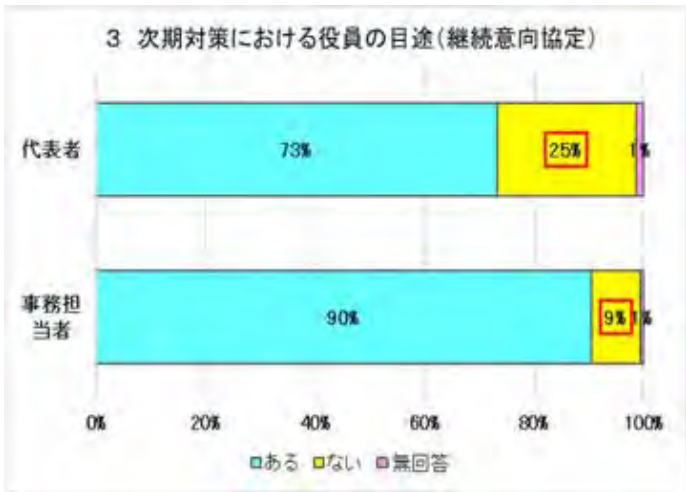
1 集落協定役員の年齢

|         | 代表者    | 事務担当者  |
|---------|--------|--------|
| ①59歳以下  | 13.0%  | 26.9%  |
| ②60～69歳 | 37.3%  | 42.4%  |
| ③70～79歳 | 42.6%  | 26.8%  |
| ④80歳以上  | 6.5%   | 2.9%   |
| ⑤無回答    | 0.6%   | 0.9%   |
| 計       | 100.0% | 100.0% |
| 集落協定数   | 23,580 | 23,580 |



2 役員になってからの年数

|          | 代表者    | 事務担当者  |
|----------|--------|--------|
| ①4年以下    | 39.9%  | 36.3%  |
| ②5年～10年  | 22.1%  | 23.2%  |
| ③10年～15年 | 16.5%  | 17.0%  |
| ④15年以上   | 20.3%  | 21.9%  |
| ⑤無回答     | 1.2%   | 1.5%   |
| 計        | 100.0% | 100.0% |
| 集落協定数    | 23,580 | 23,580 |



3 次期対策における役員の目途

|       | 代表者    | 事務担当者  |
|-------|--------|--------|
| ①ある   | 73.1%  | 90.4%  |
| ②ない   | 25.5%  | 9.0%   |
| ③無回答  | 1.4%   | 0.6%   |
| 計     | 100.0% | 100.0% |
| 集落協定数 | 21,868 | 21,868 |

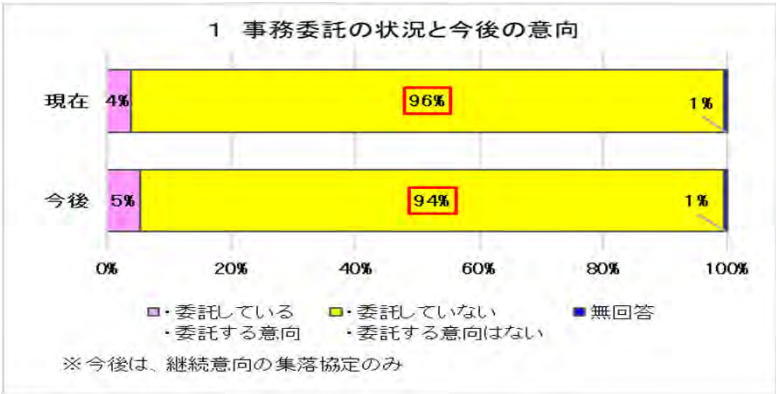
※継続意向の集落協定のみ

8－(2) 集落協定における事務の委託状況

複数の集落協定等が連携して事務の委託と統合を図ることは、農地の維持と活動継続に有効

すべての集落協定における事務の委託状況と今後の意向については、  
【事務の委託状況と今後の意向】  
○ ほぼすべての協定が現在、事務を委託しておらず、今後も委託する意向はないとしている。事務手続きを負担として、活動を廃止する集落協定が多いことや協定参加者が高齢化する中、事務委託は事務軽減と協定活動の継続に有効な対策と考えられる。

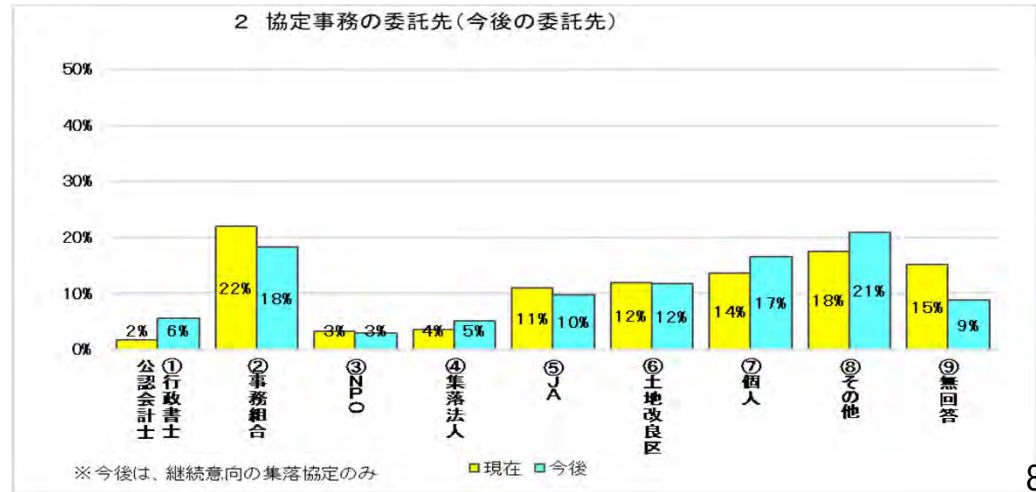
【協定事務の委託先】  
○ 現在、事務を委託している集落協定の委託先では「事務組合」が最も多く約2割で、今後の委託先でも約2割となっている。事務組合は、複数の集落協定が経費を拠出して運営しているケース、多面的機能支払交付金の活動組織と経費を拠出して運営しているケースなどがある。



1 協定事務の委託状況と今後の意向

| 現在の委託状況  |        | 今後の意向    |        |
|----------|--------|----------|--------|
| ①委託している  | 3.8%   | ①委託の意向あり | 5.4%   |
| ②委託していない | 95.6%  | ②委託の意向なし | 94.0%  |
| ③無回答     | 0.5%   | ③無回答     | 0.5%   |
| 計        | 100.0% | 計        | 100.0% |
| 集落協定数    | 23,580 | 集落協定数    | 21,868 |

※ 今後は、継続意向の集落協定のみ



2 協定事務の委託先(今後の委託先)

|            | 現在     | 今後     |
|------------|--------|--------|
| ①行政書士公認会計士 | 1.8%   | 5.6%   |
| ②事務組合      | 22.0%  | 18.3%  |
| ③NPO       | 3.3%   | 3.0%   |
| ④集落法人      | 3.6%   | 5.2%   |
| ⑤JA        | 11.0%  | 9.8%   |
| ⑥土地改良区     | 11.9%  | 11.8%  |
| ⑦個人        | 13.7%  | 16.6%  |
| ⑧その他       | 17.6%  | 21.0%  |
| ⑨無回答       | 15.1%  | 8.8%   |
| 計          | 100.0% | 100.0% |
| 集落協定数      | 1,025  | 1,298  |

※ 今後は、継続意向の集落協定のみ

| (参考)その他の主な委託先    |
|------------------|
| 市町村農業再生協議会       |
| 市町村農業公社          |
| 一般社団法人 地域活動センター等 |
| 一般企業             |
| 地域住民組織           |
| 農業法人 等           |



## 9 道府県及び道府県第三者委員会における特徴的な意見等

---

9 道府県及び道府県第三者委員会における特徴的な意見・所見

本制度を実施する道府県は、第三者委員会を設置し、本制度に係る検討・評価をすることとなっている。  
今回の中間年評価では、道府県は協定の活動状況及びアンケート調査結果を取りまとめ、所見を付した中間年評価書（案）を道府県の第三者委員会に諮り、同委員会において検討・評価し、同委員会の意見が付した中間年評価書を国に報告する。  
この道府県の中間年評価書の中から、特徴的な所見（道府県）及び意見（第三者委員会）について、次のとおり整理した。

1 制度の在り方

- ① 集落戦略の効果を見ても集落協定では、人材確保と農用地維持に関する部分が多く、まず人と農地をどうするかが精一杯で、その他の活動にまで手が回っていない。（道府県）
- ② 集落を支援する制度であるべきという視点からも、個人でできることと、政策としてすべきことを分け、人が住み続けられる条件を見据えて、制度を展開する時期に来ている。（第三者委員会）
- ③ 守るべき農地を少人数で効率的に維持する仕組みづくりや、集落内での荒廃農地の点在を避けて、守れる農地を集約した上で耕作条件整備や鳥獣害対策等を行うなど、今後の中山間地域の実情にあった農村地域づくりを進めていく必要。（第三者委員会）
- ④ 制度の継続に向けては、耕作地が地域として続く可能性や、担い手の可能性等、将来に担い手が見込める地理的条件を検討し、判断指標の作成を行った上で、集落への支援の濃淡を定めていくことが必要。（第三者委員会）

2 農用地の利用

- ① 高齢化が進行する中、全ての農用地の維持は難しいことから、特に条件の悪い農用地は粗放的管理に移行するなどの検討も必要。（第三者委員会）
- ② 中山間地の一部では、無理して農用地を維持せず、集落レベルではなく地域レベルでの土地利用計画の作成が必要な段階に至りつつある。（第三者委員会）
- ③ 協定活動終了後の明確な土地利用に関する方針はないものと考えられるため、営農を実施しない場合は粗放の利用や鳥獣緩衝帯としての利用等の農地の長期的な利用について検討する必要がある。（道府県）
- ④ 広域化の意向がある協定のみならず、廃止意向の協定においても、粗放の農地管理等を視野に入れながら、広域化へ向けた近隣協定との調整が必要である。（第三者委員会）

### 3-1 制度の課題(事務負担の軽減)

- ① 事務負担の軽減に向けては集落協定の広域化が有効である。（道府県）
- ② 集落協定は事務作業を市町村に過度に依存していることから、地域内外の組織や支援団体等への適切な委託を推進することで、集落協定への指導に係る市町村の負担軽減にもつながる。（第三者委員会）
- ③ 事務負担の軽減については、もっと先進的な考え方で検討しないと、解決しない。例えば、事務相談センターの立ち上げや、他業種の力を得るなど、新しい知恵を出し合うことが必要。（道府県）
- ④ 集落協定への事務負担軽減の支援策として、NPO法人による事務サポート業務の検討をしており、市町村及びNPO法人と連携して取組を進める。（都道府県）
- ⑤ 多面的機能支払制度との事務統合・事務委託等に向けて検討する必要がある。（道府県）

### 3-2 制度の課題(協定の統合・広域化)

- ① 集落協定毎に運営方法が異なり、統合を一気に進めることは難しいことから、経理事務のみ、共同活動のみなど、部分的に広域化していく手法を検討する。（道府県）
- ② 国に提出する書類を整える作業は、誰が担っても良いので、広域化により充実する事務担当者や応援チームが担えばよく、この点において広域化の意味はあるかもしれない。（第三者委員会）
- ③ 広域化は、集落協定同士が経費負担を融通したり、鳥獣被害の防止柵を共同で設置することで技術の伝承効果もあり、活性化にも繋がる。（第三者委員会）
- ④ 広域化によって活動が継続できるのか不安を持っているようである。例えば、事務の共通的事項は広域化し、個別の協定活動は継続することはできないか。（第三者委員会）

### 3-3 制度の課題(活動のサポート)

- ① 本制度の効果をさらに向上させ、新たな活動を誘発するためのNPO等、行政以外の連携の促進や行政OBなどを活用した専門指導者によるサポート・コーディネーター体制の構築などを検討すべき。（第三者委員会）
- ② 協定役員の確保について、外部人材の活用も視野に入れてはどうか。例えば、地域おこし協力隊員が役員をサポートするのも1つの策。（都道府県）

### 3-4 制度の課題(多様な組織との連携)

- ① 集落と教育機関等をつなぐための仕組みづくりが必要である。教育機関等との連携により、若い世代など人の呼び込み効果も期待できる。また、集落協定と地域の多様な組織との連携は、農業のみならず集落内の世帯間の関係につながるため有効。（第三者委員会）
- ② 県の学習要領では環境学習を行うこととされており、教育を通じて次世代につなぐことは非常に重要。教育機関と連携して、将来を見据えた連携体制の推進が必要。（第三者委員会）

### 3-5 制度の課題(農村RMOの推進)

- ① 農村RMOも重要であるが、核となるリーダー、まとめるコーディネーター等、事務支援するサポート体制などの必要な支援を整理し、推進していく必要。（道府県）
- ② 高齢化により担い手の確保が難しい集落が多いことから、隣接する集落や他の団体との連携により、地域の維持を模索する必要がある。各市町村には既に地域運営組織があることが多く、既存の組織に農業組織を含めて活動することで、比較的スムーズに農村RMOの形成を推進できる。（道府県）

### 3-6 制度の課題(その他)

- ① 本制度は税金によって成り立つものであり、納税者の立場から見た中山間地域をめぐる多面的機能のあり方と、農業サイドからの制度の受け止め方、この両面から今後の進め方を考える必要がある。（第三者委員会）
- ② 本制度は、税金が農村に交付されているものなので、農村に住んでいない国民が本制度をどう受け止めるかが重要であり、農道や関連施設の維持管理等に対して交付金が交付されている背景を再認識してもらうこと重要。（第三者委員会）
- ③ 集落戦略の策定支援については、「地域計画（人・農地プラン）」策定のための県推進方針（令和4年8月）に基づき、設置している「県庁（県民局）一体的推進チーム」で市町・地域に対する周知・啓発や地域への働きかけ活動支援を行う。（道府県）
- ④ 廃止意向協定が多い市町村を対象として、課題解決のための対策や今後の推進方針等についての意見交換や、課題解決に向けて必要な支援・助言を行う推進キャラバンを令和5年度と令和6年度に実施する。（道府県）